

2021年度
自己点検・評価年報

同志社女子大学

目 次

1. 理念・目的	1
2. 内部質保証	5
3. 教育研究組織	1 6
4. 教育課程・学習成果	2 0
5. 学生の受け入れ	3 6
6. 教員・教員組織	4 4
7. 学生支援	5 0
8. 教育研究等環境	6 3
9. 社会連携・社会貢献	7 3
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	7 8
(2) 財務	8 9

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学部においては学部、学科又は専攻ごとに、大学院においては研究科、専攻又は課程ごとに、人材育成目的その他の教育研究上の目的を設定していますか。
- (2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的は連関していますか。

1) 大学の理念及び目的

同志社女子大学は、新島襄の先駆的な女子教育への情熱に基づく女子塾を起源とし、創立以来、「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、時代の変化や社会の要請に応じた教育を行い、いずれの学部学科においても、専門分野に関わる知識と幅広い教養を身につけ、視野の広い豊かな人間性と多様な進路に柔軟に対応できるバランスを身につけた女性を社会に送り出してきた。

大学及び大学院の目的は、教育理念に基づいて、同志社女子大学学則（以下、「学則」という。）第1条と同志社女子大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第1条に、それぞれ以下のとおり定めている。

【学則】

第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として学術の教授研究を行うとともに、キリスト教の精神にしたがい、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成することを目的とする。

【大学院学則】

第1条 同志社女子大学大学院は、立学の精神に基づき学部の教育の基礎のうえに、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与する女性の育成を目的とする。

また、2007年には教育理念を基本として「同志社女子大学が育む女性像」を以下のとおり定めている。専任教職員だけでなく有期雇用の教職員、業務委託や派遣社員等も含む本学で働く全ての者に対して毎年「クレド」を作製・配付し、これに「建学の精神・教育理念」(Spirit)とあわせて「同志社女子大学が育む女性像」(Mission)等を記載することで教職員の共通意識の醸成に努めている。

同志社女子大学が育む女性像

古きを大切にし、新しきを生きる。
リベラル・アーツとともに品格と良心をもって、
ゆたかな世界づくりに寄与する女性。

2) 学部・研究科の目的

各学部・研究科の人材養成目的は、学則第1条及び大学院学則第1条に規定した大学及び大学院の目的を踏まえた上で、学部は学則第2条の3により学部及び学科・専攻を単位として学則の別表1に、研究科は大学院学則第2条の2により専攻及び課程を単位として大学院学則の別表1にそれぞれ適切に定めている。

点検・評価項目②：

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学部においては学部、学科又は専攻ごとに、大学院においては研究科、専攻又は課程ごとに人材育成目的その他の教育研究上の目的を設定し、適切に明示していますか。
- (2) 大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を教職員、学生、社会に対する刊行物やウェブサイト等で周知及び公表していますか。

1) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の適切な明示

大学の理念・目的は学則第1条に明示し、学部・学科の人材養成目的は学則第2条の3により別表1に明示している。なお、学芸学部音楽学科及び生活科学部食物栄養科学科については専攻ごとの人材養成目的も明示している。また、大学院についても大学院学則第1条に大学院の目的を明示しており、専攻・課程ごとの人材養成目的は大学院学則第2条の2により別表1に明示している。

2) 大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の教職員や学生への周知、社会への公表

大学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、本学 Web サイト等を通じて学生及び教職員に周知し、広く社会に対して公表している。また、本学の志願者に対しては、大学の広報誌である「大学案内」に教育理念及び「同志社女子大学が育む女性像」を、また「入試ガイド」には教育理念・目標をそれぞれ明示し、周知を図っている。

学部生に対しては、所属する学部の履修要項に学則や学科の教育理念・目標等を掲載し、大学や学部・学科の理念及び目的の周知を図っている。また、学科によっては、オリエンテーションやガイダンスにおいて学部・学科の目的等を説明している。大学院生に対しては、大学院共通の履修要項に大学院学則や専攻・課程ごとの人材養成に関する目的等を掲載し、大学院の理念・目的の周知を図っている。

また、在学生全員に配付する学生生活等の手引きである「DWCLA Campus Life Guide」に本学

の建学の精神や教育理念、学生に卒業までに身につけてもらいたい10の力である「DWCLA10」を掲載し、周知に努めている。

教職員に対しては、先述のクレドの配付のみならず、教職員合同研修においても過去に何度も本学の歴史及び教育理念について学ぶ機会を設けている。

点検・評価項目③：

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

〔評価の視点〕

(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していますか。中・長期の計画等は認証評価の結果等と踏まえて策定していますか。

1) Vision150の策定と実行

本学では、2011年12月に中・長期計画として「将来構想に向けた方針・方策」を策定し、7つの分野（理念、教育・学生支援、研究、施設・設備、社会連携、学生の受け入れ、管理運営・組織）ごとに目標を設定し、その目標に対して、2012年度～2016年度の5年間に68事業を展開してきた。2016年度には、この「将来構想に向けた方針・方策」で取り組んだ成果や課題を踏まえ、創立150周年を迎える2026年に向けた10年間（2017年度～2026年度）の新しい将来構想として「Vision150」を策定し、学内外に公表した。

「Vision150」のコンセプトは「21世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の養成」とし、「創造性を育む教育の推進」「自分自身を生涯にわたりデザインできる女性の育成」「『学修するコミュニティ』の構築」「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」の四つの長期目標を掲げている。前回の認証評価結果との関係では、例えば「創造性を育む教育の推進」において、インタラクティブな教育方法による問題発見・解決能力の向上と本学の長所とされた「DWCLA10」のより一層の獲得に向けて、自立した女性の育成を目指したアクティブ・ラーニングを広く展開する等、学士課程教育の充実と強化を図っている。また、「『学修するコミュニティ』の構築」でも社会と繋がる学習機会の創出としてボランティア活動支援センターによるボランティア活動の促進等を掲げており、本学の長所と評価された「キリスト教主義」の精神が学生に浸透している結果として、学生が自発的に活動を展開する社会連携・社会貢献をさらに進めていく取り組みとなっている。

なお、「Vision150」では、最初の5年間（2017年度～2021年度）を第1期、次の5年間（2022年度～2026年度）を第2期と区分し、5年間ごとの中期目標とそれを達成するための重点的な取り組み事項としてアクションプランを設定している。現在、第1期アクションプランとして67事業を策定し、毎年度終了後に各事業担当部署からの報告に基づき、常任委員会において進捗状況等を確認しながら取り組んでいる。前回の認証評価結果及び第3期認証評価への対応として、例えば、「ラーニング・アウトカムの達成度を把握するためのシステム構築」という中期目標を掲げており、学修成果の把握・評価から教育活動の改善につながるシステム構築を目指し、アセスメント・ポリシーの策定等のアクションプランを設定している。これら「Vision150」のアクションプランの自己点検・評価を活用しながら、新たな内部質保証のPDCAサイクルの

確立に努めている。

2021年度はVision150第1期の最終年度であり、常任委員会夏期集中討議において、これまでのアクションプランの達成状況を確認しつつ、第2期に向けて新たな中期目標及びアクションプランの策定について検討を行った。第2期中期目標の策定については、10月開催の常任委員会において決定しており、次年度からの開始に向けて第2期アクションプラン策定について検討を進めている。

毎年度の予算編成においても、「Vision150」の実現に向けた施策の実行は不可欠であるとし、予算の効果的な配分により事業実施を推進している。また、その中でも、特に推進が求められる一部の事業については、学内基金の果実を財源として充当しており、計画的に予算を確保している。Vision150の第2期となる2022年度の予算編成においても、引き続きその実現に向けた施策に重点をおいた方針で進めている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 内部質保証に関する大学としての基本的な考え方及び全学的な方針及び手続を設定し、明示していますか。
- (2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担、PDCAサイクルの運用プロセス等を適切に設定し、明示していますか。

1) 内部質保証の方針及び手続

本学の内部質保証に関する基本的な考え方及び全学的な方針については、2019年7月に策定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の「内部質保証に関する方針」において以下のとおり明示している。本学の教育理念・目的の実現に向けて、本学自らの責任において教育研究活動等の質を保証し、恒常的・継続的にその向上を図るため、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進することを示している。当該方針においては、「同志社女子大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証推進委員会」という。）」を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のあるPDCAサイクルを機能させることや、社会に対する説明責任として、自己点検・評価結果等を積極的に公表することも示している。

＜内部質保証に関する方針＞

1. 本学が掲げる教育理念・目的の実現に向けて、自らの責任において教育研究活動等が適切な水準にあることを保証するとともに、恒常的・継続的にその質の向上を図るため、「同志社女子大学内部質保証推進規程」に従い、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。
2. 全学の内部質保証に責任を負う組織である同志社女子大学内部質保証推進委員会を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のある着実なPDCAサイクルを機能させる。
3. 社会に対する説明責任を果たすため、本学における自己点検・評価結果、内部質保証の状況並びに本学の基本的情報を積極的に公表する。

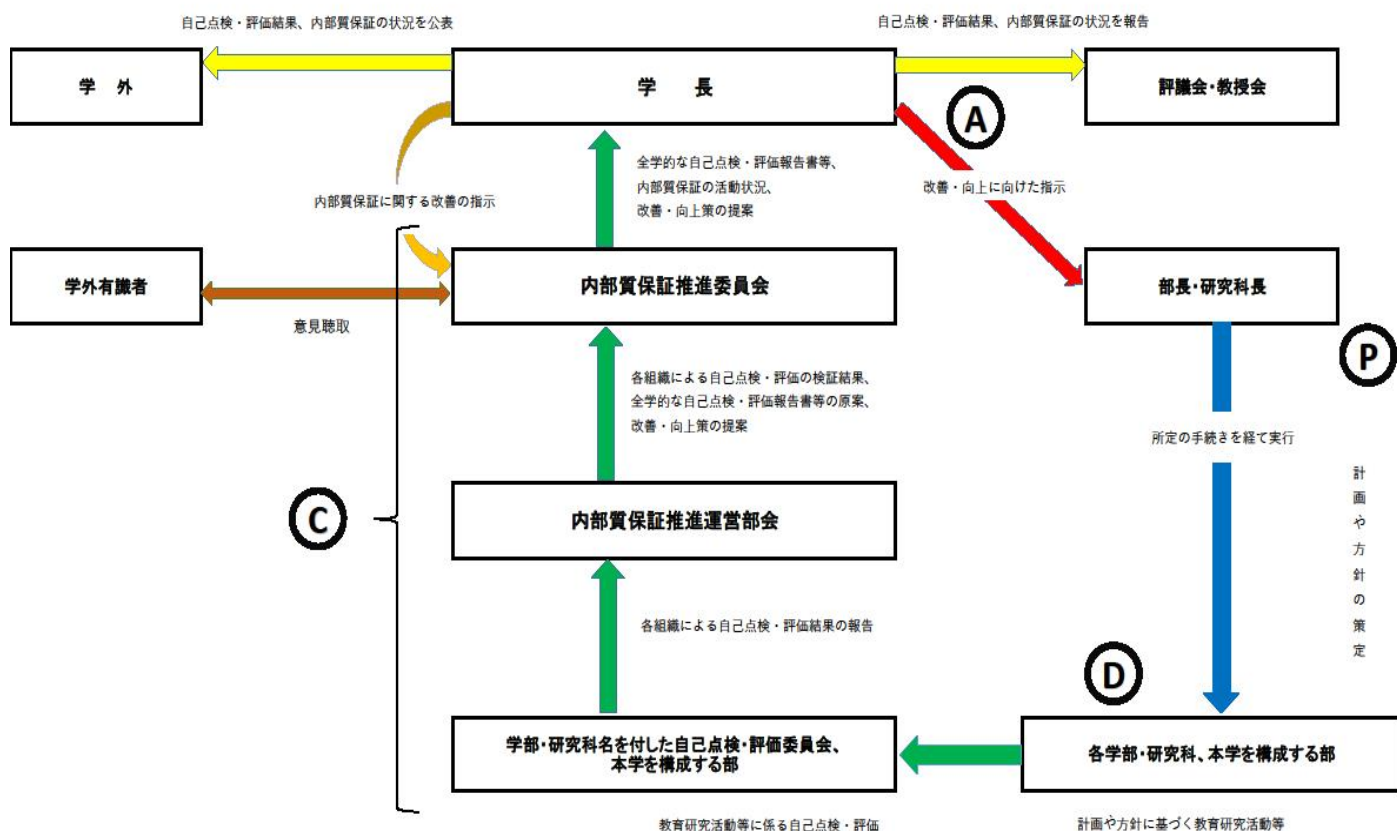
また、内部質保証に関する手続については、2019年2月に制定した「同志社女子大学内部質保証推進規程（以下、「内部質保証推進規程」という。）」において、内部質保証の推進方法や全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証推進委員会の任務等を規定している。内部質保証の基盤となる自己点検・評価に関する事項は、2019年2月に再制定した「同志社女子大学自己点検・評価規程（以下、「自己点検・評価規程」という。）」に定めている。なお、

これらの方針及び規程については、本学 Web サイトで学内外に公表している。

2) 内部質保証の推進に責任を負う組織

本学の内部質保証の推進については、内部質保証推進委員会が中心となり、下部組織である内部質保証推進運営部会を通じて、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的な連携を図る。その役割やPDCAサイクルの運用プロセスについては、以下の「同志社女子大学における内部質保証システム概要図」に示すとおりである。

同志社女子大学における内部質保証システム 概要図



本学における教育研究活動を中心とした諸活動については、所定の手続きを経て計画や方針が策定され、それらに基づき各学部・研究科及び本学を構成する部により実施される。そして、各組織において定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果を内部質保証推進委員会の下に置かれた内部質保証推進運営部会に報告することが規定されている。内部質保証推進運営部会は、各組織による自己点検・評価結果を全学的な観点で検証し、本学の自己点検・評価報告書あるいは自己点検・評価年報の原案を策定する。また、自己点検・評価結果を受けて、各組織において改善すべき事項や更に向上させるべき事項について、その方策の検討を行う。内部質保証推進運営部会は、これらの事項を内部質保証推進委員会に報告あるいは提案する。内部質保証推進委員会は、内部質保証推進運営部会の報告や提案を受け、全学的な自己点検・評価報

告書あるいは自己点検・評価年報を作成し、学長に報告する。また、各組織の自己点検・評価結果を受けて、改善策や向上策について学長に提案する。あわせて、本学の内部質保証の活動状況等についても学長に報告する。

学部・研究科及び本学を構成する部は、それぞれの組織におけるPDCAサイクルを運用しているが、自己点検・評価の結果については、全学組織である内部質保証推進運営部会にも報告する。これにより各組織における課題等について、全学的な観点から検証を行った結果、必要と判断された場合は、改善や向上に向けた指示を学長から受けることになり、全学的な支援を受けて取り組むこととなる。

なお、2019年度より自己点検・評価規程第2条第2項に基づき、各学部・研究科の自己点検・評価活動は、当該学部・研究科名を付した個別の自己点検・評価委員会を組織して実施している。

点検・評価項目②：

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 内部質保証の推進に責任を負う全学内部質保証推進組織及び学内体制を整備しているか。
- (2) 全学内部質保証推進組織はどのようなメンバーで構成されていますか。

内部質保証推進規程により、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を「同志社女子大学内部質保証推進委員会」と規定している。また、「内部質保証に関する方針」にも示しているように、この内部質保証推進委員会が中心となり、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的に連携を図る学内体制を整えている。

内部質保証推進委員会の構成員は、内部質保証推進規程第5条により「部長及び研究科長をもって構成する」と規定している。具体的には、企画部長を委員長とし、学部長、研究科長、宗教部長、教務部長、学生支援部長、キャリア支援部長、広報部長、総務部長、経理部長、学術情報部長、国際部長で、2021年度現在16名の委員で構成している。

これら構成員は、「学長の職務を補佐・推進し、本学の教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項について総合的に審議する」常任委員会の構成員でもあり、本学の執行部のメンバーである。「同志社女子大学事務機構規程」に規定する各組織の長でもあり、本学の内部質保証の推進に責任を負う体制として適切に編成している。

点検・評価項目③：

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学としての基本的な考え方は設定していますか。
- (2) 全学的な内部質保証活動は方針及び手続に従って実施されていますか。
- (3) 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みがなされていますか。
- (4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価を定期的に行っていますか。
- (5) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上を計画的に行っていますか。
- (6) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対し、適切な対応をしていますか。
- (7) 内部質保証、自己点検・評価における客観性や妥当性はどのように確保していますか。

1) 3つのポリシーを策定するための基本的な考え方

本学は、2016年3月に公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第16号）を受けて、それまで公表していた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について、全学的に見直しを図り、再策定のうえ、2017年4月に本学Webサイト等で公表した。

2016年8月4日開催の常任委員会夏期集中討議において、「3つのポリシーの実質化について」をテーマに検討を行い、以下の基本的な方針を確認のうえ、各方針の見直しを行った。

○新たな3つのポリシーの策定は、現在公表している現行の3つのポリシーを見直す形で進めていくこととし、抽象的ではなく具体的に記述されているか、広くステークホルダーに発信することを念頭に、分かりやすい表現かつ魅力的な内容になっているか、実証が可能で達成度の測定と評価が可能であるかが留意点となること。

○ディプロマ・ポリシー策定（見直し）のポイント

- ・現行のポリシーをより分かりやすく、かつ記述しやすくするために、【知識・理解】【関心・意欲・態度】【表現・技能・能力】の領域区分に分けること。
- ・「人材養成目的」「教育理念・目的」等から抽出されたキーワードを用いること。
- ・マトリクス形式のカリキュラムマップなど、ディプロマ・ポリシーの実証性を示す根拠資料を作成すること。
- ・卒業論文、卒業研究のルーブリック評価の導入など、学修成果の測定と改善を意識すること。

○カリキュラム・ポリシー策定（見直し）のポイント

- ・内容は、【体系性】【教育内容】【教育方法】【学修成果の測定方法】に分けて記述すること。
- ・個々の科目が、どのように関連し合っているかを示すために「履修系統図」を作成してカリキュラムの体系を明示すること。

○アドミッション・ポリシー策定（見直し）のポイント

- ・現行のアドミッション・ポリシーに示されている「求める能力・適性等」を、学力の3要素に区分して整理し、策定すること。
- ・入学者に求める能力と、それを評価する入試方法との連動性を示すこと。

○以上をふまえ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは教務部が、アドミッション・ポリシーは広報部が中心となって策定の指針や手順を示したうえで学部・学科、研究科に対して依頼を行い、2016年度内の公表に向けて策定作業を進めていく。ただし、新たな3つのポリシーは、それぞれが相互に関連性を持ち、一貫性のあるものとして策定することや学部・学科、研究科間のバランスも重要であることから、全学的な調整を行いながら策定する。

以上、3つのポリシー再策定（見直し）に関する基本的な方針（考え方）は、「常任委員会夏期集中討議報告」の一項目として、2016年8月31日開催の常任委員会で承認され、翌9月の評議会及び教授会での報告や、専任教職員への報告資料配付により、本学教職員において共有された。

2) 内部質保証推進における方針・手続き

本学の内部質保証は、内部質保証推進規程第2条第1項に定めるとおり、自己点検・評価活動を基盤として推進している。2019年度以降、内部質保証推進規程及び自己点検・評価規程に基づき、各学部・研究科及び本学を構成する部による自己点検・評価活動を内部質保証推進委員会が統括する形で取りまとめを行っている。本学において、自己点検・評価規程に定める「自己点検・評価事項」や、内部質保証推進委員会によって設定した「点検・評価項目」、「【本学】評価の視点」は、大学基準協会が定める大学基準や点検・評価項目、評価の視点（参考資料）に準じたものである。これらに従い自己点検・評価を実施するため、本学の様式として「評価の視点に基づく自己点検・評価シート」を作成し、各組織の自己点検・評価活動を実施している。各組織が作成した「評価の視点に基づく自己点検・評価シート」は、内部質保証推進運営部会及び内部質保証推進委員会により全学的な観点で検証され、自己点検・評価報告書あるいは自己点検・評価年報にまとめられる。この際、各組織の「評価の視点に基づく自己点検・評価シート」や大学評価の基礎要件等も勘案し、全学的観点により課題の抽出を行う。2020年度においては3つの課題を自己点検・評価報告書に問題点として記載した。この2020年度自己点検・評価報告書は、内部質保証推進委員会から学長に報告され、あわせて自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策についても提案された。提案されたのは、3つの問題点のうち、既に改善することが見込まれる1件を除く2件の改善策・向上策である。学長はこの報告及び提案を受け、2021年4月1日開催の常任委員会において、改善策・向上策に関わる部長・研究科長に対して、実施の指示を行った。また、学長は4月開催の評議会において自己点検・評価結果の報告を行った。なお、今年度は新型コロナの関係で教授会が7月まで開催予定がなかったため、教授会メンバーについては、メールを通じて報告された。

2020年度の自己点検・評価報告書は、今年度受審している大学基準協会の機関別認証評価の調書ともなっているため、最終的に認証評価の評価結果が公表されるタイミングで、本学ホームページにおいても自己点検・評価報告書を公表する予定である。

以上のように、本学の内部質保証については、方針及び規程（手続き）に従って実施されている。

3) 内部質保証推進委員会によるPDCAサイクル

本学は内部質保証推進規程において、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進することを規定し、内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置している。内部質保証推進委員会は、本学の自己点検・評価活動の統括を任務の一つとしており、学部・研究科及び本学を構成する部による自己点検・評価結果をもとに全学的な観点で検証を行い、必要に応じて改善策や向上策を学長に提案することとなる。各組織がPDCAサイクルを機能させ、組織自らが教育活動等における改善や向上を図ることは当然であるが、内部質保証推進委員会は全学的な観点から諸活動の改善・向上を推進する仕組みとなっている。最終的には内部質保証推進委員会から報告や提案を受けた学長の判断により、各組織の長に対して改善・向上の指示が行われる。

4) 定期的な自己点検・評価の実施

2019年2月に従来の規程を見直し、再制定した自己点検・評価規程に基づき、2019年度から学部・研究科、本学を構成する部における自己点検・評価を原則として毎年度実施している。この方法による自己点検・評価は2021年度で3回目の実施となるが、概ね7月から9月にかけて各組織による自己点検・評価活動が行われ、それぞれが担当する自己点検・評価シートを作成することとしている。また、本学の将来構想「Vision150」のアクションプランについても、毎年度各担当部署による自己点検・評価を実施している。

5) 自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策の策定・実施

2019年度より内部質保証推進規程及び自己点検・評価規程に基づき、各学部・研究科及び本学を構成する部による自己点検・評価結果をもとに、改善策や向上策を内部質保証推進委員会から学長に提案し、必要に応じて学長から各組織の長に改善・向上に向けた指示が行われるシステムとなっている。

各組織のPDCAサイクルにおける改善・向上のプロセスに加え、必要に応じて、全学的な推進体制のもとで改善・向上を図る。2020年度の各学部・研究科及び本学を構成する部による自己点検・評価結果等に基づき、内部質保証推進委員会は全学的な観点から3つの課題を抽出し、そのうち既に改善が見込める1件を除く2件について、その改善・向上策を学長に提案した。学長は、自己点検・評価結果の報告と、それに基づく改善策・向上策の提案を受け、2021年4月1日開催の常任委員会において、改善策・向上策に関わる部長・研究科長に対して、実施の指示を行った。これらの改善策・向上策に関連する部署は、学長の指示に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行う。

これらの改善策・向上策の実施については、関係部署から書面により学長及び内部質保証推進委員会に実施状況の報告を行うことにしており、大学として着実な実施に努めている。

6) 行政機関、認証評価機関からの指摘事項への対応

2014年度に受審した第2期認証評価（大学評価）において提言のあった5つの努力課題につ

いては、2015年度以降、改善に向けた取り組みを行い、2018年7月に大学基準協会へ改善報告書を提出した。これに対して、2019年5月に大学基準協会から受領した改善報告書の検討結果においては、2つの努力課題について引き続き改善が望まれるとの評価を受けた。当該2件の課題については、2019年度自己点検・評価年報においても課題として取り上げ、改善・向上に向けた取り組みを実施するように学長から担当部署の部長・研究科長に指示が出された。

具体的には文学研究科の英語英文学専攻及び日本語日本文化専攻の博士課程（後期）において、2021年度に向けてカリキュラム改正を行い、講義科目を開設するなど、コースワークの充実を図ることという指示のもと、当該研究科専攻ではカリキュラム改正に取り組み、両専攻とも2021年度から新たな授業科目を配置し、コースワークの充実を図っている。

また、大学院における収容定員充足率（未充足）の課題については、改善報告書の検討結果により引き続き改善の指摘を受けた国際社会システム研究科に限らず、各研究科及び広報部に対して、対策を講じて定員充足に努めるよう指示があり、改善に向けた取り組みが行われている。本件については、2020年度の自己点検・評価報告書においても問題点として記述し、引き続き、改善・向上に向けた取り組みを継続している。2021年度の常任委員会夏期集中討議では、「大学院について（学費・定員管理等）」を議題として検討を行い、大学院の定員充足に向けた取り組みとして、努力や工夫による教育の改善を模索することとは別に、入学者獲得に向けて他大学院との競争力を重視し、本学のすべての研究科専攻・課程について学費を国立大学並みとする、つまり現在の看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）と同額にすることについて、検討を進めることが確認された。

2020年度に開設した大学院看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）については、認可時の附帯事項として遵守事項1点が付された。具体的には、「完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること。」との指摘である。本件については、申請の段階で教員組織の編成に関する将来的な対応として検討を行っており、認可申請書にも記載していたところである。退職教員の後任補充については、外部からの新規採用と学内からの新たな登用を行うことにより、適正な教員組織が編成できるよう計画している。特に学内の中堅・若手の専任教員から後継者育成を継続的に行うために、教育研究業績をより一層積み上げ、博士課程（前期）の科目担当から段階的に登用を図り、将来的に博士課程（後期）の研究指導を担えるように教員組織の維持・向上に努めることとしている。開設後の「設置に係る設置計画履行状況報告書」においても、今後の実施計画として同様の内容を記載して報告している。実際に学部教育のみを担当していた准教授を博士課程（前期）の科目担当として登用し、新規に採用した教授を研究指導に携われるようAC教員審査を受審する等、段階的に教員組織の充実を図っている。

なお、2020年度からの学部の収容定員増加に係る学則変更について、文部科学大臣から認可を受けており、開設後に「収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書」を提出しているが、本件に関しては附帯事項等の指摘は受けていない。

7) 内部質保証における客観性・妥当性の確保

内部質保証推進規程第2条第4項において、「本学の内部質保証について客観的な検証を行うため、委員会は学外有識者に意見を求めることができる。学外有識者は、評議会の議を経て

学長が委嘱する。」と規定している。

2020 年度から内部質保証に係る学外有識者として、本学のキャンパスが所在する京都市及び京田辺市の職員（部長職）各 1 名を委嘱している。機関別認証評価が大学関係者によるピアレビューであることから、外部評価は大学関係者以外の評価者を選択している。学外有識者には、本学の前年度の自己点検・評価年報あるいは自己点検・評価報告書について、その客観性や妥当性を評価する業務を委嘱し、書面による評価結果の作成を依頼し、指摘事項について学内での点検や検討を改めて行うという P D C A サイクルを機能させている。

2021 年度の学外有識者の評価書においては、本学の 2020 年度自己点検・評価報告書の全般について適正であると評価を受けており、その客観性や妥当性については問題ないと判断している。一方で、いくつかの点について改善・向上への取組みや検討が必要ではないかとの指摘を受けた。このたびの指摘については、本学の諸活動の改善・向上への助言として内部質保証推進委員会において今年度の自己点検・評価の検証とともに対応等を検討し、本年報の各指摘に関連する章において記載する。

このように学外有識者から指摘を受けることは、本学の諸活動をあらためて点検・評価する機会を得ることとなり、内部質保証の客観性・妥当性の確保とともに、内部質保証の更なる推進に非常に有効に機能すると考えている。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表していますか。
- (2) 公表する情報の正確性、信頼性が確保できていますか。
- (3) 公表する情報の更新は適切に行っていますか。

1) 情報の公表

自己点検・評価活動の結果の公表については、2013 年度の自己点検・評価活動により 2014 年度に大学基準協会の「大学評価（認証評価）」を受審し、大学基準に適合しているとの認定を受け、その内容および評価結果を本学 Web サイトにて公表している。なお、2019 年度からは、新たに制定した内部質保証推進規程及び再制定した自己点検・評価規程に基づき、認証評価受審年度以外の年度に作成する自己点検・評価年報や大学基礎データについても、諸規程や方針とともに本学 Web サイトにて公表している。

また、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則などの一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）により、本学 Web サイトにおいて大学情報を積極的に社会に公開している。財務情報については、学校法人同志社 Web サイトにおいて、法人の予算、補正予算、決算および監査報告書を過年度分も含めて公表している。

2) 情報の正確性・信頼性の確保

2019年3月に本学 Web サイトをリニューアルした。情報の得やすさや理解しやすさに配慮した内容となるように今後も努力する。

3) 情報の更新

公表データは、本学 Web サイトを担当する広報部広報室広報課において毎年定期的に情報を更新し説明責任を果たしている。

点検・評価項目⑤：

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性について、定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 内部質保証システムの適切性、有効性の点検・評価において、適切な根拠（資料・情報）を使用していますか。
- (3) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 内部質保証システムの適切性

内部質保証推進規程の第4条第9号において、「内部質保証システムの適切性に関する点検・評価及び学長への報告」が内部質保証推進委員会の任務の一つとして規定されている。

「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の「内部質保証に関する方針」には、「内部質保証推進委員会を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のある着実なPDCAサイクルを機能させる」との方針も示されており、全学的なPDCAサイクルを含めた内部質保証システムの適切性や有効性については、内部質保証推進委員会が点検・評価を行い、その状況を学長へ報告することになる。

また、内部質保証推進委員会は、内部質保証推進の基盤となる自己点検・評価活動に関して、その実施体制、点検・評価項目、実施方法について定期的な見直し及び改善を図ることも任務の一つとしている。

内部質保証推進規程に基づくPDCAは、2019年度から運用しており、自己点検・評価結果のまとめである自己点検・評価報告書または自己点検・評価年報の作成や改善・向上策の提案・実施等の取組みは始動したばかりである。内部質保証システムの適切性や有効性についての検証は、ある程度の運用期間を経ることが必要と判断しており、現段階において内部質保証推進委員会により内部質保証システムの適切性や有効性についての具体的な点検・評価は実施していないが、今年度受審している機関別認証評価の評価結果や学外有識者による評価を参考にしながら、点検・評価を行っていく予定である。

実際に学外有識者から本学の内部質保証システムについて次のような指摘があった。「内部質保証推進委員会が全学的な自己点検・評価報告書の作成やとりまとめ、改善・向上策の提案

を学長に行う一方で、常任委員会が中長期計画である Vision150 の具体的な取組みであるアクションプランの策定を行い、その進捗状況を確認している。そのアクションプランは、従来「同志社女子大学検討課題」で自己点検・評価を行っていた短期課題も含める位置づけになっており、常任委員会でのアクションプランの進捗確認としての議論に加え、内部質保証推進委員会においても内部質保証の議題として検討している場合には、同種の議題が異なる2つの委員会において検討されていることとなり、業務の非効率はもとより、その検討結果が異なる場合に結果の扱いに混乱が生じる可能性があるため、こうした点について、学内による確認と整理が行われることを期待したい。」

本学においては、2016年度に Vision150 を策定する段階で、従来「同志社女子大学検討課題」として各部署が自己点検・評価を行ってきた短期課題も含めて管理する方針で策定したため、諸活動全般にわたってアクションプランを設定した。各部署における自己点検・評価を前提とした PDCA サイクルを確立するためには、ある程度網羅的に事業を設定する必要があった。しかしながら、結果的に第1期アクションプランの自己点検・評価だけでは、学内の諸活動を網羅できておらず、第3期認証評価受審への対応も含めて、新たな自己点検・評価活動を含む PDCA サイクルを確立する必要があり、2019年2月に「同志社女子大学内部質保証推進規程」を制定し、「同志社女子大学自己点検・評価規程」を見直すことで、2019年度からは新規程に基づく自己点検・評価活動を基盤とする内部質保証体制を確立した。

これらの経緯を踏まえて、2022年度からの Vision150 第2期アクションプランについては、各部署の短期課題を含めて設定することはしない方針のため、前述の指摘に関しては解消しているが、今後も引き続き、本学の内部質保証推進に係る組織や体制、取組み等、内部質保証システムの適切性について継続的に検証していきたい。

2) 新型コロナウイルス感染症への対策・対応

本学の新型コロナウイルス感染症対策・対応については、危機管理と位置付け、2020年2月26日にリスク管理本部を設置し、必要に応じて会議を開催し全学的な対応策の決定等を行った。その後、2020年4月13日以降は、不測の事態における緊急かつ必要な決定を行うため、緊急対策本部を設置し、その対応を引き継いでいる。両本部とも学長を本部長とする常任委員で構成する組織であるが、このたびの緊急対策本部においては、緊急時における速やかな意思決定を行うためにメンバー全員の招集は行わず、特に事態が切迫していた4月から8月の期間は、学長、教務部長、学生支援部長、総務部長、経理部長のメンバーで週2～3回の頻度で会議を開催し対応にあたり、その後2020年9月以降は、企画部長、広報部長、国際部長、キャリア支援部長も招集し、原則週1回会議を開催している。

一方、内部質保証推進委員会は、全学の内部質保証に責任を負う組織であるが、その任務としては、全学の自己点検・評価活動を基盤とした検証や、改善・向上の提案を行うこと等であり、今回のような緊急時における危機管理対応を直接的に担う組織ではない。内部質保証推進委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応・対策も含めた諸活動についての自己点検・評価活動を統括し、各組織における定期的な自己点検・評価の結果を全学的観点から検証し、諸課題について改善・向上に向けた提案を行うことを担っている。

3) 内部質保証システムの改善・向上

内部質保証推進規程第3条第3項「学長は、委員会から内部質保証システムの適切性に関する点検・評価結果について報告を受け、必要があると認めた場合、委員会に改善を指示する」に基づき、本学の内部質保証システムの改善や向上を図る体制を構築している。

現段階では本学の内部質保証システムは問題なく機能していると判断しているが、今後は内部質保証推進委員会による点検・評価も実施し、学外有識者からの指摘も活用しながら、必要に応じて改善・向上を図っていく予定である。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

〔評価の視点〕

- (1) 大学の理念・目的と学部・学科及び研究科・専攻の設置状況は適切ですか。
- (2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の設置状況は適切ですか。
- (3) 教育研究組織の構成について、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を配慮していますか。

1) 学部・学科及び研究科・専攻の設置状況

本学は創立以来、「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、女子教育に真摯に取り組み、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成してきた。そして、教育研究組織については学問の動向や社会の要請に応えつつ、本学の理念・目的を実現するために、学部・学科の増設や改組、研究科・専攻の設置等を行い、絶えず充実を図ってきた。

2021年4月現在の本学の学部及び研究科の構成は次のとおりである（大学基礎データ表1）。学士課程では、学則第1条に規定する目的を実現し、また、第3条に定めるリベラル・アーツという大学の性格に則り、学芸学部（音楽学科、メディア創造学科、国際教養学科）、現代社会学部（社会システム学科、現代こども学科）、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）、表象文化学部（英語英文学科、日本語日本文学科）、生活科学部（人間生活学科、食物栄養科学科）の6学部11学科を設置している。

また、大学院は、大学院学則第1条に規定する目的を実現するため、博士課程（前期）または修士課程として、文学研究科（英語英文学専攻、日本語日本文化専攻、情報文化専攻）、国際社会システム研究科（国際社会システム専攻）、看護学研究科（看護学専攻）、生活科学研究科（生活デザイン専攻、食物栄養科学専攻）の4研究科7専攻、博士課程（後期）又は博士課程として、文学研究科（英語英文学専攻、日本語日本文化専攻）、薬学研究科（医療薬学専攻）、看護学研究科（看護学専攻）の3研究科4専攻を設置している。

さらに、音楽専攻科は学芸学部音楽学科を基礎として、より高度な演奏技術と専門的な知識をもつ音楽専門家、演奏家、音楽教育者等を目指す女性を育成することを目的としている。

前回の認証評価受審以降も本学では社会の要請や現代女性のニーズの多様化に対応すべく、教育研究組織の改革に継続して取り組んできた。学部・学科では、2015年度に看護学部看護学科を設置、2018年度に学芸学部情報メディア学科をメディア創造学科に名称変更し、2020年度にはより多くの優秀な学生を社会に輩出するために8学科の収容定員増加を行った。また、大学院研究科では、2018年度に看護学研究科看護学専攻修士課程を設置し、2020年度には看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進することのできる女性を育成し社会に輩出することで、看護学の発展と健康・

福祉の向上に寄与することを目的として博士課程（後期）を設置した。

このように本学は大学を取り巻く環境の変化や社会のニーズを的確にとらえ、分析し、理解したうえで、教育研究組織の改革に不断に取り組み、大学の理念・目的に照らして適切な教育研究組織を設置している。

2) 附置研究所、センター等の組織の設置状況

教育理念及び目的を踏まえ、また、近年の学問の動向や女子大学としての社会的要請等にも配慮し、本学では以下のとおり部のもとに附置研究所又はセンター組織を設置している。

- ・宗教部：ボランティア活動支援センター
- ・教務部：教職課程センター、教育開発支援センター
- ・学生支援部：障がい学生サポートセンター
- ・学術情報部：総合文化研究所、女性アクティベーションセンター、史料センター
- ・薬学部：臨床薬学教育研究センター

各センター組織等の目的及び内容は、以下のとおりである。

ボランティア活動支援センターは、2016年4月に「本学の教育理念を理解し、ボランティア活動を通じてその理念を他者のために実践できる学生を育成し支援すること」を目的に宗教部内に設置された。事業としてはボランティア活動に関する情報の収集及び提供、ボランティア活動の企画及び運営と支援、セミナー、ワークショップ、講演会、シンポジウム等の開催による啓発活動やボランティア活動を通じた地域との連携に取り組んでおり、これまでにキャンパス内のガーデニングボランティア企画の開催や一般社団法人祇園祭ゴミゼロ大作戦の実施するリユース食器の返却及びゴミ分別回収拠点である「エコステーション」でのボランティアの募集及び参加等を行っている。2020年度は新たにボランティア奨励コンテストを開催し、学生のボランティア活動支援の充実を図っている。

教職課程センターは、2000年1月に「全学部の教職課程履修者、特に教職を第一志望とする学生サポート」を目的に教務部内に設置された。教職課程履修上の相談や教員採用試験合格に向けた学習方法、採用後の実践的指導力養成のための助言や指導、教職に関する資料や図書の閲覧等を行っている。

教育開発支援センターは、2016年4月に「本学の教育の継続的な充実と発展」を目的として教務部内に設置された。本センターは教員と学生の間に立つ組織として、教育の授業内容・方法の改善及び教育に対する意識の向上に向けて、組織的な取り組みを行っている。具体的には授業に関するアンケートの実施、FD講習会やアクティブ・ラーニング研究会等の開催、FD広報誌の発行等を行っている。

障がい学生サポートセンターは、2020年4月に「本学に在籍する障がいのある学生が、学生生活を送るうえで必要かつ適切な支援を受けられる全学的な体制づくりを行うこと」を目的として学生支援部内に設置された。本センターは障がい学生の授業支援、学生生活支援、支援体制整備、施設・設備についての調整、障がい学生支援推進のための啓発・研修の実施、学内外諸機関との連携及び協力等を行っている。

総合文化研究所は、1981年4月に「広く人文、社会、及び自然科学にわたって総合研究を行うとともに、文化の創造と学術の発展に寄与すること」を目的として発足した。その後、2008

年4月の組織改編によって、教育・研究推進センター内に設置され、2016年4月の事務機構改正にともない、学術情報部内に設置され、学術研究支援課がその事務を担うこととなった。

本学の研究活動は、各研究者の専門領域における個人研究を主とするが、本研究所では、本学で研究されている幅広い分野の学問領域を生かして、共同研究や総合的・学際的な研究を行うための研究プロジェクトを設け、教員の研究活動を推進している。それらの研究成果は、「総合文化研究所紀要」や「学術研究年報」により公刊し、また研究プロジェクトの成果については、公開講演会を開催し発表している。本研究所では、「同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規」を定め、研究員を置いている。研究員の種別は、専任研究員、専従研究員、兼担研究員である。

女性アクティベーションセンターは、2015年4月に「本学学生並びに卒業生が生涯にわたって社会的役割を担い、能力を発揮できるように支援と提言を行う」ことを目的に教育・研究推進センター内に設置され、2016年4月の事務機構規程改正にともない、学術情報部内に設置された。女性のキャリア形成のためのプログラムの企画や講演会の開催、学内外機関との連携や協働により支援プログラムを実施している。

史料センターは、従来総務課の所管業務としていた史料室の業務を学術情報部学術研究支援課に移管し、同志社女子大学（その前身を含む）に関する歴史的資料を収集・整理・保管・運用して、その歴史に関する研究・記述に寄与することを目的に2016年4月に設置された。今出川キャンパスのジェームズ館に設けられた展示室では、学生や社会に対して本学の教育理念や歴史を広く知ってもらうため、毎年11月下旬から翌年7月末までテーマにもとづく企画展を開催して史資料を公開している。また、史料の収集・整理・保全活動の成果を継続的に発表するために叢書を発行している。

臨床薬学教育研究センターは2007年4月「臨床薬学に関する教育及び研究を行い、もって同志社女子大学の学術研究の進展に寄与すること」を目的に薬学部内に設置された。臨床現場を経験した教員を配置し、医療に貢献できる薬剤師の育成や薬学教育のあり方を研究している。また、医療の高度化・複雑化に対応できる技能や患者との対話能力をもち、患者の安全性確保を約束できる薬剤師養成を目指している。

点検・評価項目②：

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教育研究組織の構成の適切性について、定期的に適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検・評価を行っていますか。
- (2) 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。

1) 教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価

教育研究組織の構成の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、毎月1回開催される常任委員会を中心に、入学志願者数、卒業生の就職状況、「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」の結果等、各担当部署から定期的に報告される様々な客観的なデ

ータに基づき検討を行っている。特に毎年原則として夏期と冬期に開催される常任委員会集中討議においては、本学の教育や経営に関する課題に対して、現状分析や情報共有を行ったうえで、今後の諸活動における方向性を検討しており、教育研究組織の構成の適切性についても定期的に検証する場となっている。また、本学の中・長期計画である「Vision150」の第1期アクションプランにおいても「教育組織の充実に向けた検証」を挙げており、毎年企画部からの報告をもとに常任委員会での進捗状況について確認を行っている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では定期的な検証に基づき、必要に応じて教育研究組織の改善・向上を図っている。前回の認証評価受審以降、2015年度に看護学部看護学科、2018年度に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を設置した。また、2018年度に学芸学部情報メディア学科をメディア創造学科に名称変更を行い、さらに2020年度には学部収容定員を増加し、大学院看護学研究科看護学専攻に博士課程（後期）を設置した（これに伴い、修士課程は博士課程（前期）に名称変更した）。

なお、学部や研究科の設置については、学生確保の見通しや人材需要動向等の社会的なニーズ等を踏まえた上で計画を立案し、常任委員会、評議会、教授会（または大学院委員会）での審議を経て、法人理事会での承認後、企画部を事務局とした新学部（研究科）設置準備委員会を立ち上げ、同委員会を中心に具体的な手続きを行っている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 課程修了にあたって、学生が修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を授与する学位ごとに設定し、公表していますか。

本学は、「キリスト教主義」、「国際主義」、「リベラル・アーツ」の3つの教育理念に基づく全学共通の学位授与方針を定めており、学部及び大学院は、その方針に基づき、課程ごとにそれぞれの学位授与方針を定めている。

学位授与方針は、学士課程においては、学部の学科・専攻ごとに、大学院の修士課程及び博士課程においては、研究科専攻の課程ごとに、それぞれの学位に即して学生が修得すべき学修成果（到達目標）を「知識・理解」、「関心・意欲・態度」、「表現・技能・能力」の3領域に分けて設定し、各基準に達する者に学位を授与するという方針を明示している。学位授与方針は本学 Web サイトで公表しているほか、各学部及び大学院の履修要項にも記載している。

なお、本学 Web サイトにおいては、「情報公開」及び「学部・専攻科・大学院」の両方のページから「教育方針」に誘導することによって容易に情報を得ることができるようになっている。

点検・評価項目②：

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定し、公表していますか。
- (2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針には適切な関連性がありますか。

本学独自の科目設置区分に基づく全学の教育課程の編成・実施方針のもとに、学部・研究科とも課程ごとにそれぞれの教育課程の編成・実施方針を定めており、それぞれ「体系的」「教育内容」「教育方法」「学修成果の測定方法」の4つの項目に分けて記載されている。教育課程の編成・実施方針は、本学 Web サイトで公表されているほか、各学部及び大学院の履修要項に記載されている。

教育課程の編成・実施方針の「教育内容」においては、学位授与方針の個別の到達目標を達成するためにどのような教育を展開するかという記述方法が基本となっているため、学位授与方針との関連は明確になっている。「教育方法」においては、アクティブ・ラーニングを進めていくことを基本とした記述内容になっている。

なお、学部に関しては、課程ごとにマトリクス形式のカリキュラムマップを作成し、学位授

与方針の個々の到達目標の達成は主としてどの科目が担うのかを示している。

点検・評価項目③：

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〔評価の視点〕

- (1)各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設するとともに、履修の順次性や学問分野の体系性に配慮した教育課程を編成していますか。
- (2)単位制度の趣旨を踏まえた授業形態ごとに適切な単位の設定を行っていますか。
- (3)教育課程の編成・実施方針を踏まえた適切な授業の位置づけ（必修・選択等）、授業科目の内容及び方法になっていますか。
- (4)各学位課程にふさわしい教育内容を設定していますか。
- (5)学士課程において、初年次教育の実施や高大接続への配慮をしていますか。
- (6)学士課程において、教養教育と専門教育を適切に配置していますか。
- (7)修士課程・博士課程において、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育に配慮していますか。
- (8)教育課程の編成に全学内部質保証推進組織等はどうに関わっていますか。
- (9)学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施していますか。

【教育課程の編成】

学部においては、全学の教育課程の編成・実施の方針及び各学科・専攻の教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のような科目区分を設定し、それぞれ体系的に教育課程を編成している。

（専門分野）

基礎教育科目区分 又は 導入科目区分等
 入門・概論科目区分 又は 基礎科目区分等
 応用・各論科目区分等
 ゼミナール科目 又は 卒業論文（卒業研究）

（全学共通分野）

共通学芸科目区分
 キリスト教・同志社関係科目区分
 外国語科目区分
 スポーツ・健康科目区分

個々の科目は、それぞれの科目区分の中に、履修可能最低年次を決めて設置されている。履修要項には、学部学科ごとにすべての専門科目がそれぞれの科目区分と学年学期に配当された『科目配置表』が掲載されているため、自学科学生はもとより他学部他学科の学生が履修する場合でも、個々の科目の位置づけと難易度の概要を一目で把握でき、科目履修の順次性に配慮

している。

また、2016年度から体系的な教育プログラムを理解するために、授業科目に内容・レベル等に応じた特定のナンバーを付与する科目ナンバリング制度を導入している。各科目に分野(Field)・水準(Level)・授業方法(Type)等を表すアルファベットと数字の組合せで構成するFLTナンバーを付与し、各科目のシラバスに掲載している。学生が学修したい分野について、どのように学修を進めていけばよいか判断するための参考となるよう配慮している。このように、科目区分、年次・学期配当、FLTナンバー等により、本学の科目の体系性および履修上の順次性は明確になっている。

専門分野については、各学科・専攻において、概ね「基礎教育科目」、「入門・概論科目」、「応用各論科目」、「ゼミナール科目」等に区分されており、各科目区分の中で適切に必修科目、選択科目等の位置づけを設定し、それぞれの教育課程の編成・実施の方針に記載の【教育内容】及び【教育方法】に基づき、適切に授業を行っている。

学芸学部国際教養学科は、2年次秋学期から3年次春学期にかけた1年間（2学期間）の英語圏への留学（国際教養留学）を軸とした教育課程を編成している。そのため、2020年3月以降は世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、特別な対応を余儀なくされている。2020年度に引き続き、2021年度から留学を予定している学生についても、渡航しての留学が困難な場合の選択肢として、留学先大学の授業をオンライン受講、留学期間の短縮・延期、留学をしない等の方法を事前に提示し、個々の学生が希望する方法を選択できるようにした。留学期間の短縮や留学をしない学生用に、特例的に授業科目の新設や既設科目の履修年次を引き下げる等の措置を講じた。また、2021年6月に「2021年度秋スタート留学生の出国基準の取り扱いについて」を決定し、新型コロナウイルス感染症拡大が長引く状況やワクチン接種が開始された状況に鑑み、留学先国が外務省の「海外安全ホームページ」における「危険レベル3」であっても、一定の条件下で留学を認めることとし、2021年8月より順次渡航しての留学を再開している。いずれにしても、学生の安全確保を第一としながら、学生の選択を尊重する方策をとっている。

全学共通分野については、全学の教育課程の編成・実施の方針に基づき、「共通学芸科目」「キリスト教・同志社関係科目」「外国語科目」「スポーツ・健康科目」の各科目区分を設けて、それぞれに授業科目を開設している。「共通学芸科目」は、幅広い分野の基礎的・教養的科目であり、他学部・他学科の科目を履修した場合もその単位は共通学芸科目区分の単位となる。また、他大学との単位互換科目も卒業単位に算入することができるため、より幅広い分野の科目を履修することが可能となっている。これらが本学の教育理念及び学位授与方針にも示されているリベラル・アーツの一翼を担っている。「キリスト教・同志社関係科目」は、本学の教育理念及び学位授与方針にも示されているキリスト教主義教育の中核をなす科目区分である。学部学生全員が必修科目となっている「聖書A」「聖書B」と、選択必修科目としてその他のキリスト教関連科目及び同志社創立以来の歩みを学ぶ自校教育科目が設置されている。「外国語科目」には、英語科目のほか、第二外国語科目として、ドイツ語、フランス語、中国語、イタリア語、スペイン語、ハングルの6言語を学修する科目を設置している。その他、「スポーツ・健康科目」には、実技科目やスポーツと健康に関する科目が設置されている。この全学共通分野の授業科目等が本学の教養教育を担っている。各学部・学科の教育課程においては、科目区分ごとの履修要件を設定し、教養教育と専門教育の適切な配置に努めている。

大学院においては、全学の教育課程の編成・実施の方針及び各研究科専攻・課程の教育課程の編成・実施方針に基づき、それぞれ体系的に教育課程を編成している。科目区分は大学院全体での統一はなされていないが、それぞれの専攻・課程の教育課程の特徴や研究領域・研究分野に応じて、「類」、「領域」、「分野」等で授業科目を区分している。

例えば、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程は、授業科目を大きくA類、B類と2つに区分し、さらにそれぞれの類の中で、分野やコースを分類し、体系的な編成となっている。概して、A類は演習科目を中心に研究テーマに対する分析的・批判的視野と主体的な課題発見能力を醸成し、修士論文作成につながる科目で構成され、B類は各専門分野の講義科目で構成し、専門的な理論や技術を修得し、より幅広い視野を獲得する科目群である。それゆえに前述の5つの博士課程（前期）・修士課程においては、他研究科専攻・課程のB類科目の修得単位を8単位まで修了要件の単位に算入することを認めている。

また、薬学研究科医療薬学専攻博士課程、看護学研究科看護学専攻博士課程（前期・後期）、生活科学研究科食物栄養科学専攻修士課程食物栄養科学コースにおいては、各研究領域・研究分野により科目を区分するとともに、別途研究指導科目を設置している。

各研究科専攻・課程とも学生各自の研究分野や領域に応じた履修条件を付す等の配慮を行いながら、各科目群における必修（選択必修）・選択等の履修方法を設定しており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っている。

【単位の設定】

本学における単位の設定については、単位制度の趣旨を踏まえ、学部においては学則第27条、研究科においては大学院学則第9条第3項の規定により、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし適切に設定している。

【初年次教育の実施・高大接続への配慮】

学士課程における初年次教育や高大接続への配慮として、各学部学科により専門科目の「基礎教育科目」や「入門・概論科目」の一部を初年次教育に位置づけ、新入生に対して大学での学習方法の習得や学問への動機付け等、例えば、レポートの書き方、図書館の使い方、プレゼンテーションの方法、専門分野の紹介、キャリア意識の形成を含む学習意欲の向上等を目的とした教育を行っている。

【キャリア教育】

本学では、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、全学共通の共通学芸科目区分にキャリア教育科目を設置し、初年次から段階的に学生のキャリア意識形成を支援している。具体的には、1年次に「大学生活とキャリアデザインⅠ」、2年次に「大学生活とキャリアデザインⅡ」及び「大学生活とキャリアデザインⅢ」を配置し、2021年度からは従来の「キャリアのための自己表現演習」に代えて、2年次に「キャリアのためのプロジ

ェクト演習」及び「キャリアプランニングのための演習Ⅰ」、3年次に「キャリアプランニングのための演習Ⅱ」を設置した。従来からのインターンシップ科目も含めて演習科目の充実を図った。これらの科目は選択科目であるが、多くの学生が履修している。また、これら全学共通の科目に加え、多くの学科・専攻において、専門科目のなかに学生のキャリアデザインを促進するための授業科目を設置している。

また、大学院の各研究科専攻・課程においては、各専門分野の高度専門職業人、研究者、教育者等を人材養成目的として掲げ、それに基づく学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を策定しており、当該方針に基づき、各授業科目及び研究指導の過程で、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成することを前提とした教育を実施している。

【教育課程の編成と全学内部質保証推進組織の関わり】

本学の全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、各学部学科及び研究科専攻における教育課程の編成に直接的に関わっているわけではない。内部質保証推進委員会の任務としては、「大学及び大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認」、「3ポリシーに関する事項の検証」、「大学の諸活動に係る方針や計画に関する事項の検証」、「自己点検・評価活動の統括」等が規定されている。本委員会は、人材養成の目的や3つのポリシーに関すること、教育課程の編成・実施の適切性等、各学部・研究科が自己点検・評価した結果を全学的な観点から検証することで関わっている。その結果により教育課程の編成に関して、改善や向上が必要であると判断した場合は、その方策を検討し、学長に提案することで、全学的に推進する体制を整えている。例えば、2020年度の自己点検・評価結果においては、今後の遠隔授業の活用を一つの課題と捉え、教育効果や学修成果の改善・向上を図ることを目的に、遠隔授業におけるメリットやデメリットの検証を行い、全学共通科目や2校地での授業運営の可能性も探りながら、より効果的で適切な授業運営の検討を行うことを提案した。これにより、教務部を中心に遠隔授業の本格的な導入に向けて基本方針の策定や設備整備の課題解消に向けた方策の検討を進めている。

点検・評価項目④：

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

〔評価の視点〕

- (1)各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等を実施していますか。
- (2)シラバスに①授業の目的、②到達目標、③学習成果の指標、④授業内容及び方法、⑤授業計画、⑥授業準備のための指示、⑦成績評価方法及び基準等を明示していますか。また、シラバスと実際の授業内容との整合性を確保していますか。
- (3)授業形態、授業内容及び授業方法に工夫を凝らし、学生の主体的参加を促していますか。
- (4)適切な履修指導を行っていますか。
- (5)学士課程において、授業形態に配慮し、1授業あたりの学生数を学生の学習が活性化し効果的に教育を行う人数となっていますか。
- (6)修士課程・博士課程において、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を明示し、それに基づく研究指導を実施していますか。
- (7)各学部・研究科における教育の実施にあたって、全学内部質保証推進組織等はどうに関わっていますか。

【単位の実質化を図るための措置】

学部においては、単位の実質化を図るための措置として、1年間及び学期ごとの履修登録単位数の上限を設定している。前回 2014 年度に受審した大学評価結果での指摘事項への対応として、2017 年度に全学部学科専攻における履修登録単位数の上限設定の見直しを行った。ほとんどの学部学科専攻は、年間の履修登録単位数の上限を 49 単位、各学期の上限を 28 単位に設定している。ただし、卒業に必要な単位とならない科目や他大学等の単位互換科目等については、上限設定の対象とはしていない。

また、薬学部医療薬学科は各学期 30 単位、看護学部看護学科及び生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻においては、1 年次が年間 49 単位・各学期 28 単位、2～4 年次が各学期 28 単位を履修登録単位の上限として設定している。

大学院においては、年間や学期ごとの履修登録単位数の上限は設定していないが、研究指導教員等により計画的な履修を指導している。

【シラバスについて】

本学のシラバスは Web による検索システムを導入しており、学部及び大学院ともに共通のフォーマットを利用している。その中で、「授業テーマ」「授業の概要」「到達目標」「授業方法」「各回の授業内容」「準備学習の内容およびそれに必要と考えられる標準的な時間」「受講者へのメッセージやアドバイス」「フィードバックの方法」「成績評価方法・成績評価基準」「教科書」「参考文献等」「獲得が期待される基礎的・汎用的能力（DWCLA10）」「教員との連絡方法」「FLT ナンバー」（いわゆるナンバリング）について記載することが標準となっている。

また、毎学期実施している「授業に関するアンケート」にシラバスと実際の授業内容との整合性に関する質問項目が設定されており、整合性を示す指数は非常に高いものとなっている。

受講生の回答結果を各学科で確認することにより、シラバスと授業内容が乖離していないかの検証を行っている。

【学生の主体的参加を促す授業等】

学生の授業への主体的参加を促す全学的な方策の一つとして、2015年度より授業支援システム(Learning Management System)に朝日ネット社のmanaba course2を導入し、学内の愛称を「マナビー」とし、各授業における活用を促進している。2020年度春学期がほぼすべての授業が遠隔授業となって以降、2020年度秋学期、2021年度春学期はともに、対面授業を基本としながらも受講者数と教室収容人数の関係から一部の授業を遠隔授業として実施することとなった。更に2021年度春学期については、緊急事態宣言の発出により遠隔授業を原則とした期間もあった。こうした遠隔授業においては殊更「マナビー」があらゆる授業運営の基盤として機能したことが、2020年度春学期および2021年度春学期後に実施した「遠隔授業に関するアンケート」によって明らかとなった。また、2020年度春学期以降、対面授業、遠隔授業のいずれにおいても、レポート提出や試験におけるマナビーの利用を促進している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的のために、教室の収容定員の都合により一定の受講者数を超える授業はオンラインを活用した遠隔授業にならざるを得ない場合もあるが、マナビー等のシステムを効果的に活用することで双方向性を高め、学生の主体的な学びを引き出すことに努めている。

また、固定式機を設置する教室からアクティブ・ラーニングを実施しやすい移動式機を設置する教室への移行を計画的に行っている。その他、全学共通の英語教育においては、英語学習システムであるスーパー英語を教室外学修として利用することを義務付け、その進捗度を成績評価に算入している。

各学部・学科における専門科目においても、演習形式の少人数授業、講義と演習形式を合わせた授業の設定等、授業形態による促進や授業内でのプレゼンテーション・ディスカッション、学外へ学びの場を広げたフィールドワーク、成果発表の場としてのポスターセッション・卒業研究発表会等を多く設定することで、学生の主体的に参加する意識の向上を図っている。

教育開発支援センターが主催する全学的なアクティブ・ラーニング研究会やFD講習会をはじめとするFD活動において、アクティブ・ラーニング授業の事例等を学ぶことにより、各教員が授業に学生の主体的参加を促す工夫を支援する機会を設定している。

また、「授業に関するアンケート」においても、教員と受講生あるいは受講生同士の双方向性に対する工夫についての質問項目が設定されており、これらの結果を教員にフィードバックすることにより、検証と改善を行える仕組みが整っている。

授業における学修の活性化に関しては、特に演習・実習・実験科目において教育的効果に配慮した少人数クラスを編成している。授業内容や受講者数によっても1クラスの人数設定は異なるが、例えば、音楽学科の実技レッスンにおいてはマンツーマンが基本となり、薬学部や生活科学部食物栄養科学科の実験・実習科目においては、少人数でクラス編成を行う以外に、1クラスの人数をさらに細かくグループ化している。学生が主体的に参加できる環境を整えるとともに、教育的効果を高め、安全性にも配慮した体制とする等の工夫をしている。実践的要素を含む科目等においては、受講者数の上限設定や予備登録の実施により、適切な人数配置となるよう調整を行っている場合もある。

2020 年度に引き続き、2021 年度においても新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応等により、学外における実習が大きな影響を受けた。教育実習や保育士実習、薬剤師、看護師、管理栄養士等の学外実習・臨地実習において、実習時期の延期、受入機関・施設等の受入不可、その代替措置等、様々な状況が発生し、その都度、適切な判断・対応が求められた。本学においては、各養成課程の主務官庁の通知や指示に従いながら、教務部免許・資格課と学部学科が連携し、実習学生及び実習先施設等への連絡及び調整を行った。

【履修指導】

新入生に対しては、教務部より入学式前の時点で全般的な「履修要項の内容に関する説明」および「履修登録および方法についての説明」を動画により配信している。それにより、新入生が時間的な制約から解放されるとともに聞き逃しへの対応や理解における再確認の機会となっている。また、各学部学科においても入学直後のオリエンテーション期間に履修方法や登録について指導し、上級生のオリエンテーション・リーダーが大学生活に関する情報の提供やアドバイスをを行っている。2021 年度については、対面での新入生オリエンテーションの内容を見直し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、在学生への履修指導と併せて、教務課、各学部学科とも電話およびメール等でも対応を行った。

また、各学部学科においては、年間を通じて、オフィスアワーの設定や所属の教務主任やアドバイザー教員等の担当教員により学生が個別の相談や指導を受けられる体制としている。

【大学院における研究指導】

大学院における研究指導計画は、各研究科専攻において資料等を作成し、オリエンテーション等で学生に説明したうえで研究指導を行っている。従来の研究指導計画は、研究計画書の提出、中間発表会、学位論文の提出、最終試験、学位論文の審査等の学位論文に関わるスケジュールに留まり、研究指導の内容や方法については記載できていないものが多かったため、2019 年度の自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策として、「学生の研究指導計画として、課程修了にいたるまでの研究指導の方法や内容及びスケジュールを記載した資料を作成し、あらかじめ学生に明示すること」を設定し、各研究科専攻が改善・向上に取り組んでいる。なお、研究指導科目がある場合は、当該科目の範囲においてシラバスに記載して明示する。

【教育の実施と全学内部質保証推進組織の関わり】

本学の全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、各学部学科及び研究科専攻における教育の実施に直接的に関わっているわけではない。内部質保証推進委員会の任務としては、「大学及び大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認」、「3 ポリシーに関する事項の検証」、「大学の諸活動に係る方針や計画の検証」、「自己点検・評価活動の統括」等が規定されている。本委員会は、人材養成の目的や3つのポリシーに関すること、教育課程の編成・実施の適切性等、各学部・研究科が自己点検・評価した結果を全学的な観点から検証することで関わっている。その結果により教育の実施に関して、改善や向上が必要であると判断した場合は、その方策を検討し、学長に提案することで、全学的に推進する体制を整えている。

点検・評価項目⑤：

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 単位制度の趣旨に基づいた成績評価及び単位認定を適切に行っていますか。
- (2) 既修得単位の認定を適切に行っていますか。
- (3) 成績評価は客観性、厳格性を確保できていますか。
- (4) 卒業・修了要件を明示していますか。
- (5) 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定にあたり、全学内部質保証推進組織等は関与していますか。
- (6) 学位論文審査基準を明示していますか。
- (7) 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学位授与における責任体制と手続を明示していますか。
- (8) 学位を適切に授与していますか。
- (9) 学位授与に関わる全学的なルールの設定にあたり、全学内部質保証推進組織等はどのように関わっていますか。

【成績評価】

本学における成績評価については、各学部等の履修要項において 100 点法による評価方法や G P A 制度の説明を掲載し明示している。個別の授業科目については、シラバスに「成績評価方法、成績評価基準」を明示しており、これらに基づく公平公正な成績評価を行っている。また、前述のとおり、本学における単位の設定については、単位制度の趣旨を踏まえ、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成している。各授業科目の合格者に対し、それぞれに設定した単位を認定している。

本学においては各学期の成績を学生に開示し、成績開示日から 1 週間以内に限り成績に関する質問をすることができる。成績について質問がある学生は、教務部教務課で所定の質問用紙に質問内容を記入する。教務課ではその質問用紙を授業担当教員に送付して、回答を返送してもらう。教務課はその回答を学生に「閲覧」させる、という手順である。このようにして、学生はどのような点に留意して学修を続ければよいかのアドバイスが得られる一方、極まれに集計ミスなどの理由で成績が訂正されることがある。

【入学前単位認定】

本学入学前に本学以外の大学等で修得した単位は、教育上有益と認めるときは、「入学前の既修得単位等の認定に関する内規」に基づき、最大で 30 単位まで認定している。修得した大学等の成績証明書と履修要項・シラバスの提出を求め、本学開講科目との対応を教務主任が確認した上で、教務部長が教務部主任会で認定している。また、本学入学以前の文部科学大臣が定める TOEIC 等の学修については、6 単位を上限として単位認定を行っている。

【入学後の単位認定】

本学入学後の単位認定としては、他大学の単位互換科目の履修による単位認定、国内外の協

定大学への留学による単位認定、文部科学大臣が定める学修による単位認定を実施している。他大学単位互換科目の履修による単位認定数の上限は 30 単位ではあるが、その範囲内で卒業に必要な単位として算入できる単位数は、学部学科によって異なっている。国内外の協定大学への留学による単位認定数の上限は、1 年間の留学の場合は 40 単位、1 学期の留学の場合は 30 単位となっている。文部科学大臣が定める学修による単位認定数の上限は英語関係で 6 単位まで、英語以外の外国語関係で 6 単位までと定めている。文部科学大臣が定める学修による単位認定は、新型コロナウイルス感染防止の観点から大学への入構が制限された 2020 年度は窓口以外にもメール等による申請手続きにより受付を行ったが、2021 年度においても引き続き窓口以外の受付手続きを継続している。

【単位認定総数】

入学前の既修得単位の認定と入学後の単位認定を合わせて認定できる単位は 60 単位を超えない範囲で行うことが学則で規定されており、これを遵守している。

【成績評価の客観性・厳格性の確保】

前述のとおり、個別の授業科目における成績については、科目担当教員がシラバスで明示した成績評価方法及び成績評価基準に基づき、客観的で厳密な評価に努めている。同一授業科目がクラス分けされ、複数名の教員が担当する場合は、担当者間で成績評価に偏りが起こらないよう事前の調整や評価基準の申し合わせ、ルーブリックの活用等により客観性を高める工夫を行っている場合もある。また、各科目の成績分布・合格率・平均点の一覧が教務部から各学科に提示されており、各学科において客観性や厳密性についての検証が行われている。

【卒業要件・修了要件の明示】

本学の卒業要件・修了要件については、学則及び大学院学則において規定しており、各学部及び大学院の履修要項においても明示している。

【学位論文審査基準の明示】

大学院における学位論文審査基準については、各研究科・専攻の学位論文ごとに定めており、本学 Web サイトにおいて公表するとともに、大学院の履修要項においても明示している。なお、看護学研究科看護学専攻博士課程（前期）においては、助産学実践分野の学生に対して、修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果として課題研究論文の提出を求めており、その審査基準を明示している。

学部における卒業論文については、各学部・学科の「卒業研究」や「卒業論文」等の授業科目のシラバスにおいて評価基準等を明示している。

【学位審査、卒業（修了）認定、学位授与】

学部においては、卒業要件を満たした者について、教授会の審議を経て、学長が決定し、学士の学位を授与する。

大学院における学位授与については、本学学位規則において次のように規定している。学位論文の審査は各研究科委員会が定める審査委員会が行う。審査委員会は、修士論文の場合は主

査1名、副査1名により構成し、博士論文の場合は主査1名、副査2名をもって構成する。審査委員会は、学位論文の審査及び学位の授与に係る最終試験を行い、研究科委員会に報告する。研究科委員会は大学院学則の定めるところの課程修了の可否、学位論文及び最終試験の可否について議決する。この議決については、研究科教授の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて学長に報告する。学長は研究科長の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て学位授与の可否を決定する。

以上のように本学における学位授与及び卒業・修了認定については、厳密に審査機関や手続きが定められており、各審査過程における責任体制を明確にし、客観性及び厳格性を確保しながら適切に学位を授与している。

【学位授与と全学内部質保証推進組織等の関わり】

前述のとおり、成績評価の適切性については、各授業担当者が予めシラバスにおいて明示した成績評価方法及び評価基準に基づき、客観的で厳密な評価を行っている。全学的な組織としては、所管部署として教務部がシラバスの作成、成績管理全般に関与し、各学部・研究科の運営を支援している。

単位認定については、学則及び大学院学則で規定された範囲で行われる。その際の全学的な組織の関与としては、①学部の場合は、本人の申請に基づき、教務部主任会の審議により決定し、教授会で報告される。②大学院の場合は、本人の申請に基づき、教務部長が単位認定案を作成し研究科委員会での審議を経て、大学院委員会で決定する。

以上のように、成績評価及び単位認定に関しては、教務部が所管部署として、運営・管理全般を担当し、所定の手続きを経て実施している。全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、これらの各組織における自己点検・評価の結果に基づいて、その仕組みや運用の適切性を検証している。

また、本学においては、学位規則、学則、大学院学則の規定に従い、所定の手続きを経て適切に学位を授与している。学部においては、卒業要件を満たした者について、教授会の審議を経て、学長が決定している。大学院においては、各研究科委員会が課程修了の認定あるいは学位論文及び最終試験の合格を議決した者について、大学院委員会の審議を経て、学長が決定している。いずれも教務部が所管部署として原案を作成し、全学的な組織（教授会、大学院委員会）の審議を経てから決定している。全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、学位の授与に直接関与することはないが、各組織の自己点検・評価結果に基づき、これらのプロセスや運用の適切性を検証している。

点検・評価項目⑥：

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）を適切に設定していますか。
- (2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標の開発に取り組んでいますか。

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

- (3) 学習成果の把握及び評価の取り組みに対して全学内部質保証推進組織等はどのように関わっていますか。

【学習成果の測定・評価に関する取組み】

学位授与方針の到達目標の達成度を課程単位で測定するために、全学的な取組みとして、2019年度より「授業振り返りシート」の作成を開始した。「授業振り返りシート」とは、授業を担当した教員が文字どおり当該授業を振り返って自己評価するためのシートである。個々の教員が、統一様式で振り返りを文字化することで、学部や学科でその内容を共有し、組織的な改善を促進する。「授業振り返りシート」には、当該科目が担う学位授与方針の中の到達目標の達成度に関する振り返り項目、授業方法や成績評価方法（ループリックに関する自己評価を含む）に関する振り返り項目、今後の改善点に関する項目などがある。「授業振り返りシート」の作成は2019年度春学期から導入したこともあり、2019年度、2020年度は試行の意味も含め専任教員のみを対象としていたが、2021年度から嘱託講師を対象に加え、作成を依頼している。学位授与方針の到達目標の達成度の測定に関して言えば、「授業振り返りシート」は、その達成度評価に関する教員の自己評価である。一方で、学位授与方針の到達目標の達成度の測定に関する学生側の自己評価としては、「授業に関するアンケート」の中の全学共通の質問項目として、「あなたは到達目標を達成できたと思いますか」という質問を設定している。学位授与方針の到達目標の達成度の測定には、以上のような教員側及び学生側の双方からの間接評価も必要だと考えている。

また現在、学部学科の課程ごとに学位授与方針の学習成果を評価し、教育の改善につなげるためのPDCAシートの作成に取り組んでいるところである。各課程の学位授与方針に示した到達目標ごとに評価方法（アセスメント・ポリシー）を設定し、達成度の検証を行ったうえで、改善の方策を検討することを目的にしている。2019年度の自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策として、「定期的に『課程（学科・専攻）評価PDCAシート』を活用し、各課程における学位授与方針の到達目標ごとの評価方法（アセスメント・ポリシー）の策定、「達成度」測定、それに基づく改善の実施に努めること」を設定し、全学的に取り組みを促進している。

各課程の教育課程の編成・実施方針に「学修成果の測定方法」の概要を示しているが、各学部学科においては、個々の到達目標の内容や特性にあわせた評価方法を設定することになる。

例えば、各授業科目の成績評価、GPA、授業に関するアンケート結果、「在学学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」結果、授業振り返りシート、英語アセスメント・テストの結果、卒業論文、国家試験の合格率、各種ルーブリック評価など、様々な方法で評価を行う。このように複数の評価方法を設定し、多面的に評価を行うことは重要であるが、その結果の考察とともに評価基準の在り方についても検証を行う必要がある。

特に専門的な職業との関連性が強いものとして、例えば教職課程や各種国家資格・民間資格の養成課程においては、養成施設として定められた履修科目の修得状況、実習の評価に関連して実習施設への意見聴取、薬学部における薬学共用試験や看護学部で実施するOSCE（客観的臨床能力試験）の結果、国家試験の合格率等、それぞれに適切な指標を設定し、必要な能力の修得状況を測定・把握している。

大学院における学修成果の測定については、各授業科目の成績評価、学位論文作成段階における発表会、学術雑誌等への学術論文投稿の他、毎年度実施する大学院生アンケートの結果による間接評価も活用している。最終的には学位論文の審査により学習成果・研究成果を測定している。各研究科専攻においては、特に研究計画発表会や学位論文の中間発表会、最終発表会等を公開にすることで、指導教員だけでなく当該研究科専攻の教員全体で、学生の研究の進捗や成果を共有し、学修成果の修得状況を測定・把握する体制をとっている。学部とは異なり学生数が少ないことから、統計的指標を設定し学修成果を測定することよりも、このような機会を活用することで、課程全体の学修成果をより適切に測定・把握することに努めている。

【学習成果の測定方法の事例】

①ルーブリック評価

2019年度から全学的にルーブリックによる評価（の試行）を実施している。従来からルーブリックによる評価を実施している科目はあったが、少数であったため、2019年度春学期からは専任教員全員に対して、各学期1科目以上において何らかの方法でルーブリックによる評価をするよう教務部から依頼している。ルーブリックによる評価はある程度の試行錯誤を経ないと適切な評価ができない面があり、ルーブリック評価に関する自己評価を別途「授業振り返りシート」に記入して情報を共有することとしている。

②英語アセスメント・テスト

全学共通の英語教育におけるTOEIC Bridgeをアセスメント・テストとして実施している。全学共通の英語教育においては、従来からTOEIC IPを全員に必修として課していたが、2019年度からは1年次の4月と11月又は12月にTOEIC Bridgeを全員に必修として課することにより、学修成果をより明確に把握できるようにした。TOEIC Bridgeのスコアは成績評価にも算入する。

③学生調査・アンケート

学習成果の測定を目標とした学生調査には、学期ごとに実施する「授業に関するアンケート」と、各年度の1年次生と卒業年次生を対象として実施する「在学学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」がある。授業に関するアンケートでは、当該科目の到達目標の達成度についての自己評価を5段階で質問しているほか、基礎的・汎用的能力を示したDWCLA10のうち、学生が獲得できたと思う能力を複数選択可で尋ねている。「在学学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」では、同じくDWCLA10の獲得度についての自己評価を質問しているほか、アクティブ・ラーニングの手法としての授業方法や教員から学生へのフィードバックの実施度合いに

についても質問している。DWCLA10の10の基礎的・汎用的能力に関しては、本学の全学の学位授与方針において学習成果として示されており、授業に関するアンケートや「在学学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」におけるDWCLA10に関する自己評価は、学位授与方針の達成度に関する間接評価となっている。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により春学期のほとんどの授業が遠隔授業になったことを受け、春学期における授業に関するアンケートの質問項目に「遠隔での授業は滞りなく行われましたか？」の項目を追加した。2021年度の春学期においても、緊急事態宣言発出に伴い4月28日から6月22日までの7週間にわたり遠隔授業を原則としたため、引き続き同質問項目を設定した。この質問に対する全体の集計結果は、「5. そう思う (66.3%)」と「4. ややそう思う (22.6%)」を合わせて 88.9%、平均 4.6 となっており、2020 年度春学期 (84.6%、平均 4.3) よりも肯定的な評価となっていた。また、「あなたは、到達目標を達成できたと思いますか。」という質問に対しては、「5. そう思う (39.1%)」と「4. ややそう思う (47.6%)」を合わせて 86.7%、平均 4.2 であり、2020 年度春学期 (74.1%、平均 3.8)、2020 年度秋学期 (77.9%、平均 3.9) と比べて高い評価となっている。

一方、2020年度の「在学学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」においては、コロナ禍の影響を受け、従来の紙媒体の調査から Web を利用した調査へと変更し、遠隔授業に関連する質問項目を一部追加した。当該調査の遠隔授業に対する満足度の質問に対しては、「満足」「やや満足」を合計した満足度では、1 年次生全体で 48.4%、卒業年次生全体で 40.8% という結果であった。今回は調査方法の変更により回答率が大幅に下がったため、2021 年度は回答率の向上も図りながら、本質問項目についても引き続き調査を継続する。

④卒業生・修了生アンケート

本学の卒業生や修了生が現在、社会でどのように活躍し生活しているのか、また本学在学中の教育や支援が卒業後のキャリア形成にどのような影響を及ぼしているのか等を調査すべく、女性アクティベーションセンターが2019年9月から11月にかけて Web によるアンケートを実施し、実施結果報告書にまとめた。当該アンケートでは、大学在学中、卒業後、現在と様々な時点における状況等を質問項目として設定し、本学の教育や支援がどのように役立ったか等も問うている。

また、キャリア支援部が、本学卒業生の社会的評価及び本学の教育効果を検証し、今後の教育活動や就職支援の改善につなげるため、2021 年 2 月に学内企業セミナー参加企業(約 350 社)を中心にアンケート調査を実施し、約 150 社から回答を得た。アンケート項目としては、本学が学生に卒業までに身に付けてもらいたい 10 の力として定めている「DWCLA10」が身についているかや、採用後の満足度、「学生時代に身に付けておいてほしい能力・資質」や「学生時代に経験しておいてほしいこと」の自由記述を設定している。

このように、卒業生という新たな視点を加え、本学での教育効果を検証し、今後の在学学生への教育やキャリア支援、本学の運営に必要な改善策を検討するための基礎資料として活用したい。

【学修成果と全学内部質保証推進組織との関わり】

学生の学修成果については、各学部・研究科が、それぞれの学位課程における測定指標の設定をはじめ、実際の測定・把握や、それに基づく改善・向上等を担っている。これに対して、

全学の取りまとめ部署として、教務部が中心となってその取り組みや、PDCAサイクルの確立について支援を行っている。具体的には、授業に関するアンケート、英語アセスメント・テスト、授業振り返りシート、全学的なFD活動等の各取り組みを通じて、各学位課程の学習成果の測定・把握を促進するとともに、「課程（学科・専攻）評価PDCAシート」を活用し、学位授与方針に記載の到達目標ごとに達成度の測定・評価、それに基づく改善・向上のサイクル確立を支援している。

全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、各組織の自己点検・評価結果に基づき、その体制や運用の適切性について検証する役割を担っている。例えば、学修成果の把握や評価に関する取り組みとしては、2019年度の自己点検・評価結果の検証により課題として抽出し、学修成果に関するPDCAサイクルの確立を図るために改善策・向上策の提案を行った。このように当該組織が主体的に取り組みに関わるわけではないが、各組織の自己点検・評価結果の検証等を通じて、その改善や向上に関わっている。

点検・評価項目⑦：

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学習成果の測定結果の適切な活用により、教育課程及びその内容、方法について、定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

「自己点検・評価規程」第3条第1項第4号において、「教育課程及び学習成果」を自己点検・評価事項と規定し、同条第2項により設定した点検・評価項目等について、定期的に自己点検・評価を実施している。教育課程及びその内容、方法については、各学部・研究科及び全学の教育課程に関することを事務分掌とする教務部が、それぞれの組織において自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上を図るとともに、全学の内部質保証システムにより内部質保証推進委員会においても点検・評価結果の検証を行い、改善・向上に向けた取り組みを実施している。

各学位課程における学習成果の測定方法については、前述のとおり様々であるが、現段階では、学部学科においては、授業に関するアンケート結果や授業振り返りシートが、大学院においては、学位論文に関わる発表会や大学院生アンケート結果が多く活用され、各教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。

これらの学修成果の測定結果の適切な活用という点においては、例えば授業内容や方法に関わる事項はFD活動を通じて改善・向上を図っている。また、教育課程に関わる事項については、それぞれのプロセスをより明確にするため、各学部・学科においては、「課程（学科・専攻）評価PDCAシート」を用い、学位授与方針で示した到達目標ごとの評価方法（アセスメント・ポリシー）の設定、達成度の測定・評価、評価結果に基づく改善・向上策の実施というPDCAサイクルの確立に取り組んでいる。現状においては、設定したアセスメント・ポリシーの検証や、学修成果の測定・把握、改善・向上に向けた取り組み内容の開発等について、各学部・学

科がそれぞれの段階で模索している状況であり、今後は全学組織と学部・学科が更に連携しながら、PDCAサイクルを効果的に機能させるよう努める必要がある。

内部質保証推進委員会においては、各年度の自己点検・評価結果に基づき、全学的な検証を通じて教育課程及びその内容、方法に関する課題を抽出すれば、その改善策・向上策の提案を行うこととなる。2019年度には4つの課題、2020年度においては今後の遠隔授業の活用という課題を抽出し、その改善策・向上策を学長に提案した。最終的には学長の判断により、各関係部長に対して改善策・向上策の実施の指示が出され、それぞれ改善・向上に向けて取り組んでいる。

今般の新型コロナウイルス感染症の学生の学修成果への影響、特に遠隔授業の実施に関する影響については、引き続き検証を行う必要がある。2021年度春学期の大学全体の統計的な成績データにおいては大きな影響はなかったと考える。例えば、2021年度春学期の科目合格率は96.2%であり、2020年度春学期科目は96.6%、2020年度秋学期・通年科目は95.8%、2019年度春学期科目は95.4%、2019年度秋学期・通年科目は95.1%とこの期間で大きな変化はなかった。また、2021年度春学期の科目合格者平均点は84.5点であり、2020年度春学期科目は85.7点、2020年度秋学期・通年科目は84.8点、2019年度春学期科目は83.2点、2019年度秋学期・通年科目は83.1点と、こちらも大きな変化はない。2021年度からは、新型コロナ対策としての受講者数が一定規模以上の授業に加え、教育効果等の点から一部の科目を試験的に遠隔授業で実施している。これらの遠隔授業科目の実績に基づく検証を行い、前年度の自己点検・評価結果において課題として抽出した今後の遠隔授業の活用に関する検討を進めていく予定である。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、公表していますか。
- (2) 学生の受け入れ方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示していますか。

1) 学生の受け入れ方針の設定と公表

本学では、2010 年にアドミッション・ポリシーを策定し、2012 年度入学試験実施より本学 Web サイトや「入試ガイド」及び入学試験要項を通じて公表している。学部のアドミッション・ポリシーにおいては、学部を構成する学科ごとの専門教育の特性を鑑み、学科・専攻ごとに教育目標とともに明示している。なお、入試実施当該年度の入学試験要項（入学試験願書）の配付は多くの入試が9月から開始となるため、先立って5月に「入試ガイド」に記載をして公表している。

大学院研究科のアドミッション・ポリシーは、入学試験要項に明示している。さらにはカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び課程修了要件と入試実施当該年度のカリキュラム表までを参考資料として別冊子にまとめ、入学試験要項とともに配布を行っている。

本学のアドミッション・ポリシーは次のように定め公表している。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）】

本学は、「キリスト教主義」・「国際主義」・「リベラル・アーツ」を教育の理念とし、学生一人ひとりが持っている才能を生かして、責任感を持って社会に貢献できる女性を育むことを目指している。

入学者受入れにあたっては、それぞれの学部学科における教育理念および教育目標に基づく専門的知識と理論を修得し、様々な分野で社会において貢献・活躍したいと考える多様な優れた資質を有し、学びへの意欲に溢れる女性を求めるとともに、個性豊かな学生が互いを尊重し合い、高め合う教育環境を実現するために観点の異なる複数の入学者選抜を実施している。

入学者選抜において、高等学校における教科学習の総合的な達成度を評価するため、学部学科ごとの入学試験教科・科目の設定や、学業以外の分野における秀でた個性（活動歴）、異文化体験、社会人としての経験等を評価する複数の選抜方法の設定など、本学の建学の精神に深い理解を示し、自覚をもって勉学に励もうとする個性豊かで有能な女性を、多様な複数の選考制度を通して広く求めている。

2) 学生の受け入れ方針における求める学生像の明示

前述の大学全体のアドミッション・ポリシーに基づき、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、公表している。各学科は、アドミッション・ポリシーにおいて当該学科の教育目標とその目標を達成するために求める学生像（入学前の学習歴や学力水準、能力等）を学力の3要素である「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の区分に従って明示している。

大学院においては、研究科専攻・課程ごとに、アドミッション・ポリシーを設定しており、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ、教育・研究目的及び人材養成指針とともに求める学生像を明示している。

点検・評価項目②：

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定していますか。
- (2) 授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報を提供していますか。
- (3) 入学者選抜実施のための体制を整備し、責任所在を明確にしていますか。
- (4) 公正な入学者選抜を実施していますか。
- (5) 合理的な配慮が必要な入学希望者に公平な入学者選抜を実施していますか。

1) 学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法及び入学者選抜制度の設定

本学では、アドミッション・ポリシーにも明示しているように、観点の異なる複数の入学者選抜を設定し、自覚をもって勉学に励もうとする個性豊かで有能な女性を多様な複数の選考制度を通して広く求めている。入学者選抜については、公正かつ適切に実施することを目的とし、広報部において入学試験実施前年度に各種入学者選抜の実施内容及び日程等の原案を策定し、学部の入学者選抜においては、常任委員会、評議会、全学教授会で審議し、学長が決定している。大学院の入学者選抜においては、常任委員会、評議会、大学院委員会で審議し、学長が決定している。

また、夏期と冬期に実施する常任委員会集中討議において前年度の入試結果、他大学も含めた入試制度の動向及び次年度に向けての基本方針の方向性の確認等を行っている。

本学で実施している入学者選抜制度は、以下のとおりである。なお、AO方式入学者選抜や特定の受験者を対象とした入学者選抜については、それぞれの入学試験要項に選抜方法の趣旨を明示している。

【入学者選抜制度（学部）】

- ①一般入学試験（前期日程、後期日程）
- ②一般入学試験（前期日程・音楽実技方式、後期日程・音楽実技方式）
- ③大学入学共通テストを利用する入学試験＜前期、後期＞
- ④推薦入学試験S（公募制推薦入学試験）

- ⑤推薦入学試験C（法人の同窓・校友の子女を対象とした入学試験）
- ⑥推薦入学試験M（学芸学部音楽学科演奏専攻）
- ⑦推薦入学試験L（学芸学部国際教養学科）
- ⑧推薦入学試験B（指定高等学校推薦入学試験）
- ⑨社内校推薦入学試験（法人内諸学校推薦入学試験）
- ⑩協定校推薦入学試験（協定高等学校推薦入学試験）
- ⑪教育連携特別推薦入学試験（教育連携高等学校推薦入学試験）
- ⑫帰国生入学試験
- ⑬社会人入学試験
- ⑭外国人留学生入学試験
- ⑮AO方式入学者選抜

【入学者選抜制度（研究科）】

（博士課程（前期）・修士課程）

- ①一般入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ②社会人入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ③外国人留学生入学試験
- ④特別推薦入学試験（本学学部学生対象）
- ⑤本学卒業生対象社会人特別推薦入学試験

（博士課程（後期））

- ①一般入学試験
- ②社会人入学試験
- ③外国人留学生入学試験

（博士課程）

- ①一般入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ②社会人入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ③外国人留学生入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ④特別推薦入学試験（本学学部学生対象）
- ⑤本学卒業生対象社会人特別推薦入学試験

新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省からの要請に基づき試験期日及び試験実施上の配慮等について以下の対応を行う。

- ①一般入試等では受験生の座席の間隔を一定に保つことや、保護者等の控室は用意しない等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意して入試を実施する。
- ②学校保健安全法で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していない場合、入学検定料を返還する。
- ③専願の入学試験の面接等について追試験を実施する。

【学生募集方法】

前述の多様な入学者選抜を実施する本学にとって、入学希望者に対し公正な受験機会の保障とそれらの情報を広く提供することは責務であると考えている。そのため、本学Webサイトへ

の各種入学試験情報の掲載をはじめ、大学紹介の広報誌である「大学案内」に加えて、入学試験関連資料として「入試ガイド」「入学試験問題集」を発行し、オープンキャンパスや進学相談会で無料配布を行い、全国の高等学校及び予備校等へも一斉送付している。さらに、高校生、保護者、高等学校教員との直接接触の機会を多数設けることを目的に、オープンキャンパス、キャンパスツアー、入試対策講座、高等学校訪問、高等学校及び予備校教員対象進学説明会、業者主催の各種入試相談会、高等学校内ガイダンス等を積極的に行い、広く本学の紹介及び入学試験に関する情報提供に努めている。

また、大学院については各研究科において特別推薦入学試験の学内説明会を開催し、学部学生に情報提供している。

2) 授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報の提供

授業料をはじめとする学費や奨学金等の経済的支援に関する情報については、本学 Web サイトや「大学案内」及び「入試ガイド」によって情報提供に努めている。また、大学院については本学 Web サイト上に「大学院ファイナンシャル・プラン」のページを作成し、学費や奨学金等の経済的支援に関する情報を集約して提供している。

3) 責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の整備

入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーとそれぞれの選抜方法の趣旨に基づき、入学試験内容である試験教科・科目の設定及び実技、面接、小論文、口頭試問や出願書類等について適切に定めている。出題は学長が委嘱する各科目の出題委員が業務にあたる。出題ミスの防止を第一に複数の出題委員によるチェック体制を整え、入学試験実施の前年度より出題構成等の検討を始め、作問内容検討約7カ月間、原稿校正約3カ月間にわたっての作業となる。なお、作業期間内の出題原稿や関連資料等は情報漏洩防止のため、作業日以外はすべてセキュリティ性の高い警報装置を備えた保管庫に管理し、広報部広報室入学課が厳密に管理・運用を行っている。

学部の入学試験実施においては、全国より広く学生募集を行っていることから、受験者の多い入試制度では、地理的な負担を少しでも軽減するために、全国主要都市で受験可能な体制を整えている。

- ・推薦入学試験 S・C（一次）：全国 9 試験場
- ・一般入学試験（前期日程）：全国 16 試験場
- ・一般入学試験（後期日程）：全国 12 試験場

学部入試ではすべての入学試験実施において、原則として全学体制で行うこととしており、学長を総括責任者、広報部長を入学試験実施責任者とした入試本部を設置し、入学試験の実施・運営にあたる。また、学外試験会場においても複数の専任教職員を配置し、それぞれの試験場に入試実施本部を設置することで、入試本部との連携において公正な試験実施の運営にあたっている。

大学院入試では、学部入試と同様に学長を総括責任者、広報部長を入学試験実施責任者とし、各研究科と広報部広報室入学課が協力しながら公正な試験実施の運営にあたっている。

4) 公正な入学者選抜の実施

合否判定は、入学者選抜方法ごとに過去数年間の定着率及び入学者比率を参考にしながら学科ごとの収容定員との関連を含め緻密かつ慎重に行っている。学部入試は代議員会で査定案を審議し、学長が合格者を決定する。なお、代議員会は教授会から入学試験の査定に関する事項を付託された組織であり、審議結果は遅滞なく教授会に報告するものとしている。また、大学院入試は、研究科委員会で査定案を策定・審議し、大学院委員会の議を経て学長が合格者を決定する。入学者選抜において透明性を確保するために、入試結果は、受験者に対して合否照会システムにより受験科目ごとの得点と合計得点及び合格者最低点を記載し得点情報の開示を行っている。さらに、「入試ガイド」には過去2年間の募集人員・志願者数・受験者数・受験選択科目情報・合格者数・合格者最低点等を公表している。また、学部・大学院ともに入学者選抜の志願者数・合格者数・入学者数を過年度に渡って本学 Web サイトに公開していることから、入学者選抜に対し十分に透明性を確保しているといえる。

5) 合理的な配慮が必要な入学希望者に公平な入学者選抜の実施

各入学試験要項及び本学 Web サイトにおいて、受験方法や入学後の修学について配慮を希望する場合の申し出方法を周知している。入学希望者から申し出があった場合には、受験に関する配慮については広報部広報室入学課が、入学後の修学に関する配慮については当該学部（研究科）事務室及び学生支援課等が相談に応じ、入学希望者と丁寧な合意形成に努め、可能な限りの合理的配慮を行っている。

点検・評価項目③：

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 入学定員及び収容定員を適切に設定し、在籍学生数の管理を適正に行っていますか。
- (2) 入学定員に対する入学者数比率は適正ですか（学士課程）。
- (3) 収容定員に対する在籍学生数比率は適正ですか（学士課程、修士課程、博士課程）。
- (4) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応がなされていますか（学士課程、修士課程、博士課程）。

1) 入学定員及び収容定員の適切な設定及び在籍学生数の適正な管理

本学では、全体の教育研究組織の構成や各学部学科、研究科専攻の適切性について、定期的に点検・評価を行いながら必要に応じて、学部等の新設・改組や収容定員の変更を行っており、入学定員及び収容定員についても適切に設定している。なお、学部学科の定員については、近年の受験生の本学に対する高い進学希望に応えること、また、社会からの要請に応じてより多くの優秀な女性を輩出すること、そして、より適正な定員管理の実現を目的に2020年度より8学科において収容定員の増加を行った。

在籍学生数については、毎年度の入学者数決定の過程を通じて適正に管理している。入試制度ごとの合否判定について、学部に関しては、広報部において過去の入試結果に基づく合格者に対する入学者数割合（定着率）や過年度の入学定員超過率等を勘案のうえ、合格者の原案を

策定し、教授会から入学試験に関する事項を付託された代議員会での審議を経て、最終的に学長が決定している。また、大学院に関しては、各研究科委員会において可否に関する原案が策定され、大学院委員会の審議を経て最終的に学長が決定しており、学部・大学院ともに適正に管理を行っている。

なお、入学定員、収容定員、在籍学生数等は、本学 Web サイトを通じて広く社会に公表している。

2) 入学定員に対する入学者数比率

入学者数の決定は、過去数年間の定着率を参考にしながら緻密な合否判定を行うべく取り組んでいる。学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は、2017年度：1.12、2018年度：1.06、2019年度：0.98、2020年度：1.01、2021年度：1.03であり、5年間の平均では1.04となっている（大学基礎データ表2、表3）。学部・学科によって若干違いがあるが、全体としては概ね適正な入学者数である。

3) 収容定員に対する在籍学生数比率

学部の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は、2017年度：1.11、2018年度：1.09、2019年度：1.06、2020年度：1.04、2021年度：1.02となっている。修士課程の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は2017年度：0.37、2018年度：0.40、2019年度：0.39、2020年度：0.46、2021年度：0.41となっている。博士課程の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は2017年度：0.33、2018年度：0.33、2019年度：0.28、2020年度：0.33、2021年度：0.48となっている（大学基礎データ表2）。なお、大学院研究科（修士課程、博士課程）については、いずれも収容定員に対する在籍学生数比率が低く、収容定員を充足できていないため、今後も引き続き入学者の確保に向けて検討を行っていく。

4) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学士課程における収容定員に対する在籍学生数比率は概ね適正である。

修士課程・博士課程における収容定員に対する在籍学生数比率については、過去5年間で増減を繰り返しているが、未充足の状態である。改善傾向が見られる研究科専攻もあるため、引き続き入学者の確保に向けて検討を行っていききたい。

大学院の入学者を増加させるために、ここ数年本学の学部生及び学部卒業生を対象とする学生募集に注力してきた。2019年度の自己点検・評価結果においては、内部質保証推進委員会で大学院における収容定員充足率（未充足）を全学的観点から課題として抽出し、その改善・向上策として、一般の社会人や外国人留学生等の獲得に向けて学生募集活動の強化を図ることや大学院情報の積極的な発信に努めること等を掲げている。2020年度からは、これまでの学内向け広報（学部生に対する特別推薦入学試験説明会の年複数回開催やポスター掲示等）に加え、学生募集広報の対象を拡大して、本学の大学院研究科と学問分野が合致した学部・学科を設置する全国の私立大学に入学試験要項等を郵送することや、本学 Web サイトで発信する大学院に関する情報の充実に取り組んでいる。情報発信については、例えば、大学院生に特化した奨学金や長期履修学生制度等の「大学院ファイナンシャル・プラン」の他、大学院修了後の進路を想定した履修モデル、主な学位論文のテーマ、大学院担当教員からのメッセージ等を想定し、

積極的な発信に取り組んでいるところである。

各研究科独自の取組みについては、例えば、文学研究科においては2021年度より教育内容の充実に向けてカリキュラムを改正した。国際社会システム研究科や看護学研究科では新規の教員任用により専門分野の幅を広げるとともに研究指導体制の充実を図っている。薬学研究科では提携する医療施設への案内や卒業生の会である「憩水会」のWebサイトに入試要項を掲載する等、募集広報を強化している。生活科学研究科においては、教育内容の充実に向けてカリキュラム改正の検討を開始している。学部のゼミ等で在学学生に対して大学院で学ぶことの意義や魅力について伝えることは、各研究科が共通して強化している取組である。

このように全学的な取組み、各研究科専攻による取組み等、様々な方策を模索しながら、改善・向上に努めている。

また、学外有識者からは大学院の収容定員に対する在籍学生比率の未充足に関する本学の対応について、学生募集広報の強化や教育環境の整備を主眼とした教育の供給側視点での対応だけでなく、学部の志願者動向の分析等と同様に、本学の大学院進学者の中で中心となる卒業生の大学院進学に対する意向等、大学院を受験する者の需要側の分析を行うことで他の対応策が浮かび上がる可能性があるのではないかという助言を受けた。

当該助言を受け、10月に今出川キャンパスで開催したホームカミングデーの参加者アンケートに大学院への進学意向や進学にあたっての課題等に関する質問を追加した。今年度は新型コロナの影響でオンライン参加も含めた開催であり、当該質問項目に対する回答数は少数であったが、例えば、回答者の進学についての考えでは、「興味があり、将来的に進学したい（検討したい）」という前向きな回答もあった。当該調査については次年度の京田辺キャンパス開催のホームカミングデーにおいても実施し、今後の改善・向上策の検討に活用していきたい。

点検・評価項目④：

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学生の受け入れの適切性について、適切な根拠に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

学生の受け入れの適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、広報部広報室入学課において、各入学者選抜における受験者数の推移、合格者に対する入学者数割合（定着率）等をはじめ、入学者選抜方法ごとの入学者の成績の推移及び大学生活における活動内容等の追跡調査を行い、各入学者選抜方法の適切性を検証している。また、常任委員会集中討議においても、志願者動向の分析と入学者の量的、質的確保について検討を行っている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れに関する改善・向上に向けた取り組みは、次年度以降の入試制度を改正する

ことや学生募集に関する取り組みを変更することで実施している。大学院の収容定員充足率（未充足）の課題は、前述のとおり、内部質保証推進委員会の提案した改善策・向上策に基づき取り組んでいるところである。また、定員についてもより適正な人数となるように2020年度には8学科の収容定員増加を行った。学部については、出身高等学校に対し個人情報の保護に留意しながら在学生の状況をフィードバックし、高校現場との関連において情報収集にも努めている。

【課 題】

＜大学院における収容定員充足率（未充足）＞

大学院における収容定員充足率（未充足）については、前回認証評価（2014年度受審）において指摘を受けて以降、定員充足に向けて様々な施策に取り組んできた。改善傾向の見られる研究科専攻課程もあるが、定員充足には至っていないことから、引き続き、改善・向上に取り組む必要がある。

2021年度の収容定員に対する在籍学生数比率において、＜基準：修士 0.50 未満 博士 0.33 未満＞を下回る専攻・課程は以下のとおりである。

【2021 年度】

文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）	0.38
文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）	0.25
文学研究科情報文化専攻修士課程	0.20
生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程	0.10

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 大学として求める教員像を設定し、明示していますか。
- (2) 各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を設定し、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等を適切に明示していますか。

本学は、2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の中で、「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」を以下のとおり策定し、本学 Web サイトにおいて広く社会に公表している。

<大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針>

〔求める教員像〕

1. 本学の教育理念及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を理解し、専門知識と教育・研究能力を有し、真摯に教育研究に取り組む教員。
2. 本学における自身の役割を認識し、他の教職員との協働により大学運営を円滑かつ効率的に推進することができる教員。
3. 本学における教育研究及び大学運営の活動を通じて、本学及び社会の発展に寄与する意欲のある教員。

〔教員組織の編成方針〕

1. 大学設置基準、大学院設置基準等の関係法令に則り、本学の教育課程に相応しい教育が適正に行われる教員組織を編成する。
2. 教員の配置については、年齢構成、男女比、国際性など教育研究上の必要性を踏まえた構成となるように配慮する。
3. 教員の採用については、「専任教員採用システム」に基づき行う。教員採用方針（職種、分野、人数、所属学部学科等）は、学部学科の教育研究計画を勘案し、将来構想等全学的な観点から学長が決定する。

また、任用、昇任については、「同志社女子大学教員任用規程」、「同志社女子大学大学院教員任用内規」、「教授昇任基準に関する申し合わせ」等に従い、透明かつ公正で適切な方法で行う。

4. 教員の資質向上を図るため、組織的かつ継続的にファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動に取り組み、教育能力の向上、教育課程の開発及び改善、授業方法の改善を図る。

各学部・研究科においては、前述の教員組織の編成方針に基づき、各組織の教育研究計画を勘案のうえ、教員の専門分野・領域等のバランスにも配慮した教員組織を編成している。

なお、教員の任用、昇任にあたっての基準や手続きは、「同志社女子大学教員任用規程」、「同志社女子大学大学院教員任用内規」、「教授昇任基準に関する申し合わせ」等に準拠している。

教員の役割については、学則において規定している。第39条第1項では、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」同条第2項において、「授業科目の選択等に関し、アドバイザーとして学生の指導に当たるほか、課外活動の各分野に対し指導助言の責任を分担する。」と定めており、教育・研究だけでなく学生指導においても教員の職務として役割を果たすことを明確にしている。本学の教授会は学部単位ではなく全学の教員で構成しているため、学部・学科においては、学部長や学科主任を長として、各所属の教員で学部会議や学科会議を構成する。また、必要に応じて運営委員会等の組織や分野ごとの担当の割り振り等を行い、相互に連携を図りながら学部・学科の運営にあたっている。更に各教員は学部・学科内での役割に加え、宗教主任、教務主任、学生支援主任、学術情報主任や全学の各種委員会委員等に出選されれば、全学組織の構成員として各組織との連携・調整を図っている。

点検・評価項目②：

教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は大学設置基準を踏まえ、適正に配置していますか。
- (2) 教員組織の編成に関する方針と教員組織は整合していますか。
- (3) 各学位課程の目的に則して、教育研究上の必要性を踏まえた教員配置になっていますか。
- (4) 教員の国際性や男女比に留意していますか。
- (5) 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成となるよう配慮していますか。
- (6) 教育上主要と認められる授業科目に専任教員（教授又は准教授）を適正に配置していますか。
- (7) 大学院研究科の教育課程に配置する担当教員の資格は明確化され、適格性を有する教員を適正に配置していますか。
- (8) 学部・研究科など組織ごとに教育研究上必要かつ十分な専任教員を配置し、授業担当負担に適切な配慮をしていますか。
- (9) 教養教育の運営体制は適切ですか。

2021 年 5 月 1 日現在、大学設置基準上で必要な教員数 173 名に対して本学の専任教員数は 195 名であり、そのうち教授数も必要な基準数 90 名に対して、111 名と基準を十分に満たしている。学部学科ごとの基準数においてもそれぞれ充足しており、大学全体及び各学部学科における専任教員数は適正に配置している。また、大学院の専攻ごとに置く教員数の基準について

も、各研究科専攻・課程において必要な研究指導教員数（教授数含む）及び研究指導補助教員数を充足しており適正に配置している（大学基礎データ表1）。

学部においては、専任教員一人当たりの在籍学生数が、大学全体で31.1人であり、学部学科により差はあるが、それぞれ教員組織の編成方針に基づき、各教育課程に相応しい教育が適正に行われる教員配置となっている（大学基礎データ表1）。

また、各学部学科において、教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に努めている。学部学科により構成比は異なるが、大学全体では、専任教員数195名のうち、男性教員96名（49.2%）、女性教員99名（50.8%）と男女比は均衡している。教員の国際性という観点からの外国人教員数は16名（8.2%）となっている。教員の年齢構成については、大学基礎データ表5に示すとおりであるが、学士課程全体では、特定の年齢層に偏ることなくバランスのとれた配置となっているが、なかには教員の高齢化や特定の年齢層に偏りの見られる学部等もある。

各学部学科においては主要な専門科目は専任教員が担当する体制を整えている。学科別の主要授業科目の専任・兼任教員の担当率については、大学基礎データ表4に示すとおりであるが、必修科目の担当はほとんどの学科で専任教員の担当率が高くなっている。学芸学部音楽学科においては、実技レッスン科目において専攻楽器が多種類におよぶことから専任教員が専門としない楽器を専攻する学生がいるため、より専門的な指導ができる体制として非常勤講師の担当率が高くなっているが、コースごとに専任教員を責任者として配置し、授業運営における責任体制を整えて管理している。

また、本学においては大学院専従の専任教員はいないため、学部と大学院の担当を兼ねることになる。大学院の担当については、「同志社女子大学大学院教員任用内規」に任用資格等が規定されており、教育研究上の指導能力や優れた研究業績等を有する教員等を各研究科長の推薦により、評議会及び大学院委員会の議を経て学長が任用を決定しており、適格性を有する教員が配置できている。

大学院教員の年齢構成についても大学基礎データ表5に示すとおりであるが、前述のように教育研究の指導力や優れた研究業績を有する教員として、教育研究歴や臨床現場等での実務経験を積み上げた教員が任用されるため、学士課程に比べれば年齢層は高くなる傾向にある。

授業担当の負担という観点においては、各学部学科、研究科専攻の授業計画の際に教員間での負担に偏りのないよう、特定の教員に過重にならないよう配慮を行っているが、一部には担当授業時間数が多い教員もいる。

学士課程における教養教育として全学共通科目には、「共通学芸科目」「キリスト教・同志社関係科目」「外国語科目」「スポーツ・健康科目」の4つの科目区分があり、全学のカリキュラム委員会のもとに、それぞれの科目区分ごとの運営委員会が組織されている。各運営委員会は、それぞれの科目区分の運営と改善に責任を持つ体制となっている。

点検・評価項目③：

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し、規程を整備していますか。
- (2) 教員人事に関する諸規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施していますか。

専任教員の募集・採用については、2000年度から施行している「専任教員採用システム」において定めたうえ、採用・昇格については、「同志社女子大学教員任用規程」「同志社女子大学助手任用規程」「同志社女子大学大学院教員任用内規」等の任用規程を整備している。

専任教員の募集・採用については、各学部長から提出される次年度の教員採用に関する要望書に基づき、学長が当該学部学科の中・長期の教育研究計画を聴取する。学長とその補佐機関である常任委員会は、昨今の大学が置かれている環境等を鑑み、学部学科の事情、全学的見地、大学設置基準、将来構想等を総合的に勘案して、適正な教員配置となるように、次年度教員採用方針（「職位」「分野」「人数」「所属学部学科」「採用年月日」）案を策定する。承認が得られれば当該教員採用方針を評議会に提案し、その議を経て決定している。次年度採用枠が承認された後、当該学部長を委員長、学科主任を副委員長とする教員採用選考委員会を設置し、公募等により募集、選考を行い、学長に候補者を推薦する。学長は候補者の面接を行い、評議会の議を経て、教授のみ教授会でその任用を承認している。

また、昇任の手続きは、「同志社女子大学教員任用規程」に基づき各学部長から学長へ推薦し、学長は評議会及び教授のみ教授会に提案しその議を経て、昇任を決定している。大学院の教員任用については、「同志社女子大学大学院教員任用内規」に基づき各研究科長からの推薦をもって、評議会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定している。特に教授への昇任については、「研究業績」、「教育上の貢献」、「大学運営への貢献」についての評価基準を学部・学科毎に定めた「教授昇任基準に関する申合せ」を整備し、2009年度より運用している（看護学部は2020年度より施行）。

点検・評価項目④：

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

〔評価の視点〕

- (1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施していますか。
- (2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を適切に活用して、それらの活動の活性化を図っていますか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、教務部教育開発支援センター（事務局は教務課）及び教務部長、教育開発支援センター長及び各学科の代表からなる教育開発支援センター運営委員会が中心となって推進している。

2021年度の活動の主なものは、次のとおりである。

- ・FD講習会：外部講師を招いての講習会（専任教員全員参加：9月10日開催）
- ・アクティブ・ラーニング研究会：専任教員および外部講師による遠隔授業でのICT活用の実践報告（専任教員原則全員参加：2021年10月および2022年2月または3月開催予定）
- ・大学コンソーシアム京都主催FDフォーラム参加（各学科等から2名以上参加：2月下旬）
- ・学外団体等主催セミナー等への参加（教育開発支援センターが紹介、交通費を補助する場合もある）

上記以外にも各学部・研究科ごとにFD活動を行っている。最近実施したFD活動については、以下のとおり。

- ・学芸学部：毎年3月に3学科合同の学部合同FD研究会を実施している。
- ・現代社会学部：年9回の学部教員会議の前にFD活動を実施。
- ・薬学部：ループリックの作成方法や効率的な授業の進め方をテーマにFD講習会を実施。
- ・看護学部：所属教員によるリサーチセミナーやオンラインセミナー（カリキュラム編成セミナー）の受講、研究成果のポスター掲示。
- ・表象文化学部英語英文学科：英語発表会に科目担当者以外も参加し、FDの場としている。
- ・表象文化学部日本語日本文学科：1年次必修科目「基礎リテラシー」に関する報告会の実施。
- ・生活科学部：学科懇談会でのFD活動報告、FDワーキング・グループの開催

大学院のFD活動としては、今年度はじめて全研究科の大学院任用教員及び科目担当委嘱教員を対象とする大学院FD講習会を実施した。第1回は「女性大学院生としての経験を生かすには？ 研究基礎力で変化の激しい時代を生き抜くキャリアパスを ～民間企業における事例を通じて～」をテーマに外部講師によるオンライン講演（2021年5月12日開催）を実施した。また、例年大学院生アンケートを実施している。本学大学院は在学生数が少ないため、アンケートの回答数も多くはないが、率直な意見や要望が回答されることも多く、各教員組織はその結果を授業や研究指導の評価と受け止め、その改善に向けた取組みへつなげている。各研究科のFD活動は、基礎となる学部学科と合同でFD活動を実施している場合も多いが、研究指導の在り方や研究方法の事例等、それぞれに取組むテーマを模索しながら、組織的な研修を通じて教育方法の改善や向上に努めているところである。

教員の研究業績、教育活動、社会活動等については、「教員業績管理システム」により『研究者データベース』を構築しており、月一度の頻度で更新し、本学Webサイトを通じて公表している。これらの活動実績については、教員の昇任等に関わる資格審査の際に評価指標として活用している。また、教員の研究成果発表の論文集として、全学的には7月に『総合文化研究所紀要』を、12月に『学術研究年報』を毎年発刊している。その他、研究紀要を定期的に刊行している学部もあり、これらを社会に公表するとともに、教員の教育研究活動の活性化を図っている。

点検・評価項目⑤：

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教員組織の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

教員組織の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、毎年度4月開催の常任委員会及び評議会において、当該年度4月1日現在の各学部学科・研究科専攻の専任教員数一覧の資料により、大学設置基準をはじめとする教員数の基準とともに確認を行っている。各学部学科・研究科専攻においては、所属教員の年齢や退職の時期を考慮のうえ、新規教員採用や昇任人事にあわせて当該組織の教育研究計画を踏まえた適切な教員配置について点検している。

各学部長から提出される次年度の教員採用に関する要望書について、関係資料（「専任教員年齢階層表」「専任教員学科別年齢一覧」「専任教員職名別年齢一覧」）に基づき、各学部の教員組織の適切性について学長を中心に検討を行い、その結果を常任委員会において説明し、次年度の教員採用方針を決定することとしている。

また、例年実施している常任委員会夏期集中討議においては、財政状況の見通しのなかで中長期的な人件費収支予想も提示し、その推移を確認したうえで次年度以降の教員採用方針決定の際の指標としている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

(1) 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を定め、明示していますか。

創立者新島襄は、同志社創立10周年記念演説の中で、自身の渡米中に退学処分となった数名の学生のことにふれ「諸君ヨ人一人ハ大切ナリ、一人ハ大切ナリ」と語った。また、臨終の折には「社員たるものハ生徒ヲ鄭重ニ取扱ふ可き事」という同志社への遺言を残してこの世を去った。本学の学生支援における基本姿勢は、(一国の良心とも謂ふ可き人々の育成を目指し、)学生一人ひとりに全人格的に接しようとした新島の真摯な姿勢に他ならない。創立者の志、姿勢を受け継ぎ、本学は2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」において、「学生支援に関する方針」を以下のとおり定め、本学Webサイトを通じて広く社会に公表している。

さらに、学生支援の内容等を総合的に網羅した冊子「DWCLA Campus Life Guide」を毎年作成し、在学生及び専任教職員全員に配付することで周知及び学生支援に関する情報の共有を図っている。

また、障がいのある学生に対する支援方針としては「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針(ガイドライン)」を制定し、本学Webサイトを通じて学内外に公表している。

＜学生支援に関する方針＞

本学は、学生一人ひとりに全人格的に接しようとした創立者新島襄の真摯な姿勢を受け継ぎ、学生支援に関する方針を以下のとおり定める。

〔修学支援〕

1. 学生が円滑に学修を進めていくことができるように学修相談、履修指導の実施に取り組む。
2. 図書館やラーニング・コモンズ、情報通信設備等の学習環境を整備し、学生の主体的な学習を促進する。
3. 学業の継続に困難を抱える学生の状況を早期に把握し、関連部署の連携により一体的な支援を行う。
4. 外国人留学生、障がいのある学生など、多様な学生に対応した修学の支援を行う。
5. 経済的な理由で就学の継続が困難な学生に対しては、学内外の奨学金等を通じて支援を行う。

〔生活支援〕

1. 保健室を中心に学生の心身の健康維持管理に努める。特にメンタルヘルスケアについては、学部・学科と保健室、学校医・学生相談室の連携により、心や適応の悩みを抱える学生の相談体制を整える。
2. 本学のすべての構成員を対象にハラスメント防止の啓発活動を実施する。また、相談体制を強化するとともに、ハラスメント事案が発生した場合には所定の規程・手続等に従い適切に対処する。
3. 課外活動は、学生の人間的な成長と自立を促す教育の一環と位置づけ、クラブ活動及びボランティア活動等を積極的に支援する。

〔進路支援〕

1. 学生一人ひとりが自己の人生を考え、生涯を通じたキャリアの構築を目指すことができるように、体系的なキャリア教育を実施する。
2. 学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質・能力を形成し、学生一人ひとりの希望する進路選択ができるように、キャリア支援部は、相談、助言、各種ガイダンスの実施等の多様な支援を行う。

点検・評価項目②：

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援体制を適切に整備していますか。
- (2) 学生の修学に関して、以下の事項について適切な支援を実施していますか。
 - ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
 - ・ 正課外教育
 - ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
 - ・ 障がいのある学生に対する修学支援
 - ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
 - ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
 - ・ 退学希望者の状況把握と対応
 - ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
 - ・ 授業料やその他の費用及び経済的支援に関する情報提供
- (3) 学生の生活に関して、以下の事項について適切な支援を実施していますか。
 - ・ 学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
 - ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- (4) 学生のキャリア支援を行う体制を整備するとともに、キャリア教育や進路選択に関わる支援及びガイダンスを実施していますか。
- (5) 博士課程において、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供をしていますか。
- (6) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施していますか。
- (7) 学生の要望に対応した学生支援を適切に実施していますか。

1) 学生支援体制の適切な整備

学生の修学支援及び生活支援体制については、学部については当該学部長、学科主任、アドバイザー教員や学部事務室を中心に、大学院については当該研究科長、専攻主任、研究指導教員や研究科事務室を中心に、教務部、学生支援部、キャリア支援部等の関係部署と協力しながら対応している。

また、本学ではアドバイザー制度を設けており、全ての学部・学科において学生一人ひとりに対し、相談相手となる（高等学校までの担任に相当する）アドバイザー（教員）を設定している。学生は修学に関することに限らず、学生生活全般についてもアドバイザーに相談することができ、必要に応じて学内の各部署と連携を図り対応する体制を整えている。

全学的な学生への生活支援や奨学金等の経済支援、保健室や学生相談室等の体制整備、課外活動（クラブ活動）や学生会への支援等は、学生支援部が担当しており、学生支援部長が議長、各学部から1名ずつ選任された学生支援主任が委員となる学生支援部主任会を通して常任委員会及び評議会で報告・審議し、全学的に情報を共有しながら、総合的な学生支援体制を整備し

ている。

2) 学生の修学に関する適切な支援の実施

【学生の能力に応じた補習教育、補充教育】

前述のとおり、本学ではアドバイザー制度を設けており、全ての学生に担当のアドバイザー教員がおり、修学に関する相談が可能である。また、専任教員全員が毎週決められた時間帯にオフィスアワーとして学生との面談の時間帯を設けており、学生からの授業に関する質問等に応じている。

さらに、一部の学部・学科では、学生の能力や理解度に応じて、補習教育、補充教育を実施している。例えば、音楽学科では実技科目については、学生の能力に応じて随時補講レッスンを実施し、人間生活学科では各実習科目において、学生の進捗状況に応じ対面またはオンラインでの相互学習により担当教員による補習を実施している。さらに講義科目においてもオンラインにて授業の理解を進めるための補足資料の提供を行っている。

【授業支援・自主学習支援】

<語学学習支援>

英語学習支援オンラインシステムとして、スーパー英語およびAlc NetAcademy NEXTを導入し、一部の授業で使用しているほか、全学の学生が自主学習に随時利用できる環境を整えている。また、中国語検定のためのオンラインシステムを導入し、中国語履修者が検定試験受験のための学習を進めることができる環境を整えている。

<免許・資格取得支援>

a. 国家試験対策

薬剤師、看護師、管理栄養士等の国家試験合格を支援するため、関係学部学科ごとに国家試験対策室等を設置しており、国家試験対策講座や模擬試験、学生個々の能力に応じた学習指導等を実施し、国家試験合格率の向上をはかっている。

b. 教職課程センター

教職を目指す学生のために両キャンパスに教職課程センターを設置している。教職課程センターでは、教職課程の学習や教員採用試験、学校ボランティアに関する資料を多数揃えているほか、教職課程センター教員による個別面談や、研究会・講演会の開催など、教員を目指す学生を支援し、実践的指導力の向上をはかっている。

c. 各種免許・資格取得支援

免許・資格の取得を目指す学生に対して、取得に向けたアドバイスや履修指導を行うとともに、学外実習施設との調整・契約や、関係機関への免許状申請を行う等、学生の免許・資格取得をサポートしている。

d. 新型コロナウイルス感染症への対応

前年度新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春学期の大多数の授業を遠隔授業で実施したことに伴い、従来、窓口で取り扱っていた、書類の提出、各種申込・代金支払等や、掲示板により行っていた各種情報発信を、本学 Web サイト、Eメール、授業支援システム（マナビー）等を活用することで、学生が大学に来ることなく手続き・情報確認

が可能となるよう対応した。

また、対面授業の再開にあたり、可能な限り学生が窓口で書類提出を行わずに済むよう、これまで証明書発行のみに使用していたパピルスメイト（証明書自動発行機）を改修し、学生が窓口で納入確認を行うことなく、各種申込・代金支払いが行えることを可能とした。

2021 年度においても、このようなポスト・コロナ時代に即した対応を、継続・拡充し、学生の利便性向上に努めている。

教職課程センター教員が学生と個別面談を実施する際には、従来の対面方式ではなく、MS-Teams を活用した遠隔による面談と対面形式での面談のハイブリッドで実施している。また、例年、夏期休暇期間中に実施している教職課程研究会は、前年度は事前収録した講義のオンデマンド配信と、Zoom によるリアルタイムでの場面指導・集団討論・論作文対策を組み合わせた遠隔による講座として実施したが、2021 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、対面形式により実施した。

教育実習、介護等体験、医療関係職種養成に係る臨地実習、その他、学外での各種実習については、前年度に引き続き、実施時期の延期・期間短縮・中止に伴い、学外の実習先及び、学部学科との調整を行ったうえ、実習時期の変更や、学校ボランティア活動・校内での演習授業等による代替措置をとることにより、学生の免許・資格取得に支障をきたさないよう対応している。

【正課外教育】

正課の授業以外にも学部・学科の特性に応じて、学科主催のプロジェクト、ボランティア支援センターとの連携による小学校における食育指導ボランティア、e-ラーニング教材の提供及び自己学習施設の設置等、様々な学びの場を提供している。なお、ボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症により活動が制限されたが、学部・学科やボランティア活動支援センターが連携しながらコロナ禍における持続性・発展性のあるボランティア活動の仕組みを模索している。

【留学生等の多様な学生に対する修学支援】

本学の「留学生受入れプログラム」は主に次の4つに区分できる。短期（4～8週間）の「日本語集中講座（JLIC:Japanese Language Immersion Course）」、1セメスターの「JSP:Japanese Studies Program」、本学の正規科目を履修する1または2セメスターの「中・長期留学生受入れ」及び本学での学位取得を目指す「私費留学生」である。

受入留学生に対する代表的な支援として、プログラム開始時にオリエンテーションを開き、キャンパス案内や施設設備の利用方法、周辺地域の案内、在留資格や国民健康保険制度、生活の注意点を含めた説明を行っている。また、日本語学習に関して、それぞれのプログラムの中で、留学生を対象にした「日本語」授業を開設している他、中長期留学生受入れにおいては「ライティングサポート」も設け、個別指導により、高度な日本語作文能力を養成している。しかし、2021 年度はコロナ禍のため春学期・秋学期ともに中長期留学生の受入れができなかったため、実績はない。

また、受入留学生に対しては経済的な支援も行っており、交換留学制度に基づいて受入れる場合は、本学授業料が免除となることが多い（但し、各校との協定書において個別に定める）。

さらに経済的補助として、協定校から受入れる場合は全員、協定校でない場合でも ASEAN 加盟諸国からの留学生（日本語集中講座のみ）であれば、生活費の補助を行っている。これにより留学期間中の住居費は全額賄えるため、経済的負担は非常に小さい。なお、私費留学生については、授業料減免制度もあり、留学生の家庭の経済状況と学習状況により 30%の減免を行っている。

【障がいのある学生に対する修学支援】

学生支援部を中心に教務部、学部事務室が連携し、支援を希望する障がいのある学生との面談を通じて適切かつ合理的な修学支援を行っている。例えば、主に聴覚障害のある学生に対しては、学生有償ボランティアによるパソコン（ノート）テイク支援を実施している。2021 年度ボランティア登録学生数は 52 名で、技量向上を目的とした講習会や練習会を学生支援部が適宜実施している。

また、2019 年 9 月に「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針（ガイドライン）」及び「同志社女子大学障がい学生サポートセンター内規」を制定した。これに基づき 2020 年 4 月より専任のコーディネーターが常駐する障がいのある学生を対象とした専門的相談窓口「障がい学生サポートセンター」を設置し、障がいのある学生の修学支援体制のさらなる充実を図っている。

【成績不振の学生の状況把握と指導】

成績が不振な学生の把握については、毎学期当初に直前の学期の全学生の単位修得状況及び GPA を教務課より各学部事務室に提供している。さらに各学部事務室では出席調査を実施しており、欠席が多い成績不振の学生については、教員または学部事務室から連絡を取り、面談及び履修指導を実施している。状況に応じて保護者にも連絡を取り、状況把握に努めている。

【留年者及び休学者の状況把握と対応】

休学願は、原則として学生支援課に申し出のあった学生本人と必ず面談を行った後で交付している。面談では、休学を希望する理由や原因についてのヒアリングを通じて、履修状況、日本学生支援機構奨学金の貸与状況、ご父母の承認、アドバイザー教員等への相談・報告を把握するとともに、今後の対応について心身の不調はカウンセラーへ、履修や授業に関する事項は教務課や学部（研究科）事務室へ、就職関係はキャリア支援課へ送達するほか、人間関係や経済的な理由については学生支援課で対応する等できるだけ丁寧に事情を聴取し対応している。また、ヒアリング結果は、所定用紙に記録し、在籍学科又は専攻に回覧することで情報の共有及び必要な措置を講じる上での資料として活用している。学科では、必要に応じて学科主任や教務主任等が面談し、適切に対応している。

また、留年者については、各学科・専攻を中心に履修登録状況や授業への出欠状況等を把握し、個別に対応しながら修学支援を行っている。

【退学希望者の状況把握と対応】

退学については、休学同様、学生支援課にて申し出のあった学生本人に対し、必ず面談を実施した上で退学願を交付している。履修状況や日本学生支援機構の奨学金貸与状況のチェック、

ご父母の承認、アドバイザー教員等への相談状況等を把握し、退学を希望する理由をヒアリングする。その後の対応についても、できるだけ丁寧に面談し対応している。学科では、必要に応じて学科主任や教務主任等が退学希望者と面談し、適切に対応している。

【奨学金その他の経済的支援の整備】

本学独自の奨学金をはじめ、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構奨学金を活用して、経済的支援を行っている（大学基礎データ表7）。高等教育の修学支援新制度に併せて、「同志社女子大学に係る大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免規程」を制定し、さらに本学独自の同志社女子大学奨学金（給付制）についてもその内容を見直し、「同志社女子大学奨学金規程」及び「同志社女子大学奨学金規程細則」を改定した。同志社女子大学奨学金では、学力及び経済困窮度を選考基準とする点は踏襲しつつ、奨学金支給限度額（予算額）設定を撤廃し、経済困窮度200以上の学生には全員奨学金を支給する。但し、高等教育の修学支援新制度の認定を受けるものにあつては、減免額と給付額の合計が年間授業料の2分の1を超える場合は併給できないこと、年間授業料の2分の1に満たない場合はその不足額を併給できることと定めるとともに、奨学金支給額も経済困窮度により年間授業料の2分の1に90%、80%、70%を乗じた額を支給するように改めた。その他、基金運用の果実による各種指定奨学金の給付や同志社女子大学栄光会、同志社同窓会、同志社女子大学同窓会「Vineの会」等の関連団体の奨学金を給付している。また、2018年度より「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」を創設し、広く一般から奨学金目的の寄附を募っており、2020年度より新たにこれを財源とした奨学金の給付を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る経済的支援については、日本学生支援機構の家計急変者を対象とした給付奨学金や文部科学省「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の他、本学独自の支援制度として新型コロナウイルス感染症に係る家計急変者を対象とした特別奨学金を昨年度に引き続き募集、経済困窮度により半期授業料の2分の1を給付する。

【授業料やその他の費用及び経済的支援に関する情報提供】

授業料やその他の費用については、本学Webサイトにおいて公表している。また、入学を希望する受験生に対して、「大学案内」「入試ガイド」「入学試験要項」に入学年度の学生納付金額とその内訳及び2年次以降の年間学生納付金額等を掲載している。

奨学金をはじめとする経済的支援に関しても本学Webサイトや「大学案内」を通じて情報提供を行っている。

また、大学院については、本学Webサイトにおいて「大学院ファイナンシャル・プラン」のページを作成し、学生納付金及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置（奨学金制度、長期履修学生制度、ティーチング・アシスタント等）について集約したうえで、情報提供を行っている。

3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

【学生の相談に応じる体制の整備】

本学では学生生活における様々な悩みや問題についての相談に対して、様々な制度や窓口を設けている。まず、各学科の専任教員によるアドバイザー制度、オフィスアワーの設定、学生

相談委員である。次にビッグシスター制度は申込制で、入学前に紹介した上級生が新入生の相談相手になり、新入生が大学生活の新しい環境に少しでも早く慣れ親しめるように支援するもので、1957年より続く伝統あるシステムである。2021年度は267名の上級生（ビッグシスター）が、486名の新入生（リトルシスター）の相談に応じている。さらに、各キャンパスにカウンセラー（臨床心理士）や学校医（精神科医）、保健室の看護師による相談体制を整備している。もちろん、学部・研究科事務室や学生支援課、教務課等の各事務室においても相談は可能である。このように様々な相談窓口を設け、学生が状況に応じて相談しやすい窓口を選択できる体制を整えている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じる中で、電話相談やオンライン相談によるカウンセリング体制を整備した。コロナ禍における学内の新しい生活様式や感染防止対策に対する取り組み、意識啓発を目的に「Be Handsome」キャンペーンを昨年度に引き続き展開し、オリジナルのアルコール消毒スプレーと感染防止対策に係るマナー冊子を作成し、全学生に配布した。「Be Handsome」は、創立者新島襄が妻八重を評した「Handsome Woman（美しい行いをする人）」から引用したもので、感染防止対策の実践そのものが他者を思いやる「美しい行い」であることを全学生に訴えるものである。

【ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備】

本学では、ハラスメント防止とハラスメントに起因する問題の解決に必要な事項を定め、本学構成員の教育、研究、就労及び修学における環境などを保護することを目的として、「同志社女子大学ハラスメント防止等に関する内規」を制定し運用している。目的を達成するために同志社女子大学ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントに起因する問題が発生することを予防し、ハラスメントによる被害に適切に対応することとしている。また、内規の内容の周知を徹底し、本学構成員が安全で快適な環境で教育、研究、就労及び修学できるよう、ハラスメントを容認しない取組みを推進・広報する役割として「同志社女子大学ハラスメント防止等のためのガイドライン」を作成し、本学Webサイトにおいて内規とともに公表している。

ハラスメントに関する相談と苦情に対応するため、ハラスメント相談員を置いている。相談員は各学部各1名の専任教員、各キャンパス各2名の専任職員及び学外の臨床心理士等カウンセリングの資格を有する者で構成し、それぞれの連絡先を本学Webサイトに掲載し、直接連絡が取れるよう配慮している。また、本学Webサイトには、問題解決の流れを図解したものを掲載し、手続きやルールについて分かりやすく伝えるよう配慮している。相談員は就任時に「ハラスメント相談員マニュアル」に基づき総務課よりレクチャーを受け、内規、ガイドライン及び相談員の役割について理解したうえで用務にあたることとしている。

なお、学生に対しては学生支援課を一次相談窓口と位置づけ、ハラスメント相談員の紹介を行うほか、ハラスメントの申し立てをしない事案であっても関係部署と協働のうえ、救済措置を講じている。

【学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮】

保健室では総員7名の看護師を配置し、学生の日常的な健康管理の充実を図っている。また、学生相談室にも総員7名のカウンセラー（臨床心理士）を配置して学生のメンタル面のサポートを行っており、相談学生個々の状況に応じて学校医への面談、学校医の判断により医療機関

の受診を勧める等の対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症対策では、厚生労働省・文部科学省が提供する「抗原検査簡易キット」を配備し、登校後の体調不良者、学寮生の体調不良者を主な対象として、感染の早期発見、迅速な対応に努めている。さらに、学校法人同志社では、ワクチン接種を希望する学生・教職員等を対象に職域接種を実施した。

4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

学生のキャリア支援については、キャリア支援部が主として担当しており、各種ガイダンスやセミナーを開催し、学生一人ひとりへのきめ細やかな支援体制を構築している。

【就職支援】

・委員会

各学科から選出の教員 11 名とキャリア支援部が協力して支援を行うため、「キャリア支援委員会」を設置している。

・ガイダンス、セミナー

入学直後から卒業まで段階的にキャリア意識の醸成やキャリア支援を行うため、ガイダンスやセミナー等を数多く実施している。6 学部 11 学科と学部・学科構成が多様化する中で、学科の特性・特色にも対応すべく注力している（国際教養学科生対象集中ガイダンス、薬学部対象就職ガイダンス、学内業界企業セミナー、看護学部対象就職ガイダンス、栄養士セミナー他）。2021 年度は 4 月下旬より 3 年次（薬学部 5 年次）生対象のガイダンス等が始まった。ガイダンス等は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため原則オンラインで開催しており、実施方法については内容等を勘案し、オンデマンド配信と LIVE 配信を複合的に組み合わせて実施している。就職活動を行う上で必ず修得してもらいたい「基本ガイダンス（自己分析から自己PRへ、業界・企業・職種研究、履歴書・エントリーシートでの表現、面接対策）」については、オンデマンドで配信したのち、少人数で開催する「ゼミ形式ガイダンス」やガイダンス内容についての疑問等と質問できる LIVE「Q&A 会」を開催する等、学生の理解度・習熟度を深めてもらうための様々な取り組みを実施している。また、春学期には近年インターンシップの重要度が増していることから、インターンシップへの参加を促す「インターンシップガイダンス」やインターンシップの選考対策として「集団面接対策講座」や「グループディスカッション対策講座」なども実施した。その他、マスコミ・広告業界を希望する学生を対象に「マスコミ・広告業界対策セミナー」、地元や地方での就職を目指す「UIJ ターン就職ガイダンス」、日経新聞社による「新聞の読み方講座」なども開催している。

・低年次生対象ガイダンス

6 月に「2 年次生対象キャリア・就職ガイダンス」及び「1 年次生対象キャリア・就職ガイダンス」を開催した。秋学期にも 2 年次生対象の第 2 回ガイダンスを予定している。

・「お悩み相談室」の開設

昨年度、コロナ禍において適切なキャリア支援を実施するため、「就職活動に関する緊急アンケート」を実施し、集計した結果、「人と接する機会が減少し、周りの活動状況が分からない」や「就職活動に対する漠然とした不安」を感じている学生が多くいたことから、4 年次（薬学部 6 年次）生を対象に Zoom を利用して「キャリア支援部就活お悩み相談室」を開催し、現在も継続している。今年度からは 3 年次（薬学部 5 年次）生以下を対象とした「キャ

リア何でもお悩み相談室」を新たに開催している。

- ・社会（人）との接点

ガイダンス等実践的な内容を盛り込むとともに、学生の社会性向上のために、多くの企業・団体や社会で活躍する卒業生を講師として招き、仕事に携わる者の心構えや業界への知識の習得、現場の状況を学ぶために、「キャリアカフェ（ゼミ形式ガイダンス）」を開催するとともに、今年度、秋以降にはオンラインもしくは対面による「業界研究セミナー」「企業研究セミナー」等の開催を予定している。

- ・キャリアアドバイザー等による指導

様々な分野の第一線で活躍された方や「キャリアコンサルタント」等の専門資格を有する方を本学職員として採用し、キャリアアドバイザーとしてWebもしくは対面で個別面談を実施している。また、日頃の面談内容等から、本学学生の特徴に合わせたガイダンスの講師も務めている。

- ・メールマガジンによる徹底した情報提供

3年次生（薬学部は5年次生）、4年次生（薬学部は6年次生）を対象に、ガイダンスや求人案内に関する情報をメールマガジンで配信している。2020年度は3年次生向けを143件、4年次生向けを71件配信した。

- ・電話による個人連絡

年に複数回、就職活動状況調査を実施のうえ、キャリア支援部の職員が分担して4年次生（薬学部は6年次生）に電話連絡を行い、就職活動の状況を聞き出し、必要な支援に結び付けている。

- ・産学連携による支援

株式会社ANA総合研究所及び日本航空株式会社と連携協定を締結し、例年エアライン業界を志望する学生を対象に空港見学会やインターンシップ等を実施している。また、2019年5月から京都に支店を置く企業と連携協定を締結し、キャリアカフェや業界・企業研究等に講師として参加いただいている（大塚製薬株式会社京都支店、株式会社JTB京都支店、日本調剤株式会社京都支店）。

- ・交通費の一部補助

就職活動を行う4年次生（薬学部は6年次生）を対象に、首都圏または出身地（UIJターンの）等で就職活動する際に交通費の一部を補助している。

【キャリア形成支援】

- ・委員会

本学の正規科目におけるキャリア教育推進のため「同志社女子大学キャリア教育委員会」を設置している。

- ・正規科目

共通学芸科目-キャリア教育科目の中に「大学生活とキャリアデザインⅠ」「大学生活とキャリアデザインⅡ」「大学生活とキャリアデザインⅢ」「インターンシップ（大学コンソーシアム京都）」「インターンシップⅠA・ⅠB」を開講している。2021年度からは「キャリアプランニングのための演習Ⅰ・Ⅱ」、「キャリアのためのプロジェクト演習」を新設。「キャリアのためのプロジェクト演習」ではキャリア支援部と産学連携包括協定を締結している株式会社

JTB 京都支店様の協力を得て、企業担当者から現場のリアルな声を伝えていただき、提示される課題（テーマ）について、グループで解決策を考え、最後には担当者に向けてプレゼンテーションを行う。学生にはこれらの演習を通じて、実社会やビジネスの現場で必要となる心構えや能力（マーケティング思考・プレゼン技法等）等を身につけるとともに、キャリア意識の醸成や今後のキャリアプラン形成に役立つ貴重な機会となっている。これらの科目に対する学生の注目度は高く、例年、多くの学生が受講している。また、各学科が学科科目として設置するキャリア科目も年々充実している。

・キャリア・資格取得支援講座

資格取得などをを目指す学生に向けて「キャリア・資格取得支援講座」を課外で開講している。2020 年度は春学期及び夏期集中講座は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。秋学期からは通常通り開講し、パソコンスキル・語学系・簿記・秘書検定等のビジネス系講座を述べ 392 名の学生が受講した。今年度秋学期には「伝わる文書の書き方講座」を新たに新設する予定である。

・インターンシップ

本学では「インターンシップ」をキャリア教育の一つの柱と考え、正課科目として「インターンシップⅠA・ⅠB」を設置している。本プログラムは夏期休暇期間中に企業等で実習をするだけでなく、2回の事前指導講義（課題／目標設定、企業研究、マナー講座）や実習後の事後指導も含めた一連のプログラムとなっており、学内で学んだ知識や理論を現実のフィールドで実践し、体験することで大学内での学習効果を一層高めることが期待できる。また、実社会における企業等の現場を体験することで、現実的な職業観を形成する貴重な機会となる。

また、2017 年度からグローバル人材を育成することを目的に、海外インターンシップ（シドニー・上海）を実施してきたが、今年度は現地での実習は中止とする。ただし、株式会社 JTB マレーシア支店と Web を利用したオンラインインターンシップを開催する予定。

5) 博士課程における学識教授のために必要な能力を培うための機会の設定及び当該機会に関する情報の提供

ティーチング・アシスタントとして、大学院生に教育経験を積む機会を提供し、教員、研究者又は専門職業人として自立できるよう支援することを目的としているが、現段階では学部の授業に関する補助業務が中心となっている。教育能力向上を意図した実践的な教育機会の設定や情報提供については検討が必要である。

6) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生支援課ではクラブや同好会の運営に対し、課外活動援助金制度による活動資金の交付を行っている。また、前述の「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」の募金使途の一つとして学生の課外活動支援を設けており、これを財源として課外活動の充実を図っている。クラブ活動に対しては、各部の主将、部長、主務（会計）等を集め「クラブリーダーズミーティング」を年1回開催し、クラブ運営に関する諸注意の他、リーダーシップトレーニングの受講を義務付けている。さらに各部の指導者（顧問、講師、監督、コーチ等）との懇談会を年1回開催し、課外活動指導現場の声を聴取し、改善策等を講じている。しかし、2021 年度につい

では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により各部指導者との懇談会は中止したため、アンケート形式により課外活動指導現場の声を聴取している。

宗教部では、本学の教育理念の一つである「キリスト教主義」を学生自身が理解し会得することを目的として正課外活動を充実させるための支援を例年計画している。2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、特に礼拝ではライブ配信やオンデマンド配信の取り組み、春季リトリートではWeb会議システムを用いたライブ開催など工夫を凝らした。コロナ禍の折でも、学生が相互にかつ本学とも「つながり」を感じることができ、不安や孤独感を少しでも和らげるように支援している。授業期間中に毎日実施している通常礼拝や創立記念礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝等々の特別礼拝、年間2回（春・秋）のリトリート、パイプオルガン見学会、今出川歴史ツアー、クリスマスツリー点灯式、メディテーション・アワー等を様々な正課外活動を設け実施することによって、教育理念を少しでも感じることができ、より豊かな学生生活を送ることができるように支援している。また、ボランティア活動支援センターでは、ボランティア奨励コンテストを実施し、正課内外でボランティア活動を行っているグループに対して活動内容を総合的に審査・検証し奨励等支援を行っている。

7) 学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

同志社建学の精神に基づき、学生の自治によって学生の総意を実現し、学生生活の充実発展を図ることを目的とした「同志社女子大学学生会」については、組織の運営を支援する一方、毎年学生会が在学生より聴取、集約した要望書（改善要望書）が大学に対して提出され、大学が検討した結果は学生支援部を通じて回答する制度が確立している。この学生会からの要望書や「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」における自由記述欄で得られた要求や意見については、関係部署が協働して対策や改善を検討しており、例えば学内Wi-Fi設備の拡充や学生会オリジナルの貸出傘作成の支援等、適宜必要な措置を講じている。

点検・評価項目③：

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学生支援の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施

学生支援の適切性については、全学で実施する定期的な自己点検・評価に加え、学生支援に携わる各部署においては、会議を定期的に開催し、学生支援の内容等について点検・評価を行っている。例えば、学生支援部では学生支援の内容等について総合的な点検・評価を行うため、学生支援部長を議長、各学部の学生支援主任を委員とする学生支援部主任会が定期的に開催され、奨学金、課外活動、学生の健康管理、寮・下宿、学内外の行事、学生からの要望等について客観的なデータに基づく報告（情報共有）や審議を行うことで点検・評価を行っている。

また、学生相談に携わるカウンセラー（臨床心理士）、学校医（精神科医）、学生相談委員、看護師、学生支援課による学生相談委員懇談会を毎年度末に開催し、心身の不調に悩む学生の相談現場における事例紹介を通じた情報共有や意見交換を行っている。

進路支援については、「就職決定率と内容（質）」により最終的な達成度を評価している。本学の過去10年間の就職決定率は毎年度95%を超えており、2020年度は98.0%であった。さらに「業種」「職種」「企業規模」等もバランスのとれた配分となっている。これらは本学学生の就職が決定率だけでなく質も高いことを表しており、コロナ禍においても92.5%という高い学生の就職満足度に反映されている。

また、学部・学科や研究科では、全学的に実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」及び「大学院生アンケート」の集計結果や自由記述欄の内容、学生会からの要望書等に基づき点検・評価を行い、課題を抽出し、改善に向けた検討を行っている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

全学で実施する定期的な自己点検・評価の結果に基づく改善・向上のサイクルに加え、各部署における点検・評価により改善が必要と判断された事項については、各部署で改善策を検討し、常任委員会及び評議会での報告・審議を経て改善を図っている。

例えば、修学・生活支援に関して、学生のメンタルに関する相談については、学生支援部主任会で学期ごとに総括を報告するとともに、学生相談委員懇談会でも意見交換を実施しているが、有効な対策が打てない状況である。特に精神的な障がいや疾患を疑われる学生についての対応は一律でないため、現場での統一的な対応策の策定には困難を伴うが、「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針（ガイドライン）」の制定及び2020年4月に「同志社女子大学障がい学生サポートセンター」を各キャンパスに設置し、専門のコーディネーターを配置することにより、より有効な支援体制の確立及び実施を図っている。

また、進路支援に関して、3年次対象就職ガイダンス参加率やキャリア・資格取得支援講座の受講者数、大学が開催するインターンシップの参加者数の減少傾向等の課題が挙がっており、学生のニーズに合う魅力的なものとなるように改善を図っている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、学生の学習や教員による教育研究の環境に関する方針を定めて、明示していますか。

本学は、2019年7月に「同志社女子大学の諸活動に関する方針」を策定し、その中で「教育研究等環境の整備に関する方針」を以下のとおり定め、本学 Web サイトにおいて学内外に公表している。

＜教育研究等環境の整備に関する方針＞

1. 学生の学習と教員の教育研究活動に必要な校地及び校舎等の施設・設備の充実に努める。
また、校舎等の施設・設備については、維持管理、防災への対応等に計画的に取り組む。
2. 情報通信技術（ICT）機器や安全なネットワーク環境の充実に努めるとともに、教職員及び学生の情報倫理の確立に取り組む。
3. 図書館では、各学部・学科、各研究科の教育研究内容に沿った質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、学生及び教職員にその効果的な利用を促進する。
4. 学生の自主的な学習を促進するためにラーニング・コモンズや自習室の整備・充実に努める。
5. 教員の教育研究活動を促進するため、研究費、研究室、研究時間の確保等、学内研究支援制度の充実に努めるとともに、科学研究費等の外部資金の獲得を促すための組織的支援を講じる。また、学生の学修支援の一環として、SA（スチューデント・アシスタント）や TA（ティーチング・アシスタント）の運用の充実に努める。
6. 教員及び学生の研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施や、研究倫理に関する学内審査機関の整備に努める。

また、中・長期計画である「Vision150」においても、中期目標としてキャンパス整備や学術研究の推進を掲げ、教育研究等の環境や条件の整備・充実に取り組むことを明示している。

点検・評価項目②：

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

〔評価の視点〕

(1) 教育研究等環境に関する方針に基づき、以下の事項の整備及び管理が適切に行われていますか。

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みをしていますか。

2021 年 5 月 1 日現在の校地面積は、京田辺キャンパス 123,539.1 ㎡、今出川キャンパス 25,741.2 ㎡、校舎面積は、京田辺キャンパス 60,480.3 ㎡、今出川キャンパス 32,009.6 ㎡であり、校地面積、校舎面積はいずれも大学設置基準を充足している。また、教員研究室、教室、図書館、図書資料等、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している（大学基礎データ表 1）。

【施設・設備の整備及び維持管理】

本学キャンパスの施設・設備に関する維持管理・防災への対応について、今出川キャンパスにおいては 2013 年度から 2017 年度までのキャンパス整備における改築・改修工事（2 棟改築、2 棟改修、1 棟減築）が完了し、耐震強度を満たした安心・安全なキャンパスが実現した。また、京田辺キャンパスにおいては、すべての建築物が耐震強度を満たしている。

非構造部材の耐震対策としては、帰宅困難時の避難施設である京田辺キャンパス恵真館アリーナ特定天井改修工事を 2018 年度に実施した。今出川キャンパスの避難施設である純正館デントホール特定天井改修工事を 2020 年度に実施し、既存不適格を解消した。

更に 2020 年度に公道に面する今出川キャンパスブロック塀改修工事を実施した。この工事により公道に面するブロック塀は、すべて現行法令の基準を満たすことになった。公道に面していないブロック塀改修についても、2022 年度を目途に改修完了を目指す。

また、2019 年度からキャンパス営繕計画を念頭に置きながら計画的に改修・更新を進めており、2020 年度はトイレ改修（京田辺キャンパス友和館・知徳館）・空調更新工事（京田辺キャンパス友和館・知徳館・新島記念講堂）、2021 年度はトイレ改修（京田辺キャンパス知徳館、聡恵館東館）・空調設置（京田辺キャンパス恵真館）、非常放送設備整備（今出川キャンパス栄光館）、電力設備更新（今出川図書館）、自動火災報知・警報盤更新（今出川正門）を実施した。

バリアフリー化に対しては、館内エレベーター、点字ブロック、多目的トイレの設置を進めている。扉の自動化についても計画的に進めており、2020 年度は知徳館 3 号棟出入口に、2021 年度には頌啓館、恵真館、知徳館 8 号棟出入口に自動ドアを設置した。この設置により、京田辺キャンパス内の学生の利用頻度が高い建物への自動ドアの設置が完了した。しかし、全ての建物で対応できている訳ではなく、学生の利用頻度が比較的高い建物のうち、国指定登録有形

文化財である今出川キャンパスの栄光館、ジェームズ館では対応できていない。これらの建物についてもスロープは設置されており、車椅子利用者也利用可能となっている。

なお、近年の改築建物については、京都府福祉のまちづくり条例、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に合致するように建築されている。

【学生の自習環境の整備】

学生の自主的な学習を促進させる環境整備としては、図書館、ラーニング・コモンズ、ラウンジを両キャンパスに設置しており、多くの学生が利用している。さらに、食堂やカフェの照明照度を学習に適したものに改修したことにより多くの学生が学習スペースとして利用している。

京田辺キャンパスのラーニング・コモンズは図書館と一体型であり、今出川キャンパスのラーニング・コモンズは図書館とは独立した形態となっているが、両方のラーニング・コモンズはほぼ共通したエリアから構成されており、学生の自主的な学習を促進する環境となっている。主なエリアは次のとおりであり、詳細のフロアガイドは本学の Web サイトで確認することができる。

- ・イベントエリア：

200 席前後の椅子を並べることができ、大型スクリーン等の設備が整っている。講演、報告会、発表会、その他のイベントで利用されている。

- ・グループワークエリア：

4 人掛けを中心とした可動式のテーブルが多数用意され、グループワーク等に利用されている。

- ・グループスタディーブース：

10 数名程度の学習に適した骨組みとスクリーン等での仕切りのみのスペースが複数用意されており、集団での学習やゼミのグループワークなどに利用されている。

- ・リサーチエリア：

デスクトップ型パソコンが各 30 台程度設置され、各種のリサーチ等に利用されている。

- ・ワークショップルーム：

30 席前後のマルチメディア対応教室が設置され、授業等で利用されている。

- ・グローバルラウンジ：

留学生との交流を目的としたラウンジが設けられている。

ただし、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、これらのエリアでは原則として「お一人様利用」を勧めている。

ラーニング・コモンズで開催されるイベントやワークショップについては、Web サイトにもスケジュールを掲載しており、イベントエリア等の利用申請や貸出機器の予約についても Web サイト上のフォームから可能であり、利用者の利便性に配慮している。貸出機器としては、ノートパソコン、プロジェクター等が多数用意されている。また機器のほかにもはさみやのり、ホッチキス、ポスター用ペンなどの文具類の貸し出しを行っている。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、2020 年度の春学期は原則として遠隔授業を

実施した。2020年度の秋学期からは対面授業が中心になったが、教室の収容率の関係で一部の授業はオンラインでの実施となった。そのため、学生が学内でオンライン授業を受講するために貸出ノートパソコンを増設するとともに、Wi-Fi 接続可能エリアを拡充した。

更に2021年度からは受講者数が一定規模以上の授業科目に加え、教育的効果等の点から「遠隔授業」を実施する授業科目を試験的に運用している。そのため、時間割上の対面授業との混在によりその遠隔授業を学内で受講することを想定し、両キャンパス一般教室へのWi-Fi 設備整備を進め、2021年度春学期に当該工事が完了した。

対面形式とオンライン形式の授業形態が混在している状況での対応として、学内の電子掲示板を通じて、今どの教室が空いているかが分かるようになっており、ヘルプデスクでのノートパソコン貸出と合わせて、学生の授業ならびに授業外の学修環境の整備を行っている。

その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、学生が密集しやすい食堂、実験実習施設、情報処理施設を中心に飛沫感染防止用のアクリル・パーティション等の設置に加え、学内各所に消毒用のアルコールならびに検温消毒機の設置、換気能力向上のために主な教室等に網戸を設置した。更に就職活動支援のために、各キャンパス2部屋ずつWeb 面談室を設置した。

【ネットワーク環境・ICT機器の整備等】

本学におけるネットワーク環境整備については、Vision150 第1期（2017～2021）アクションプランにより取組目標および取組内容を掲げて、今年度がその最終年度で節目の年度となる。2016年度よりネットワークシステムのリプレースを契機に順次環境整備を進めてきており、単年度ごとにその活動計画の実績と点検評価の内容を今年度の全学ネットワークシステムリプレース計画につなげている。主な内容は、2016年度に導入した機器類のリプレースサイクルを迎えるにあたり、両キャンパスの主要な通信機器と一般教室・演習室を多く配置している各建屋間の通信機器の更改及び通信の増速を計画した。このリプレースにより、当初予定していた内容はおおむね計画通りに遂行してきている。なお、同志社大学の大規模なネットワークシステムリプレースを2022年に控えているため、その関連性から対外接続及び対外接続のためのセキュリティ機器類とキャンパス間接続の増速計画については次年度への繰越とした。

2016年度より年次計画で進めてきた学内無線LAN 整備においては、両キャンパスすべての一般教室・演習室に整備を完了した（学部学科が管理する一部の施設を除く）。また、当初の予定外ではあったが、昨年度後半にリモートワークシステムを緊急に導入し、職員の在宅勤務等の柔軟な就業形態に対応した環境整備を行った。昨年度にセキュリティ強化の一環として導入した多要素認証システムは、コロナ禍の状況下で一旦運用を見合わせたが、今年度秋学期開始後に利用者への運用準備の周知を行った後、10月中旬から運用を開始している。今後についてもさらなる安全で安定したネットワークシステムの運用を目指し、効果的かつ効率的な全学情報基盤の環境整備を行う予定である。

一般教室におけるICT機器の導入は、ほぼすべての教室で実施されており、AVシステムを中心に今出川キャンパスで55教室、京田辺キャンパスで85教室において整備されている。また、当該教室の稼働率は今出川キャンパス48.9%、京田辺キャンパス44.6%となっている。

【情報セキュリティの整備・情報倫理の確立】

本学における情報セキュリティポリシーに関しては、2019年1月に学内情報セキュリティポリシー（「基本方針」「対策基準」）を制定し、学内の規程と体制の整備を行い、翌年には各種実施手順の作成を行った。また、文部科学省2019年5月24日付「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について（サイバーセキュリティ対策基本計画書）」に基づき本学における実施計画の策定と実施内容の点検を年度ごとに継続して行ってきた。

学内の情報教育環境を周知するためのガイドブック「vivIT」には、情報倫理及びセキュリティに対する注意喚起を含め、学生用と教職員用に内容を区分し別冊子として作成し配布している。更には、昨年度よりコロナ禍の影響で対面形式での授業実施に制約が発生し、一部の授業はオンライン形式での実施となったため、情報セキュリティ講習に関しても従来の対面形式をあらためてオンデマンド型の e-learning コンテンツ等を教職員及び学生に提供している。学生においては、全新生を対象に新入生オリエンテーション期間に情報倫理に関する基礎的な重要事項に関する教材を学習したうえで、情報倫理に関する確認テストを受験する「ネットワーク利用資格試験」を実施している。このテストを受験していない学生には学内のパソコンを利用するためのIDとパスワードが発行されない。また、今年度については、新規に教職員対象に標的型メール訓練を実施する予定である。

現在のところ情報セキュリティに関わる重大インシデントは発生しておらず、今後についてもこれらの啓蒙活動を継続して行うとともに、情報セキュリティ委員会を中心に取り組み内容について評価及び見直しを行う予定である。

点検・評価項目③：

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

〔評価の視点〕

(1) 図書資料と図書利用環境に関して、以下の事項について整備を行っていますか。

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

(2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する職員を配置していますか。

本学の学術資料の整備状況は、2020年度末時点で図書560,754冊、学術雑誌8,051冊、電子ジャーナル11,503点（出版社等のカレント契約1,113タイトル及びアグリゲータ10,390タイトル）、電子ブック3,368点を所蔵し、リポジトリ上で1,524件のメタデータを公開している。本学図書館は国立情報学研究所が提供するNACSIS-CAT/ILLサービスに参加しており、目録データをNACSIS-CATに登録するとともにOPACで公開している。また、NACSIS-ILLサービス非参加館を含め、他機関所蔵資料の複写物または現物の取り寄せに対応するネットワークを構築している。リポジトリについてはJAIRO Cloudを利用し、本学紀要等の研究成果を公開してい

る。

学術情報へのアクセスについては、本学 OPAC を基盤として所蔵資料のほか各種外部サービス、リポジトリを有機的に連携させ、統合的に利用できる環境を整備している。例えば、国立情報学研究所が提供する CiNii のサービスをはじめ各種データベースと OPAC を連携させることにより、データベース検索結果から本学所蔵を確認できるようにしているほか、OPAC には冊子体の図書・雑誌だけでなく、電子ジャーナル・電子ブックも登録し本文表示を可能とするとともに、リンクリゾルバを介することにより、契約データベースを含め電子資料を ILL 申し込みまで連携させて利用できる環境を整備している。また OPAC は NACSIS-CAT や他機関の OPAC 等と連携し、自大学以外の資料も検索可能となっている。また電子資料に関しては、契約内容によるが、本学学生教職員は VPN 接続により学外からの利用も可能である。

学生の図書館利用環境に関しては、2021 年度春学期は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発出等により対面授業を取りやめた期間もあり、ガイダンスを当初の日程と変更して実施したり、教員からの要望に応じて説明動画を作成して公開するなどの工夫をしたり、オンラインでの学修を支援した。同時に、昨年度整備した図書館所蔵資料の郵送貸出サービスを継続運用し、学生が来館せずに資料を取り寄せることができるようサポートした。開館時間において春学期はオンライン授業期間であっても通常通り開館し、直接来館して資料を探すニーズにも対応した。個人キャレル、オープン閲覧席など目的に応じた座席を用意しており、座席ごとに新型コロナウイルス感染症拡大防止策として飛沫飛散防止ボードなどの設置を継続している。

また、本学の図書館では、電子資料に精通した専任職員が学術情報サービスの統合的利用環境を整備しているほか、合計で 26 名の司書・司書補が勤務しており、年間でレファレンス対応を 66 件行うなど、学生・教員の資料探しをサポートしている。学習状況に応じたガイダンスで各種媒体の使い方を説明する等、学生及び教員に対する教育・研究上の支援を行っている。ガイダンス動画を作成し、オンラインでの学習支援も行っている。

点検・評価項目④：

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 研究活動を促進させるために、研究に対する大学としての基本的な考えを明示し、以下の事項について整備していますか。
 - ・研究費の適切な支給
 - ・外部資金獲得のための支援
 - ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- (2) ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）等の教育研究活動を支援する体制を整備していますか。

本学においては、「同志社女子大学の諸活動に関する方針」における「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究活動の促進を図っている。

【研究費の適切な支給】

教員の基盤的研究費として、専任教員、特別任用教員及び任期付教員を対象に、「個人研究費交付申請書」に基づき、個人研究費として年額 41 万円を支給している。薬学部では研究室単位で、看護学部では部門単位で申請・執行されている。直接研究に関係ある経費の場合、使途範囲中、1 項目が 28 万円を超えない範囲であれば、研究計画に沿って比較的自由度の高い柔軟な執行が可能である。

また、「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」及び「同志社女子大学教員の在外研究助成に関する施行細則」を定めており、教員の応募により一定の審査を経て支給する学内研究助成金制度がある。「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」の第 6 条第 1 項に定める科学研究費助成事業対象奨励金は、科学研究費応募のインセンティブを高めるために、科学研究費の応募が不採択となった教員の申請に基づき交付しているものである。

これ以外に、本学の研究基盤となる、研究設備及び研究資料を計画的に整備し本学教員の研究促進に寄与することを目的として、「同志社女子大学研究基盤整備費に関する内規」も定めている。「研究設備整備費」は、毎年度、各学部学科所属分野、人数の特点に基づき、学部毎に一定額を配分している。この申請資格者は各学部学科等の代表者であり、各学部学科等の研究計画に基づいた設備の整備を対象として募集している。「研究資料費」も同様に、経理部が定めた基準により各学部学科等へ配分している。

【外部資金獲得のための支援】

本学で主となる外部資金「科学研究費」の支援としては、外部講師による「獲得を目指す研修会」を例年 9 月に開催している。昨年度に引き続き 2021 年度も集合形式による研修会は開催できなかったため、「外部資金獲得のための動画講座 2021」を提供し、希望者には今年度中視聴できるようにしている。また、外部の科研費申請書作成（添削）支援も利用可能としている。その他の外部資金については、教員の自主的な応募や、産官から本学教員への直接的な申込が中心となるが、外部資金の募集情報を適宜、該当の学部・研究科事務室を通して教員に案内している。

【研究環境の整備】

本学においては、専任教員に対して個人研究室を整備し、机、椅子、書棚、電話、学内 LAN、給湯装置等の必要となる備品を配備している。教員の研究専念時間確保については、教員の授業担当時間が「同志社就業規則」第 15 条第 1 項第 2 号に定められており、研究時間が確保されている。また、慣行的に週 1 日の研究日確保に努めている。その他、長期の研究時間確保の方策として、「同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規」による専任研究員、専従研究員の制度及び「同志社女子大学教員の在外研究助成に関する施行細則」による在外研究員制度がある。いずれの研究員も一定期間、授業担当義務を免除され、研究に専念できる。

【TA・SA制度】

本学においては、「同志社女子大学ティーチング・アシスタントに関する内規」及び「同志社女子大学スチューデント・アシスタントに関する内規」を定め、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）制度を運用している。学部の授業を補助する

大学院生をT A、学部の授業を補助する学部上級生又は専攻科生をS Aとし、T A、S Aともに個別の指導教員（担当教員）を定め、指導教員の指示に基づいて学部の授業に関する補助業務に当たるようになっている。また、両制度の適切な運用が行われるよう、T A・S Aは自己評価書を、指導教員はT A又はS A評価書を教務部長に直接提出することになっている。

点検・評価項目⑤：

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

〔評価の視点〕

(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、以下の事項について適切に対応していますか。

- ・ 規定の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施する等、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、「同志社女子大学研究倫理規準」を制定している。ここでは、研究者の態度、研究のための情報・データ等の収集、インフォームド・コンセント、個人情報の保護、実験ノート・情報・データ等の利用及び管理、機器、薬品・材料等の安全管理、研究成果発表の規準、オーサーシップの規準、研究費の取扱規準、他者の業績評価等、研究を遂行する上で求められる研究者及び研究に関与する事務職員の行動・態度の倫理的規準を定め、本学の責務を果たすことに努めている。また、同志社女子大学研究倫理委員会を設置し、必要に応じて研究倫理に関する事項について審議、調査、検討することになっている。さらに、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するために、「研究倫理相談員に関する申合せ」も制定している。

また、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨に則り、次の規程等を制定し、不正行為等が生じた場合における必要な事項を定めている。

- ① 「同志社女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」
- ② 「同志社女子大学における研究費の不正使用等への対応に関する内規」
- ③ 「同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程」

①の第7条第4項、③の第6条に定めるところにより、年に一度、全教員、関係職員を対象に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を開催している。コロナ禍の影響で昨年度に引き続き、2021年度も集合形式による講習会はできなかったため、オンライン講座による受講を義務付けた。受講率は教職員とも100%であった。大学院生には、研究倫理eラーニング教材により、また学部生にも各学部・学科で定められた科目等で受講を義務付けている。

なお、②、③については、2020年度に実施された文部科学省の履行状況調査の結果通知を受け、2021年3月27日付で改正を行った。また、2021年2月1日付で改正された、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に対応すべく、「同志社女子大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針」を見直し改正を行い、7月開催の教授会

で全教員に周知、新たな啓発活動については各学部実施を要請した。

また、人を直接研究の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項については、「同志社女子大学『人を対象とする研究』倫理規準」を制定している。審査に関しては、「同志社女子大学『人を対象とする研究』に関する倫理審査委員会規程」を制定し、年に5回（内2回は医学系研究含む）の審査期間を設け、研究者が審査を希望する場合、「人を対象とする研究計画等倫理審査申請書」等、提出書類により、審査委員会で審査を行っている。

2021年6月30日付施行の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」への対応を2021年度中に検討する。

点検・評価項目⑥：

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教育研究等環境の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

教育研究等環境の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、授業教室等の施設・設備の環境については、各学部学科の授業計画、各教員からの希望等を確認しながら、必要に応じて整備を行っている。一般教室の整備については、各学部学科からの教室設備等に関する要望について既存設備との整合性も検討のうえ、教務部が整備案を策定し、教務部主任会において審議している。また授業計画策定の段階で、教務部が各教員に教室・教具に関する問い合わせを行っている。これらの結果に基づき、教務部が予算措置を講じ、教室設備の改修やICT機器等の配備、更新等、教育環境の向上に努めている。なお、情報処理教室のパソコン等は経年による劣化や陳腐化が発生することから、定期的にリプレースを行っている。

また、学生からは、毎年度実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」における授業教室、パソコンの利用環境、Wi-Fi 環境等の施設設備の満足度や自由記述欄、学生会から提出される要望書等により意見や要望を確認している。すべての意見や要望に対応できるわけではないが、利用者からのニーズととらえ、実際の利用状況等を確認しながら整備を行っている。

本学の校舎等、施設・設備の安全性に関しては、文部科学省のガイドブックに基づく点検調査を毎年実施している事に加え、建築基準法に基づく定期報告を特定行政庁に提出している。また、特定の構造（特定天井、ブロック塀、石綿含有保温材等）に対する文部科学省からの調査依頼に対応している。設置当時は関係法令に合致していても、法令の改正に伴い現在の基準に合致しなくなった建物、施設・設備は存在している。原則として、建物については改築時および大規模改修時、施設・設備については更新時および大規模改修時に最新の基準に合致するようにしているが、これ以外の場合でも必要に応じて早期の対応を実施している。例えば、前

述のとおり、非構造部材の耐震対策のうち、特定天井対策として2018年度に京田辺キャンパス恵真館アリーナ天井改修工事、2020年度には純正館デントンホール天井改修工事を実施し既存不適格を解消した。また、公道に面するブロック塀改修工事を2020年度に実施し、これらのブロック塀はすべて現行法令の基準を満たすことになった。なお、それ以外のブロック塀に対しても2022年度を目途に改修を完了する予定である。

教員への研究助成については、学内研究助成制度「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」に基づき、毎年11月に兼担研究員を募集している。その応募状況等を勘案しながら見直しを図っている。公平かつより多数の教員が応募できるように、2013年度、2016年度に各種目の助成額や応募資格等を見直し、2019年度には、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金採択者に対する補助を行うための条項を追加・整備した。このように研究助成に関する内規の改正を行いながら、確実に執行率は上昇している。ただし、「研究プロジェクト」及び「出版補助」の助成事業の有無により年度ごとに執行率の増減が発生する（2015年：54.7%、2016年：65.1%、2017年：70.7%、2018年：80.3%、2019年度：83.4%、2020年度：60.4%、2021年度：67.9%）。

【課 題】

<研究支援に関する課題>

本学の研究者データベースは、研究業績等の更新が教員個人に委ねられており、最新の情報に更新できていない教員がいる。

また、当該データベースのシステムが2018年度から導入された科研費審査システムの審査区分に対応していないことや、科学技術振興機構（JST）が運営するresearchmapと連動していないこと等、本学教員の科研費獲得等のための支援として改善の余地がある。

これらは、外部の企業や研究者から本学教員の研究活動が認知されにくい状況にあるとも考えられ、新たな外部資金の獲得や研究事業への参画等に影響している可能性もある。更には研究活動を通じた地域貢献や、大学院教育の発展にも関連する課題であると考えられる。

第9章 社会貢献・社会連携

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

[評価の視点]

- (1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を定め、明示していますか。

2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」において、「社会連携・社会貢献に関する方針」を以下のとおり定め、本学Webサイトを通して広く社会に公表している。

<社会連携・社会貢献に関する方針>

1. 学外の諸組織（教育研究機関、地方公共団体、企業その他の団体等）との間に協定及びその他必要な取り決めを定め、適切な連携体制を構築し、教育連携事業、地域連携事業、生涯学習事業等の社会連携活動を積極的に推進し、地域社会の発展や課題解決に貢献する。
2. 海外の大学等との連携協定に基づき、学生の海外留学及び海外研修、外国人留学生の受け入れ、教職員の学術交流等の国際交流活動を推進し、海外の教育機関等との連携の活性化を図り、その成果の活用により国際社会の発展に貢献する。

点検・評価項目②：

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

[評価の視点]

- (1) 社会貢献・社会連携に関する取り組みを推進するため、学外組織との適切な連携体制を構築していますか。
- (2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進に取り組んでいますか。
- (3) 地域交流や国際交流事業に参加していますか。

1) 学外組織との適切な連携体制の構築

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、大学全体及び学部・研究科がそれぞれ多種多様な取り組みを行ってきたが、2017年度の事務機構改正において総務部総務課内に社会連携係を設置し、社会連携を推進していく体制を構築した。なお、2020年度時点で本学と連携協定を締結している学外機関は以下のとおりである。

〔大学〕フェリス女学院大学、日本女子大学、奈良県立医科大学、金城学院大学

〔企業〕ANA総合研究所、日本航空株式会社

〔医療機関〕独立行政法人国立病院機構南京都病院、医療法人石鎚会、宗教法人在日本南プレ
スピテリアンミッション淀川キリスト教病院、独立行政法人国立病院機構京都
医療センター

〔福祉施設〕社会福祉法人盛和福祉会 児童養護施設・乳児院「京都大和の家」

〔地方公共団体他〕京田辺市、京都府、京都市、精華町、亀岡市、守口市教育委員会、公益財
団法人大学コンソーシアム京都、公益財団法人関西文化学術研究都市推進
機構、国立国会図書館

また、学部・研究科がそれぞれの特性を活かして独自に実施している社会連携に関する取り組みの例としては、学芸学部音楽学科が木津川市立木津第二中学校での合唱指導や京都府京都文化博物館での無料コンサートの開催、現代社会学部社会システム学科が京都市中心部の活性化及び京町家を活用した学習活動や北海道富良野地域等で行政やNPOとの連携、大学共同利用機関法人人間文化研究機構・総合地球環境学研究所との連携による環境問題に関するプロジェクト、薬学部医療薬学科が京都府南部地域の薬剤師会及び病院薬剤師会との連携、看護学部看護学科が地域住民向けの保健指導や健康教育を実施、生活科学部人間生活学科が鴨川流域ネットワーク、京丹波町地域おこし協力隊、姉小路界限を考える会との連携等を実施、さらに2020年8月に京都市と「同志社女子大学との「食」を通じた地域活性化と人材育成に関する包括連携協定」が締結され、生活科学部が中心となって京都市との連携を進めることとしており、それぞれ学外組織の担当者と実施にあたっての打合せをし、適宜連絡を取りながら、適切な連携体制を構築している。

2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進について、社会連携・社会貢献に関する方針で示すとおり、学外の諸組織との適切な連携体制を構築し、教育連携事業や生涯学習事業等を積極的に推進するため、様々な取り組みを実施している。

【自治体との連携事業】

①2005年1月に締結した京田辺市と学校法人同志社（同志社女子大学）の連携協力に関する協定（包括協定）に基づき、2020年度は以下のような取り組みを実施した。

＜取り組み例＞

- ・学芸学部音楽学科科目「音楽によるアウトリーチ」履修学生が、京田辺市内の小学校の音楽の授業で楽器の学習と演奏を行った。
- ・現代社会学部社会システム学科科目「プロジェクト演習」履修学生が京田辺市立田辺東小学校でプログラミングツールを用いた授業のサポートを行った。
- ・現代社会学部現代こども学科の藤原孝章特任教授の監修により、現代こども学科生が京田辺市立田辺東小学校の家庭科の授業でSDGsに関する授業を行った。
- ・京田辺市からの依頼により公益社団法人薪甘南備山保存会が作成する甘南備山登山マップ更新に学芸学部メディア創造学科学生1名が協力し、2020年7月に完成した。
- ・京田辺市のPR動画「未来都市プロモーション動画」制作に係るワークショップに学芸学部メディア創造学科生15名が参加し、オンラインによる意見交換会でアイデアを提言した。

- ・現代社会学部現代こども学科の笠間浩幸教授が市内の三山木保育園園庭の築山整備を監修した。
- ・実務実習生として京田辺市職員1名を受け入れ、本学総務部総務課社会連携係において地域連携を中心とする業務に携わった。
- ・学芸学部メディア創造学科の学生が京田辺市の模擬議会（愛称：キララちゃん議会）に参加し、市議会議員らと質疑応答を行った。

②2020年8月に京都市と「同志社女子大学との『食』を通じた地域活性化と人材育成に関する包括連携協定」を締結した。今後はこの協定に基づき、生活科学部を中心として京都市との連携を進める。

＜取り組み例＞

- ・京都市健康長寿企画課が企画する「そうだ、野菜とろうキャンペーン」の一環として学生が考案する弁当（大手スーパーで市販予定）のメニュー提案に、生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻の複数の学生グループが参加し、2021年6月に実際に弁当として販売された。
- ・株式会社京都産業振興センター（みやこメッセ）、株式会社BAKERUとの三者にて2021年3月に「みやこめっせカフェレストランにおける連携事業に関する覚書」を締結し、“京の食文化を学び活かす「飲食事業の立ち上げ&運営プロジェクト」”を開始した。

【大学・医療機関等との連携事業】

- ①独立行政法人国立病院機構南京都病院と 2009年4月に学術交流等に関する包括協定を締結しており、本協定に基づき2020年度は南京都病院の副看護師長を「小児看護援助論A」のゲストスピーカーとして招聘した。
- ②医療法人社団石鎚会と 2013年6月に締結した学術交流等に関する包括協定に基づき、2020年度は以下の取り組みを行った。
 - ・石鎚会寄付講座「臨床医学入門」（春学期15回）を薬学部及び看護学部を対象に開講した。
 - ・看護学部科目「外科疾病・治療学」「育成医療学」の嘱託講師として委嘱した。
 - ・看護学部科目「看護実践総合演習Ⅰ」に同志社山手病院看護部長をゲストスピーカーとして招聘した。
 - ・薬学部生、看護学部生に対する抗体検査及びワクチン接種を田辺中央病院健康管理センターにて実施した。
- ③宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院と 2014年4月に締結した学術交流に関する協定に基づき、2020年度は以下の取り組みを実施した。
 - ・看護学研究科科目「看護教育特論」「助産学概論」の嘱託講師として委嘱した。
- ④独立行政法人国立病院機構京都医療センターと学術交流等に関する包括連携協定を 2021年3月に締結した。今後、協議会を立ち上げ、具体的な連携事項を推進する。

【女性アクティベーションセンターにおける取り組み】

本学では、「本学学生並びに卒業生が生涯にわたって社会的役割を担い、能力を発揮できるように支援と提言を行う」ことを目的に、女性アクティベーションセンターを2015年4月に学術情報部に設置した。現在では対象を一般女性にも広げ、様々な取り組みを実施している。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「女性のための起業家セミナー」「子育て支援プログラム」が中止となったが、「女性アクティベーション講座」は2020年11月に実施

した。2021年度は「女性のための起業家セミナー」を10月から12月にかけて3回のオンラインセミナーとして開催し、「女性のためのアクティベーション講座」も10月のホームカミングデーと同日に開催した。「子育て支援プログラム」もオンラインで親子参加型のワークショップを開催する予定。

また、2018年3月より本学、京都女子大学、京都光華女子大学を幹事校として「女子大学連携ネットワークミーティング」を発足し、女子大学が取り組む課題等について情報交換を行い、連携協力体制を構築している。そして、日本の女子大学が果たす役割を共に考え、学術成果を提示し、情報発信に努めている。2019年3月には国際女性デーシンポジウムを開催し、多数の参加を得た。さらに2019年9月には幹事校として大妻女子大学と和洋女子大学が加わったが、2020年3月に開催予定だった国際女性デーシンポジウムが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。2020年度も活動停止となっていたが、2021年3月8日に国際女性デーシンポジウムをオンラインで開催した。2021年度の活動については未定である。

【産官学連携に関する事業】

産官学連携推進については、学術研究支援課が窓口となっており、知的財産権の取得及び管理に関する業務も担っている。現在は、一般社団法人京都知恵産業創造の森が主催する京都産学公連携プラットフォーム会議（旧：京都産学公連携機構）に所属し、情報収集に努めているが、積極的な活動は行っていない。主に薬学部や生活科学部の教員を対象に、企業や地方自治体等から受託研究や共同研究、奨学寄付金の申し出を受けている。該当教員は、これらの資金を基に研究を展開し、その成果を社会に還元している。

3) 地域交流、国際交流事業への参加

地域交流事業については、2005年に京田辺市と学校法人同志社が締結した連携協力に関する協定に基づき、様々な取り組みを実施している。例えば、京田辺市からの実務実習生の受け入れや、市内小学校の4年生～6年生を京田辺キャンパスに招いてのキャンパス体験等である。

その他の協定機関との取り組みでは、奈良県立医科大学附属病院での院内コンサートや医療法人社団石鎚会の主催する「たなべ健康まつり」への参加、けいはんな学研都市6大学連携「市民公開講座」へ講師を派遣する等、地域交流に積極的に取り組んでいる。

また、2016年度には地域と連携した活動を通じて学生が学ぶ実践的な教育プログラムの開発及び実施に取り組む大学を支援する、京都市と公益財団法人大学コンソーシアム京都の協働事業である「学まち連携大学」促進事業に、本学は「京町家を中核とした未来の京都まちづくりプログラム」を申請し、採択されている（支援機関は2016年度～2019年度の4年間）。

さらに、学生が主体的にまちづくりに取り組むための組織として2017年7月に発足した「同志社女子大学まちづくり委員会」では、2020年度に以下の取り組みを行った。

- ①「玉露PRプロジェクト」では、京田辺市で茶寮を営む「都茶寮」と共同で開発したぶどう風味のフレーバーティー「SUMIRE」のネット販売を都茶寮で開始した。
- ②「げんき推進プロジェクト」では、市内の医療法人社団石鎚会の特別養護老人ホームやすらぎの杜他の施設入居者とオンライン交流を実施した。
- ③全国学校給食甲子園で準優勝の経験がある宇治田原町の学校給食を弁当にアレンジして再現することを学生が企画し、同町等の協力を得て2021年1月に京田辺キャンパスで販売した。い

ずれも完売した。

④2021年2月、全国大学まちづくり政策フォーラム in 京田辺（オンライン番外編）に学生3名が参加し、「小中学生の小中学生による小中学生のためのまちづくり」と題し、政策提言を行った。

国際交流事業については、2021年度は新型コロナウイルス感染症蔓延により参加できていない。しかし、本学の海外協定校数は、2021年6月末では13か国・地域69大学になった。このような国際交流の基盤整備ができたことで、本学教育研究の活性化につながっていることは勿論であるが、本学が所在する京田辺市や京都市の活性化にも寄与することを期待している。

点検・評価項目③：

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施

社会連携・社会貢献の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、連携協定締結機関によっては連携協議会を定期的に開催し、各年度の連携事業について参加者数、参加者アンケート等に基づき、定量的・定性的な点検・評価を実施している。また、連携協議会を発足していない協定機関との連携事業についても、終了後に事業報告を学内会議で報告する等、連携事業の点検・評価を行っている。

女性アクティベーションセンターが実施する事業については、イベントごとに参加者アンケートを回収し、女性アクティベーションセンター運営委員会において点検・評価を実施し、次年度の事業を検討している。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

連携協定締結機関との事業について、連携協議会を開催している場合、上記の点検・評価の結果や前年度までの反省点及び社会的なニーズを踏まえ、次年度以降の連携事業内容の検討を行い、改善を図っている。

また、上記以外の連携事業についても、事業終了後に参加者等との意見交換や報告書の作成、学内会議等での事業報告の実施により、次年度以降の連携事業の改善を図っている。

社会連携・社会貢献に関する取組については、2020年度に続き、2021年度においてもコロナ禍により活動の制限をせざるを得ない状況であったが、オンラインを活用した取組や感染対策を徹底したうえで実施する活動等も徐々に増えつつある。今後も感染状況に対応した実施方法を模索しながら社会連携・社会貢献に係る活動を推進していきたい。

第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

[評価の視点]

- (1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するための大学運営に関する方針を定め、明示していますか。
- (2) 大学運営に関する方針を学内構成員に周知していますか。

本学は、2016 年度に、創立 150 周年を迎える 2026 年に向けた 10 年間（2017 年度～2026 年度）の中・長期計画として、同志社女子大学将来構想「Vision150」を策定し、学内外に公表した。

本学の教育理念や目的を踏まえて策定された「Vision150」のコンセプトは「21 世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の養成」であり、その実現に向けて「創造性を育む教育の推進」「自分自身を生涯にわたりデザインできる女性の育成」「『学修するコミュニティ』の構築」「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」の四つの長期目標を掲げている。

この「Vision150」のコンセプトの実現や目標の達成も含め、本学の教育研究活動等における方針として、2019 年 7 月に「同志社女子大学の諸活動に関する方針」を策定し、その中で「大学の管理運営に関する方針」を以下のとおり定め、本学 Web サイトにおいて広く社会に公表している。

<大学の管理運営に関する方針>

1. 学長のリーダーシップのもと、学長の職務を補佐・推進する機関であり各組織の長で構成する常任委員会において、教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項を総合的に審議することにより、迅速かつ適正な大学運営を推進する。また、関係法令及び学内諸規程に基づく公正で透明性の高い大学運営を行う。
2. 教授会及び大学院委員会は、リベラル・アーツの教育理念を具現化するために、全学的に構成する。教育研究に関する事項は教授会又は大学院委員会で審議し、管理運営に関する事項は評議会に諮問し、学長が決定する。
3. 教育研究活動を適切かつ効果的に支援するため、「同志社女子大学事務機構規程」に定められた事務組織に適正な人員を配置する。また、教職員に対し、必要な知識・技能を習得し、能力・資質を向上させるため、研修の機会を設ける。
4. 質の高い教育研究活動を展開していくため、中・長期的な財政計画に基づき、健全で安定した財政基盤を確立し、適切な予算編成及び予算執行を行う。

「同志社女子大学の諸活動に関する方針」は、2019 年 7 月 17 日開催の評議会において承認可決された。本学では評議会における決定事項は、各学部学科に持ち帰り、それぞれの教員会議において所属教員へ周知が図られる仕組みとなっている。また、職員に対しても定期的に行われる職員部課長会及び事務連絡会において、担当部署より説明があり周知を図っている。なお、本方針は、これら諸会議を通じて教職員に周知するとともに、本学 Web サイトに公表することにより学生も含めた学内構成員に広く周知している。

点検・評価項目②：

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

〔評価の視点〕

(1) 方針に基づき適切な大学運営を行うための組織を整備し、以下の事項について取り組んでいますか。

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

(2) 適切な危機管理体制を整備し、危機管理対策を実施していますか。

1) 大学運営における組織の整備

本学では 2000 年 1 月に「同志社女子大学の意思決定の仕組み」を施行し、常任委員会、評議会、教授会、大学院委員会の役割と位置付けを明確化している。学長を中心とする常任委員会を事務組織上の所属長である部長で構成し、単なる審議機関ではなく、執行部として明確に位置付け、学長の補佐機関としての役割を担うものとしている。教授会・大学院委員会は基本的に教学に関する事項を、評議会は管理運営に関する事項をそれぞれ審議することが規定されており、その役割を明確に分担している。

①学長の選任と権限

学長の選任については、「同志社女子大学長候補者選挙規程」に則り、「同志社女子大学長候補者選挙実施要領」及び「同志社女子大学長候補者選挙規程第 10 条第 1 項第 2 号及び第 11 条第 2 項の取扱いに関する申合せ」に基づき適切に行っている。厳正な学長候補者選挙により選出された学長候補者を総長に推薦し、重要人事として法人理事会の承認を得て決定している。

学長の権限については、学則第 38 条第 1 項で「本学に学長を置く」、同条第 2 項において「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定しており、学校教育法第 92 条の規定に基づく権限を有する。また「学校法人同志社寄附行為」第 7 条第 1 項第 2 号により学校法人同志社の理事となり、「経理規程」第 8 条第 1 項により同志社女子大学の経理責任者となっている。さらに学内では「同志社女子大学常任委員会規程」第 4 条により常任委員会を招集し、その議

長となり、「同志社女子大学評議会規程」第3条では、評議員は学長が委嘱し、同第4条により学長は評議会を招集してその議長となる。「同志社女子大学教授会規程」第6条第1項により学長は教授会を招集し、その議長となる。大学院学則第32条では、大学院委員会は学長が招集して議長になることが規定されている。

以上のように、本学の学長は学校法人の職務を有して法人の意思決定に参画するとともに、学内では教育研究及び管理運営における意思決定機関の議長となり、学内全体を統括している。

②役職者（部長）の選任と権限

本学の役職者として、各事務機構の長である部長（学部長、研究科長を含む）は、「同志社女子大学事務機構規程」に基づき各々所轄の事務を管掌する役割を担う。また、学長の職務を補佐・推進し、本学の教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項について総合的に審議する機関である常任委員会の構成員となる。さらには、全学的な管理運営上の重要課題、学部学科間の調整を必要とする事項等について審議する学長の諮問機関である評議会の構成員でもある。これら部長の選任については、学長が委嘱し、評議会の議を経て、法人理事会の承認を得て決定している。

③学長による意思決定と教授会の役割

学長による意思決定や執行等の整備、学長との関係を含む教授会の役割の明確化という点に関しては、2014年の学校教育法の改正（2015年4月施行）に伴い、「同志社女子大学学則」「同志社女子大学教授会規程」の改正及び「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに関する内規」を整備し、教授会は本学の教育研究に関する事項を審議する機関とし、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと規定し、学長の意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。

④法人組織（理事会等）と教学組織（大学）の権限と責任

本学を設置する学校法人同志社は、本学の他に、同志社大学、高等学校4校、中学校4校、小学校2校、幼稚園1園、各種学校1校を設置している。学校法人同志社では、「学校法人同志社寄附行為」「学校法人同志社寄附行為施行細則」により、理事会及び評議員会について規定している。理事会は、いわゆる独立採算を原則として、学校経営の責任を持つことを各設置校に求めている。そのため、予算・決算、工事請負等業者の選定、学部学科・研究科の新設・改編、入学定員・収容定員の変更、学則や諸規程の制定・改正、学費の設定・変更、大学の学長並びに部長、学部長、研究科長、室長、次長の重要人事等について、各設置校の意思決定を尊重し、法人として決議している。理事会の審議案は、予め総長、理事長、常務理事で構成する担当理事会で予備審査を経て、理事会に上程されている。本学学長は、「学校法人同志社寄附行為」第7条の規定により理事となり、同第14条の規定に基づき、理事会の同意を得て理事長より常務理事に選任され、「常務理事の職務分掌等に関する規程」第2条第2項に定める法務担当の常務理事を務めている。法人組織（理事会等）と教学組織（大学）との関係については、「学校法人同志社寄附行為」第18条第2項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とし、同第13条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と理事会及び理事長の権限と責任を明確化している。

⑤学生・教職員からの意見への対応

学生や教職員からの意見への対応は、学生に対しては1年に1度実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」や毎学期実施している「授業に関するアンケート」、学生会からの諸要求を通じて、学生生活の実態を把握し要求に応じており、教職員に対しては定例で開催される全学教授会、職員部課長会、事務連絡会等での意見に対応している。

2) 危機管理体制

2002年11月に、本学に不測の事態が発生した場合に、そこから生じる被害及び損害を最小限に食い止め、迅速な回復を行うことを目的として「同志社女子大学緊急対策本部規程」を制定し、2006年10月には、同志社女子大学の教育研究と管理運営を阻害する事態の発生を未然に防ぐために必要なリスク管理を行うことを目的として「同志社女子大学リスク管理本部内規」を制定し、本学の危機管理体制を整備している。両本部とも学長を本部長とし、構成員は本学の執行部となる常任委員会のメンバーである。また、毎月定例で開催される常任委員会においても本学の危機管理に関連する事象について報告し情報を共有している。

また、「危機管理マニュアル」を整備し本学 Web サイトの教職員認証ページ内に掲載し、教職員に対する適切な危機管理対応を進めている。

2020年1月より発生した新型コロナウイルス感染症対策においては、2020年2月26日にリスク管理本部を設置し、3月5日、23日、4月3日、8日と会議を開催し対応策を決定した。また、社会情勢や法人内の状況等を考慮し、4月13日付で緊急対策本部を設置した。事態が切迫していた4月から8月の期間は、速やかな意思決定を行うためにメンバー全員の招集は行わず、学長、教務部長、学生支援部長、総務部長、経理部長のメンバーで週2～3回の頻度で会議を開催し対応にあたった。2020年9月以降は、企画部長、広報部長、国際部長、キャリア支援部長をメンバーに加えて、会議を週1回開催し対応にあたっている。また、このたびの事態に直面し、危機管理の重要性を改めて認識し、その対応を徹底するため、本学 Web サイトに掲載している「危機管理マニュアル」の冊子を2020年6月に作成し、常任委員会委員、専任職員及び常勤嘱託職員全員に配付した。

点検・評価項目③：

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

〔評価の視点〕

(1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性に関して、以下の事項について適切に取り組んでいますか。

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本法人では、理事会で決定した予算編成方針に基づいて、各学校がそれぞれの予算編成方針を決定する。

法人の予算編成方針では、経常勘定における収支均衡、学生生徒等納付金の安定的な確保のための適切な定員充足率の設定、中・長期の財政見通しに基づく慎重な人事採用、経費削減の

ために必要な取り組み、建設勘定での繰越消費支出超過の改善など、財政の健全性確保という視点を組み込んだ基本方針を示している。

なお、本法人及び各学校では、学校法人会計基準に基づく計算書とは別に、一般会計を「経常勘定」と「建設勘定」に区分して管理する独自の会計制度を用いている点を特徴としている。経常勘定は学校運営のために恒常的に必要とする取引を、建設勘定は学費のうち教育充実費や建設事業宛寄付金等を収入源とし、土地、建物等の取得にかかる取引とそれによって生じる借入金の元利及び経費に関する取引を扱う。「経常勘定」と「建設勘定」に区分することにより、年度により事業規模が大きく異なる建設事業が日常的な教育研究活動の収支に影響を与えることのないようにするとともに、中・長期的に見た施設設備整備の規模の妥当性に対するチェック機能を働かせている。

本学では、各組織（部）に予算管理単位を割当て、その組織の長を予算管理責任者としている。本学の予算編成方針案及び予算案は、経理責任者である学長を含め、各予算管理責任者で構成する常任委員会で審議する。その後、学科主任と教授会から選出された教授6名を加えた委員からなる評議会の議を経て、理事会において最終決定している。また、常任委員会での審議に先立ち、事業評価委員会において、予め予算編成にあたっての指針を策定することとしている。事業評価委員会は、企画部長、教務部長、学生支援部長、総務部長、経理部長、学長が委嘱する委員若干名で構成し、委員長は委員による互選で選出される。

予算には、事業計画に基づき必要な事業費を計上する予算のほか、積算基準を設けて予算額を配分する予算がある。積算基準には、教員数や学生数を積算基礎とするもの、一定の基準を設定して積算額を定めるものおよび法人部から通知されるものがある。

予算編成にあたっては、10月に各部課の取扱担当者向けの説明会を開催し、編成方針の趣旨を浸透させるとともに、予算要求の手続方法について周知を図っている。各予算管理単位は、事業計画を付した書面を提出して予算要求を行う。事業計画では、新規事業はもとより、既存事業でも規模を大幅に拡大するものは重点施策事業と位置づけ、計画の必要性（目的）、詳細内容（実施方法・手段等）、期待される効果等を記した計画調書「事業計画調書」の提出を必要とする。これらの要求書をもとに、経理部が中心となり、各予算管理単位の担当者と12月初旬から約2か月をかけて事業計画に対するヒアリングと折衝を行い、査定を進めていく。

新規・重点施策事業の内容については、予算案の審議に先立ち、12月下旬から1月下旬にかけて事業評価委員会において内容の確認と査定を行い評価している。最終調整を終えた本学の予算案は、2月の常任委員会及び評議会にて審議したのち、3月の理事会で最終決定する。

予算の執行管理については、法人で定める「経理規程」及び「経理規程取扱細則」に則って実施している。また、「同志社女子大学会計等職務の権限に関する規程」により会計等職務に関する承認及び決裁の権限の種類、その権限を有する職位者（事業実施責任者、事務取扱責任者、事業実施担当者、取扱担当者）の予算執行における管理責任を明確化している。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとして、決算時には、各予算執行部署において、予算策定時に提出された「事業計画調書」を基に、事業ごとの費用対効果や成果および事業計画の達成度について自己点検を行い、「事業別実績報告書」を用いて報告することを義務付けている。その後、経理部にて報告内容のとりまとめを行い、事業評価委員会において内容の確認・検証を行い、その結果を各予算執行部署にフィードバックし、次年度以降の予算に反映する仕組みを構築している。なお、事業評価委員会での内容の確認・検証結果については、常任委員

会及び評議会において報告を行っている。

点検・評価項目④：

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学運営に関わる組織の構成と人員配置に関して、以下の事項を含め、適切に取り組んでいますか。

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

本学の事務組織は「同志社女子大学事務機構規程」において、組織、学長以外の役職、事務分掌を規定している。各部課に定員は設定しておらず、学部学科の新設等によって大学全体の職員総数を増加させることは原則せずに、将来構想や本学が直面する課題と労働環境を考慮して、人員配置を適宜見直している。10部のもとに課・事務室及びセンターを設置し、各学部には学部・研究科事務室を置いている。これらの事務組織に2021年5月1日現在、専任職員71名、常勤嘱託職員4名、契約職員79名、特定業務職員（有期）35名、研究支援員1名、アルバイト職員63名の合計253名を配置している。これらの職員以外に派遣労働者や業務委託などを活用して事務を処理している。

職員の採用及び昇格に関しては、「同志社女子大学評議会規程」、「同志社女子大学職員人事委員会内規」及び「同志社女子大学職員部課長会内規」に基づき審議され、これらの諸規程において各委員会の権限や役割を明確化している。

職員採用については、常任委員会及び評議会で職員採用方針として、採用年月日、採用人数の承認を得て、職員人事委員会で採用計画、採用スケジュール、募集要項を決定し、募集及び選考は職員部課長会で実施している。職員部課長会が推薦した候補者について、職員人事委員会による最終面接を経て、評議会で決定している。

係長・事務主任、課長・事務長への昇進は「同志社女子大学専任職員役職者人事に関する内規」（2020年4月1日施行）に基づき、職員人事委員会の議を経て決定する。また、学長が委嘱する職員の部長、室長、次長への昇進は、法人理事会の承認を必要とするため、評議会に学長が提案し、その承認を得た後、理事会で決定している。

職員の業務内容の多様化、専門化に対応するため、社会の要請に応じて新たな業務分掌を定め、組織の集約化と人的資源の効率的有効活用を念頭において対処してきた。2016年度には、18歳人口の減少に伴う志願者及び入学者の確保、高大接続の在り方及びそれに伴う入学選抜の改革、アクティブ・ラーニングの推進とFDの実質化等に対応すべく大幅な事務機構改正を実施した。

専門化する職員業務への対応としては、原則として異動を伴わない常勤嘱託職員（無期雇用）に加えて、2018年度より特定業務職員制度を導入した。

本学では以前から、教学運営及び大学運営において教職協働の体制を採用しており、教学・

大学運営を担う各種委員会の事務局はすべて職員であり、委員会の委員に積極的に職員を含めるようにしている。2021年度の本学の各種会議57委員会のうち、カリキュラム委員会や教務部主任会等の教学運営に関わる委員会も含め、39委員会（会議）（全体の68.4%）において職員が委員として参画している。

点検・評価項目⑤：

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

〔評価の視点〕

(1)大学運営を適切かつ効果的に行うために、スタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施していますか。

本学職員の意欲や資質、職務遂行能力の向上を目的に職員研修制度を設けており、それぞれの研修に関する取扱い基準は「同志社女子大学職員研修内規」に定められている。また、本学の研修体系は、2009年12月に同志社女子大学SDワーキンググループより提出された「SD（職能開発）推進に関する答申書」をもとに、本学として目指すべき大学職員像や各階層に求められる能力等を明確化し、それを実現するために、2010年度から新研修制度を実施している。この研修制度は研修委員会において毎年度見直し、改善内容を反映した「職員研修 Guide」を毎年度作成し配付している。

階層別研修は、「新入職員研修」「係員研修」「新任係長研修」「係長・事務主任研修」「新任課長研修」「課長・事務長研修」の6つに区分している。「新入職員研修」は法人全体で実施する、社会人や大学職員としての基礎知識・基本動作を身につける研修と、本学の伝統や各部署における業務内容全般について理解することを目的に係長・事務主任が講義を行う本学独自の研修とで構成している。加えて入社3カ月目・1年目には、研修委員長及び所属長が面談を実施し、日々の業務を遂行していく上での課題等について自己点検・評価をするとともに、今後の目標を設定させている。「係員研修」では入社2年目以降の一般職員を対象に、各部署の課長・事務長が講師を務め、大学職員としてより高度な知識や能力を身につけるため、本学の状況のみならず、国内外の大学を取り巻く環境や他大学における先進的な取り組みなどを紹介し、グループワーク等を通じて知識の定着を図るとともに、本学の現状や課題について改めて考える機会としている。また、学外団体が主催する研修会へ参加を義務付けており、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、企画力等のビジネスリテラシー能力を修得するとともに、他大学職員との意見交換や討議を通じて、中堅職員に求められる能力や態度、大学業界を取り巻く状況等について新たな気づきを得ることを期待している。「新任係長研修」は初級管理者である係長の立場・役割を認識し、管理の基本概念を修得するとともに、係長の役割を果たすために必要なリーダーシップと問題解決能力の強化を目的として学外団体が主催する外部研修に参加している。「新任課長研修」は同志社大学の新任課長とともに研修を受講し、組織における管理者の立場と役割、果たすべき機能についての認識を深め、マネジメントに必要な能力、職場でリーダーシップを発揮する際の考え方を修得することを目的としている。「係長・事務主任研修」及び「課長・事務長研修」では、各職員がそれぞれの職階や職務内容に応じて必要となる

能力や知見を身につけるため、数年に一度、大学が指定する学外団体主催研修に参加することを義務付けている。

また、一方で、職員の希望により受講できる研修として「研修助成」、「通学講座特別助成」、「在外研修・国内研修」、「他大学との合同研修」、「学外団体主催研修」がある。「研修助成」「通学講座特別助成」は自己啓発によるレベルアップを目的に、現在の職務に直接又は間接に関連する課題について、勤務時間外に書籍や通信教育・通学講座等により研修を行うもので、その研修に係る費用の一部を助成している。「在外研修・国内研修」は一定期間業務を離れ、業務に関する調査研究に専念する機会を与える研修である。「他大学との合同研修」では、現在、金城学院大学との包括協定に基づき、隔年で互いの大学を訪問し、それぞれの大学において取り組んでいる先進事例等について情報収集を行っている。「学外団体主催研修」は一般社団法人私立大学連盟、公益財団法人大学コンソーシアム京都、一般社団法人日本能率協会等が実施する大学職員を対象とした研修プログラムへの参加を奨励し、大学職員として身につけるべき知識や情報を修得する機会としている。

各研修は、必修、選択を問わず、参加後に報告書の提出を義務付けており、報告書は本学 Web サイトの教職員認証ページにおいて閲覧可能な状態としている。また、上記にも記載のとおり、一部の研修では研修成果を発表する機会を設けており、研修成果が全職員で共有できる体制となっている。

上記研修制度は運用開始から10年が経過しており、改善し得る事柄もあるため、2019年10月に総務部長から職員部課長会に対し「新たな人材育成制度の検討」について諮問があり、2019年11月22日付で「職員の人材育成制度に関する検討について（答申）」が提出された。この答申に基づき、職員研修制度に新たに「OJT 確認シート」の活用が設定され、「同志社女子大学専任職員役職者人事に関する内規」が2020年4月1日より施行された。「OJT 確認シート」はルーブリックを用いて作成されており、日々の業務において発揮される部下の行動特性を所属長（課長・事務長）が把握し、それに基づき業務上の行動及び行動を通じて知る思考や意識の方向性を、所属長（課長・事務長）がOJT 確認シートを用いた面談（部下による自己評価との比較など）で講評するものである。また、「同志社女子大学専任職員役職者人事に関する内規」の制定により、課長・事務長職又は係長職への昇進基準が明文化された。既存の研修制度と「OJT 確認シート」の各項目において日々の研鑽を積み重ね、ある程度のジョブローテーションを経験し、職員人事委員会において役職者に求められる能力が十分にあると認められれば、昇進が決定される仕組みが2020年度より確立している。

また、年に一度専任職員と常勤嘱託職員全員が参加する職員集合研修を実施し、大学として直面する課題について、職員全員で情報を共有したうえで、今後の業務の在り方について考える機会としている。過去7年間の各回の研修テーマと参加率は以下のとおり。

2021年8月30日 ウィズコロナ・アフターコロナにおける大学教育・大学サービス 92.0%
 （2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

2019年8月27日 新島襄に学ぶ～同志社女子大学の Identity～ 92.2%

2018年8月29日 働き方改革～生産性を高めて何をする？～ 97.4%

2017年8月30日 大学の将来構想と危機管理～Vision150の実現に向けて 96.1%

2016年9月1日 IR(Institutional Research)について理解を深める～問題点を発見し、改善策を遂行するために～ 97.4%

2015 年 9 月 7 日 大学教育の質的転換について－平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会（答申）を受けて－ 94.8%

さらには、2010 年度より専任教員、任期付教員、特別任用助手、実習助手（有期）、専任職員、常勤嘱託職員を対象とした教職員合同研修を 6 月の教授会終了後に時間を設けて実施している。過去 7 年間の各回の研修テーマと参加率は以下のとおり。（2021 年度、2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

2019 年 6 月 19 日 法務リスクの観点から見る学校現場のハラスメント問題 66.1%

2018 年 6 月 20 日 教育改革と同志社の今後 65.1%

2017 年 6 月 21 日 新島襄の志と同志社－わたしたちの教育を考える－ 62.4%

2016 年 6 月 15 日 ルーツから私達は何を学ぶのか－同志社女子大学の沿革と教育理念－ 46.9%

2015 年 6 月 17 日 同志社の志 67.1%

点検・評価項目⑥：

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 大学運営の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づいて定期的に点検・評価を行っていますか。
- (2) 監査は適正なプロセスで行われていますか。
- (3) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

大学運営の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、2016 年度に策定した同志社女子大学将来構想「Vision150」に関する点検・評価も行っている。「Vision150」のコンセプト「21 世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の育成」を実現するために掲げた 4 つの長期目標の一つに「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」がある。この長期目標の下に「組織」「財政」「広報」「キャンパス整備」に関わる中期目標とそれを達成するためのアクションプランをそれぞれ設定している。各事業の実施については、それぞれに自己点検・評価シートを作成し、5 カ年の取組目標・取組内容を定めたうえで、毎年、単年度の活動目標・活動計画を定め実績を点検・評価している。

また、常任委員会（夏期・冬期）集中討議を毎年度開催し、入試の動向や財政状況、将来計画等に関する喫緊の重要課題を集中的に討議し、その方向性を確認している。また、その結果を「常任委員会（夏期・冬期）集中討議報告」として全教職員に周知することで、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行っている。

本法人の監査は、「私立学校法」及び「学校法人同志社寄附行為」、「同志社監事監査規程」「同志社内部監査規程」等の関連規定に基づき、三様監査（監事による監査、監査法人による会計監査、内部監査）を行っている。特に 2018 年度からは内部監査において業務監査が開始され、本学では年間 2 部署程度に対して監査が行われることとなっている。

学校法人としては、監事による監事監査と内部監査の体制を整備している。監事については、「学校法人同志社寄附行為」で 3 名、任期は 3 年と定めており、学校法人「同志社監事選任規

程」に基づき、監事選考委員会の選考により推薦された者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

監事は、「学校法人同志社寄附行為」に基づき、理事の業務執行の状況、学校法人の業務及び財産の状況を監査している。また、理事会及び評議員会をはじめ重要な会議に出席し、意見を述べ、私立学校法第37条第3項第4号の規定に基づき、毎会計年度終了後、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

監事による監査は、「同志社監事監査規程」に基づき、監事が作成し、理事長に提出される監査計画に沿って行われる。各学校の業務運営状況を把握するため、毎年度、学校長を対象とした書面監査、対面によるヒアリングが実施されるほか、会議の議事録の閲覧、回付される重要文書の確認等も行われている。財産の状況の監査については、監事監査を補佐する監査室による監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人の監査結果の報告を受け、主としてその相当性を判断することによって行われている。

内部監査については、「同志社内部監査規程」に基づき、業務監査と会計監査について、理事長統括の下で監査室が担当しており、理事長に承認を受けた監査計画に沿って監査が実施され、監査室から理事長に監査報告が行われている。2018年度から実施している業務監査は、法人内の全ての事務組織を対象として、法令及び寄附行為、諸規程等を遵守し、適正かつ効率的に業務が運営されているかを監査するもので、ヒアリングを中心とする実地調査や書面調査を通じて、各組織における業務運営状況、リスクへの対応状況、コンプライアンス推進状況、ハラスメント防止等に係る取組み等を確認している。なお、9年間を目処に法人内の全ての事務組織を監査する計画により、本学においても順次、各事務組織が業務監査を受けているところである。

他方、監査法人による会計監査は、監査計画に基づいて期中監査、期末監査等を行っているほか、理事長、常務理事（財務担当）、大学長、女子大学長へのヒアリングも実施している。これらの監査結果は適正意見であった。

本学の大学運営においては、点検・評価結果に基づき、業務の効率化に対する取組が各部署において積極的に成されるようになり、定量的に判断できるものとして時間外労働の勤務時間が減少していることが成果としてあげられる。

また、2019年2月に内部質保証システムの確立に向けて「内部質保証推進規程」及び「自己点検・評価規程」を制定し、さらに同年7月に「同志社女子大学の諸活動に関する方針」を策定したことは、大学運営の適切性についての点検・評価に基づき改善・向上を図った一つの結果とも言える。今後もこれらの規程や方針に基づきPDCAサイクルを機能させ、改善・向上に向けた取り組みを行っていく。

財政面に関しては、本学においては入学定員充足率も良好で安定した収入が得られており、本学の教育研究を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立している。加えて、2011年度から2017年度までの大規模な建設事業についても、自己資金により計画的に事業を実施してきた。しかしながら、定員管理の厳格化の影響もあり、事業活動収入は横ばいである中、新設学部（看護学部）の設置もあり、人件費をはじめ支出の伸びが大きくなる状況が懸念されたため、予算面では、2017年度予算編成時より「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」という目標を掲げ、各年度の予算編成を行っている。特に2017年度予算は「対前年度マイナス3%シーリングでの予算編成方針」を策定し、予算総額の抑制に効果を上

げた。それ以降、前年度配分基準額を上限としたゼロシーリング予算を基調とする予算編成を行っている。また、決算時には、「事業別実績報告書」の提出を求め、事業ごとの費用対効果や成果等について検証を行い、次年度以降の予算に反映させている。

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

〔評価の視点〕

- (1)大学の将来を見据えた中・長期の計画に則した中・長期の財政計画を策定していますか。
- (2)財務関係比率に関する指標又は目標を設定していますか。

本法人が策定した「学校法人同志社中期計画（2020年度～2025年度）」の財政計画に基づき、本学においても中・長期財政計画（2020年度～2026年度）の策定と財務関係比率上の指標・目標の設定について、2020年3月開催の評議会において機関決定した。

従来、本学では学部学科再編、学費改定、大規模建設事業等の計画策定時に、中・長期の収支予想を行い、それを実施可否等の判断材料の一つとし、経常勘定及び建設勘定それぞれの累積の収入・支出超過額を示すことで中・長期財政の健全性を検証してきた。近年、教育の質保証の観点から定員管理の適正化を図る中で、財政基盤のより一層の安定化を目指す方策として、「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」という目標を掲げ、各年度の予算編成を行っている。これは、本学の中・長期計画である「Vision150」においても目標として取り組んでいる事項でもある。今回の中・長期財政計画及び財務関係比率上の指標・目標は、これらの取り組みを前提として策定している。

点検・評価項目②：

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

〔評価の視点〕

- (1)大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤又は予算配分を確立していますか。
- (2)教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みが確立していますか。
- (3)外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等は十分な状態ですか。

【学校法人の財務運営体制】

本法人では、いわゆる独立採算を原則とし、理事会が、設置学校各々に対して学校運営の責任を持つことを求めているため、財政運営の方針として、各学校に執行権限と責任を委譲している。そのため本法人は、14 学校を9つの経理単位（大学2、中学校及び高等学校4、小学校2（うち1校に各種学校を含む）、幼稚園1）に分けて各経理単位に経理責任者を置き、各学校の長をその任に充てている。各経理単位、すなわち各学校に財政運営を委ねることによって、それぞれの意思決定を最大限尊重しながら、学校経営に対する責任を明確にしている。

また、建設事業の財源を外部借入金に頼らないことを方針とし、一時的に多額の事業費を要

する校舎の新築や増改築等において、資金確保が間に合わない場合に備えて、その1/2以上を各経理単位が自己資金で用意したうえで、必要に応じて不足資金を法人内で融通する「法人内資金調達」制度を設けている。本制度を利用した経理単位は、5年を目処に調達した資金を内部勘定で計画的に返済することとしている。各経理単位には、法人内資金調達制度の利用や第2号基本金の組入計画を含め、財源確保のための計画立案が求められる。さらに、寄付金増収の取組について、同志社創立150周年を間近に控える中、募金事業を各学校で行っている他、法人が全額出資の事業会社（株式会社同志社エンタープライズ）から毎年継続的に寄付金を受領している。

5ヵ年連続事業活動収支計算書により2016年度から2020年度の推移を検証すると、学生生徒等納付金収入は、定員管理の厳格化の影響により、横ばい傾向である。その他の収入項目では、寄付金・補助金の獲得により若干の収入の増加がある一方、日本銀行によるゼロ金利政策の影響を受け、受取利息・配当金が減少しているなど、事業活動収入全体でも横ばい傾向である。一方、人件費は新設学部（看護学部）の設置もあり、約49億円から約51億円で約2億円の増、事業活動支出全体では、支出抑制策を講じた結果、約100億円を概ね横ばいで推移しているものの支出総額とすると高止まりしている状況である。以上のことから、支出増額の抑制は一定程度行えているものの、支出総額では大規模整備事業もあって拡大している一方で、収入の増加が見込みにくい状況であることが懸案となっている。今後は、寮整備を含めた大規模建設事業が2019年度にて終了し、借入金もないことから、建設勘定における財政計画は2020年度に収入超過に転じ、それ以降も収入超過が継続する計画となっている。したがって、前述の「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」の実現を目指し、より一層収入の多様化と支出抑制に継続して取り組む必要がある。

【法人の財務関係比率】

本法人の財政的な安定度について、2019年度の本法人数値と日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」による医歯系法人を除く2019年度の全国平均値を用いた財務比率を通した検証結果は以下のとおりである。

事業活動収支計算書関係比率について、事業活動収支差額比率は、全国平均を上回る（本法人5.3%、全国4.7%）ものの、かつては10%以上を目標値とし、実現していたことを鑑みれば、さらに収入の多様化と支出抑制により改善を図ることが可能であると考えている。その他の指標値の全国平均との比較は、学生生徒等納付金比率（本法人81.0%、全国平均75.1%）が高く、寄付金比率（本法人2.1%、全国平均2.1%）は平均的、補助金比率（本法人8.4%、全国平均12.1%）は低めで、学費への依存度が比較的高い収入構造となっている。人件費比率（本法人53.7%、全国53.2%）は平均的、人件費依存率（本法人66.3%、全国70.8%）は全国平均との比較では低い水準を保っているが、増加傾向にある点は留意すべき事項と認識している。管理経費比率（本法人4.8%、全国8.9%）は全国平均を下回る一方、教育研究経費比率（本法人35.6%、全国33.5%）で全国平均を上回っている。貸借対照表関係比率では、各指標とも概ね全国平均の水準で、全国平均を上回る項目も多い。負債比率（本法人11.6%、全国13.8%）、総負債比率（本法人10.4%、全国12.2%）に関しては、借入金に依存しない方針を堅持しているので年々漸減（好転）している。同様の理由により基本金比率（本法人100.0%、全国97.2%）も着実に向上している。なお、2020年度末現在の引当

資産は、第2号基本金引当資産 約93億円、第3号基本金引当資産 約199億円、退職給与引当資産 約143億円、減価償却引当資産 510億円、合計約945億円である。

【教育研究活動の遂行と財務確保の両立を図るための仕組み】

本法人及び各学校では、学校法人会計基準に基づく計算書とは別に、一般会計を「経常勘定」と「建設勘定」に区分して管理する独自の会計制度を用いている点を特徴としている。経常勘定は、学校運営のために恒常的に必要とする取引を、建設勘定は学費のうち教育充実費や建設事業宛寄付金等を収入源とし、土地、建物等の取得にかかる取引とそれによって生じる借入金の元利及び経費に関する取引を扱う。「経常勘定」と「建設勘定」に区分することにより、年度により事業規模が大きく異なる建設事業が日常的な教育研究活動の収支に影響を与えることのないようにするとともに、中・長期的に見た施設設備整備の規模の妥当性に対するチェック機能を働かせている。

本学では、中・長期計画「Vision150」の基本コンセプトの実現に向けた施策については、第3号基本金の一つである「21世紀基金」の果実を充当し、本学の教育研究活動の発展を図っている。さらに、事業計画に基づく事業費計上とは区分して、学生数に基づいた積算基準を設けて学部・学科に予算額を配分する教学費予算を設け、各学部・学科の特色に合わせた弾力的な執行による教育活動の活性化と、限られた財源の中での効率的な予算編成の両立を図っている。

【外部資金の獲得状況等】

収入構造の多様化を図る一環として、募金事業を立ち上げることを目的に2017年10月より総務課に社会連携係を設置した。従来「同志社女子大学事務機構規程」においては、経理部の事務分掌として「寄付金に関すること」としていたが、積極的に募金活動を行う趣旨で、2017年9月開催の評議会及び理事会において、同規程の改正を行い、総務課の事務分掌に「募金に係る調査、企画、連絡調整及び実施に関すること」「募金推進委員会に関すること」の2項目を追加した。その後、専任職員1名を当係に配置し、募金推進委員会を立ち上げ、2018年度より「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」を立ち上げ、寄付者が寄附事業を指定できる工夫を行い以下のとおりの実績があった。

2018年度：265件 31,516,000円

2019年度：401件 24,327,040円

2020年度：696件 26,070,002円

2021年度（目標）：780件 26,250,000円

また、外部からの研究資金のうち特に科学研究費助成事業については、大学全体として応募を奨励しており、近年獲得額が増加している。2021年度は採択件数・採択率とも2020年度を上回ったものの、交付金額については過去最高であった2020年度を下回り、6,820万円となった。日本学術振興会が公開している、「研究者が所属する研究機関別採択件数・配分一覧（令和2年度）」では、採択件数は全国の女子大学の中では第8位、新規採択率は28.6%となった。申請件数は少ないながら、本学教員に占める採択者の割合は高く、獲得状況は良好であると思われる。

それ以外の外部資金（受託研究費・共同研究費・奨学寄付金）はいずれも流動的で、受託研究は2015年度以降毎年件数・金額とも増加傾向であったが2019年度からは減少している。共

同研究は件数・金額とも 2017 年度が最高値で 2018 年度は減少、2019、2020 年度は増加したが 2017 年度にはおよんでいない。奨学寄付金は 2019 年度に増加したが、2020 年度は減少している。今後も産業界との連携を推進していく中で、資金の獲得につなげていく予定である。